

季刊

労働総研

クォーターリー

2010年夏季号

No.79

特集 経済危機下の中小企業問題

経済危機下の中小企業労働運動
大企業の中小企業支配打破と下請2法の活用
中小企業の内部留保と経営分析のポイント
中小企業の経営守る共同を
ヨーロッパの中小企業憲章と日本
【事例報告】中小企業と地域経済を守る取り組み
希望退職の撤回、「合意協力型」で経営再建へ
大阪・兵庫における中小生コン経営の改善
ものづくり直接支援の緊急助成制度かちとる
吹田市商工行政の変化と民商の提案活動

中島 康浩
相田 利雄
大木 寿
松丸 和夫
瓜田 靖

奥谷 雅宏
岡元 貞道
中里 俊男
西尾 栄一

研究

企業別労働組合を考える——戦後労働運動史から学ぶ

荒堀 広

国際・国内動向

核不拡散条約（NPT）再検討会議 ニューヨーク行動
～国際政治の大きな変化、草の根行動の確信に～
トヨタ・リコール問題は何を示すか
日米安保50年——アメリカの世界戦略と日本

小松 民子
佐々木昭三
千坂 純

新刊紹介

工藤晃著『資本主義の変容と経済危機——大銀行、多国籍企業は何をしたか』

天野 光則

浅井春夫・金澤誠一編著『福祉・保育現場の貧困 人間の安全保障を求めて』

清水 俊朗

吉岡吉典著『ILOの創設と日本の労働行政』

布施 恵輔

・藤吉信博さんを偲ぶ

浜岡 政好

世界と米国に
事実と道理で
働きかける

アメリカを 訪問して

志位和夫



ISBN978-4-406-05378-5

志位和夫

〈A5判〉定価1000円(税込)

アメリカを 訪問して

「核兵器のない世界」「基地のない沖縄」——
日本国民の願いを、世界と米国に届けた日本
共産党訪米団の活動。その意義をリアルに語
った「アメリカ訪問報告会」の全文と、NP
T(核不拡散条約)再検討会議への要請文、
ニューヨークとワシントンでの記者会見、全米
法律家協会での講演などを収録。世界の変化
と網領の生命力が生きいきと明らかにされる。

新日本出版社

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-6
電話03(3423)8402 FAX03(3423)8419[営業]

info@shinnihon-net.co.jp
www.shinnihon-net.co.jp

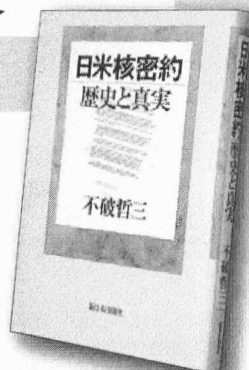
「核密約」の歴史と全貌を解明、「非核の日本」への道を示す

日米核密約 歴史と真実

不破哲三

「核密約」と取り組む探求の成果の集大成。冒頭の講演は、
核密約下半世紀の日米関係をアジアでの戦争史のなかで
描きだし、核持込み体制の打破と「非核の日本」への道を
鮮やかに示す。続く論文は、政府側の誤った日米交渉論を
新文書で打ち砕いた力作。最後に核密約文書をはじめて
明らかにした「2000年国会論戦」を関連資料とともに再現
する。

〈四六判〉定価1365円(税込) ISBN978-4-406-05363-1



新日本出版社

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-6
電話03(3423)8402 FAX03(3423)8419[営業]

info@shinnihon-net.co.jp
www.shinnihon-net.co.jp

労働総研クォーター

第79号 (2010年夏季号)



目 次

特集 ● 経済危機下の中小企業問題

■ 経済危機下の中小企業労働運動	中島 康浩	2
■ 大企業の中小企業支配打破と下請2法の活用	相田 利雄	8
■ 中小企業の内部留保と経営分析のポイント	大木 寿	12
■ 中小企業の経営守る共同を	松丸 和夫	16
■ ヨーロッパの中小企業憲章と日本	瓜田 靖	20
■ 【事例報告】 中小企業と地域経済を守る取り組み		
希望退職の撤回、「合意協力型」で経営再建へ	奥谷 雅宏	24
大阪・兵庫における中小生コン経営の改善	岡元 貞道	25
ものづくり直接支援の緊急助成制度かちとる	中里 俊男	26
吹田市商工行政の変化と民商の提案活動	西尾 栄一	27

【研 究】

■ 企業別労働組合を考える——戦後労働運動史から学ぶ	荒堀 広	29
----------------------------------	------	----

国際・国内動向

■ 核不拡散条約 (NPT) 再検討会議 ニューヨーク行動		
～国際政治の大きな変化、草の根行動の確信に～	小松 民子	41
■ トヨタ・リコール問題は何を示すか	佐々木昭三	45
■ 日米安保50年——アメリカの世界戦略と日本	千坂 純	50

新刊紹介 ● 工藤晃著『資本主義の変容と経済危機——大銀行、多国籍企業は何をしたか』...	天野 光則	55
● 浅井春夫・金澤誠一編著『福祉・保育現場の貧困 人間の安全保障を求めて』...	清水 俊朗	56
● 吉岡吉典 著『ILOの創設と日本の労働行政』	布施 恵輔	57
・ 藤吉信博さんを偲ぶ	浜岡 政好	59

特集／経済危機下の中小企業問題

経済危機下の中小企業労働運動

中島 康浩

◇はじめに(本特集の目的と内容について)

リーマン・ショック以降の経済危機によって「赤字転落」した大企業では、ここにきて収益のV字回復が経済紙をにぎわせている。連動して中小企業でも回復基調に転化しつつあるが、売上げ減、採算割れ、資金繰りなど一層の困難に晒され、リストラにとどまらず倒産や廃業を余儀なくされる企業もある。労働組合運動も新たな試練に直面し、その対応に追われ、中小企業関係単産と全労連の中央・地方での奮闘が続いている。

今回の特集は、こうした情勢のもとで、(1)中小企業の労働組合が取りくむべき課題と運動のすすめ方、(2)大企業による中小企業支配を打ち破っていくために下請二法の活用と改善要求、(3)膨大な大企業の内部留保と脆弱な中小企業経営、その還元を求める取りくみ、(4)中小企業の経営を守る労組と経営者・業者などの共同の取りくみ、(5)ヨーロッパの中小企業憲章と日本における憲章づくりなどについて論証したものである。

執筆は、当研究所の中小企業問題研究部会(部会長＝松丸和夫・中央大学教授)が定期的に研究、解明してきたテーマでもあることから部会メンバーを中心に分担し、事例報告は各職場・地域の役員の方に協力していただいた。

以下、第1テーマの「経済危機下の中小企業労働運動」について報告する。

1. 賃金格差と低水準の労働条件について

1) 100対53。規模別賃金格差の実態

中小企業にはたらく労働者が直面している問題は、大企業や中堅企業に比べて、賃金が安いこと、労働時間が不規則なこと、非正規労働者

の比率が高いことである。

とりわけ賃金水準は、厚生労働省の「毎月勤労統計調査年報(2008年版)」で見ると、500人以上の大企業の50.0万円(一時金等を含む)に対して、100～499人で39.1万円(大企業比78)、30～99人で33.0万円(同66)、5～29人では26.5万円(同53)となっている。規模が小さくなるにしたがって低減し、小規模の5～29人では大企業の半分程度の賃金しか得られないのが実態である。

2) 避けられない非正規雇用と低賃金

大企業が業績を回復させてきた最大の要因は、外需の回復と同時にリストラ・賃金抑制、下請いじめによるコスト削減である。賃金抑制では、春闘にその特徴をみることができる。09春闘では経済危機を最大限利用して「定昇凍結」を押し付ける企業が続出し、10春闘では業績が回復しているにも拘わらず「定昇のみ」を押し付けてきた。この「定昇のみ」でさえ、退職者と新規採用者の人数差から総額人件費は低減して利益に直結する。

加えて、この間の非正規化も大きな利益の源泉になっている。例えば、I自動車の場合で見ると、正社員の年収が約600万円なのに対して、期間工で約400万円、派遣工では約280万円にすぎない。問題なのは、関係中小企業も非正規雇用を増やして対応しないと、同業者間の価格競争に対応できないということになる。これは自動車産業に限らず各産業に共通している。春闘の賃上げ額が親会社を上回れないのも同様である。

加えて中小企業では、親会社・取引先との関係で、始業・就業時間が一定せず、季節や気候などによる繁閑もあり、不規則な労働を強いられている。また、時間外手当や有期休暇の管理

も不十分で、育児・介護休暇なども整備されていない企業が多く、ビルメンテナンス、トラック輸送、建設業などでは請負化して社会保険未加入でコスト削減をはかる企業もみられる。

2. 中小企業の苦境と、その原因について

1) 中小企業と地域経済の現状

(1) 深い水面下。厳しい景況・業況

中小企業の業況は、引き続き持ち直しの動きが見られるものの、弱い動きを示した業種もあるなど、依然として厳しい状況にある。中小企業基盤整備機構の「中小企業景況調査（2010年1～3月期）」によれば、全産業の業況判断DI（「良い」－「悪い」）は▲34.2で前期差2.2ポイントの改善となり、4期連続でマイナス幅が縮小している。個別の指標でも、売上額DIが▲28.0で前期比4.6ポイント改善したのをはじめ、経常利益DIは▲45.7で同4.5ポイントの改善、資金繰りDIは▲26.6で2.1ポイントの改善、借入難易度DIは▲15.6で1.2ポイントの改善など、各々若干の改善傾向を示したが、依然としてマイナスになっている。業種別にみると、「製造業は改善したが、サービス業と小売業ではマイナス幅が拡大」している。改善した製造業では自動車、電機製品などが政府のエコポイント政策によるところが大きく、建設業にも若干の効果があつたが、改善幅はわずかであつた。一方、悪化したサービス業では飲食・宿泊業がデフレの直撃を受けている。いずれにしても、各指標のマイナス数値に見られるように大企業の業況に比べれば、相当深い水面下にある。

(2) 不況型倒産が増加中

リーマン・ショック以降急増していた企業倒産件数は、このところ高水準ながら沈静化しつつある。東京商工リサーチの「全国企業倒産状況」によれば、2009年度の倒産件数は1万4732件で、ピークだった前年度の1万6146件を若干下回った。各月報でもこの傾向が顕著である。業種別にみると、金融・保険業（▲28.9%）をはじめ、卸売業、運輸業、不動産業、建設業（いずれも▲14%台）

などが前年度比で減少となり、情報通信業（+6.7%）とサービス業他（+3.5%）では前年度を上回った。しかしながら、販売不振など「不況型倒産」の構成比は80.7%で、過去最高を記録している。その要因・背景として、「4社に3社が販売不振による倒産で、収益環境が厳しい中小・零細企業が高水準で推移」（帝国データバンク）していることが挙げられている。

(3) 地方景気もマイナス

中小企業基盤整備機構の業況調査（1～3月期）では、地域別の業況判断についても紹介している。それによると、「全8地域中、北海道でマイナス幅が拡大、四国、中部、近畿など6地域でマイナス幅が縮小、東北は横ばいであった」という。また、東京商工リサーチの前記調査では地区別の倒産件数の特徴について、「9地区のうち近畿を除く8地区で前年を下回った」と指摘している。都道府県別では近畿の大阪、滋賀、和歌山とともに、千葉、神奈川、愛知、三重などで増加がつづいた。これらの府県は大企業が集中するところであることが注目される。なお、全体が減少した背景について、帝国データバンクでは、「（多数を占める）建設業における倒産が減少」したことをあげ、「公共工事の執行前倒しが奏功し、公共工事への依存度が高い地方圏で大幅減少」とみている。

2) 中小企業の苦境の原因

(1) デフレによる売上げの減少

経済危機から回復する過程で中小企業の仕事量、売上げが激減していることは、前述の「厳しい景況・業況」のとおりである。こうした要因について、日本商工会議所の「LOBO（業況）調査（3月期）」では、「大手自動車メーカーのリコール問題やデフレによる販売価格の低下、雇用・所得不安にともなう個人消費・住宅建設の減退、公共工事量の減少、燃料価格の上昇懸念などから、先行き見通しには慎重な声が依然として根強い」と説明されている。一方、大手製造業では「少子高齢化」による需要の減少を理由に海外生産・販売に活路を求め、世界的

特集・経済危機下の中小企業問題

な工場再配置をすすめようとしている。これでは国内の設備投資が減少し、中小企業の仕事も減ってしまうことが懸念される。

さらに、正社員への賃金抑制と雇用の非正規化は、労働者全体の消費購買力を低下させてきた。勤労者世帯の月平均実収入（一時金等を含む）は、総務省「家計調査年報」によれば、1998年の58.9万円から2008年には53.3万円になり、5.6万円（9.4%）も減少した。連動して家計の消費支出も35.4万円から32.4万円になり、3.0万円（8.4%）もの減少になっている。こうして、賃金抑制・非正規化⇒購買力低下⇒消費不況⇒企業業績悪化⇒賃金抑制・非正規化という、デフレスパイラルに陥っているのである。その結果、狭まった市場で過当競争にさらされ、価格決定権の希薄な中小企業の弱体化が進行している。

この10年間で、欧米の主要国が国内総生産（GDP）も雇用者所得も1.2～1.7倍に伸ばしているのに対し、日本だけが減少している。このデフレ現象は「構造改革」路線による雇用・労働分野の規制緩和策にその原因がある。

(2) 単価たたき・納入価格の減額

苦境の中小企業とは対照的に、日本の大企業はこの10年間で、利益を拡大するとともに内部留保を異常なほど積み増してきた（12ページ参照）。さらに、今回の経済危機では大企業も売上げ、経常利益を大幅に減らしたものの、内部留保だけは21兆円（前年比9.5%増）も積み増しているのも特徴である。

大企業の利益、内部留保の源泉は、前述した賃金抑制・非正規化とともに、下請単価の一方的な切り下げ、取引価格の低額押し付けである。愛労連が2010年2月にトヨタ関連下請企業が集中する西三河地域で実施した「仕事量・単価に関するアンケート」のまとめでは、トヨタが「部品価格3割削減を、トヨタ系列会社に要請」（中日新聞12/23付）が紹介されている。現にアンケートに回答した70社のうち、6割にあたる47社で「この1年間に単価の引き下げがあった」と回

答、30%、50%という引下げもみられる。「定期的に行われるコストダウン（2回／年）が当然のように実施（半強制）されている」という訴えもあった。

この点では、『中小企業白書2010年版』でも、「主力製品等の単価変動（下降）の主な原因・理由」についての調査結果を発表した。それによると、「顧客や発注元からの要求を受け入れた」と回答した企業は全産業で29.9%、うち、製造業では55.6%、サービス業でも43.9%を占めている。同書は「中小企業が値下げ要求や価格競争に直面していることがうかがわれる」と指摘している。

(3) 弱者切り捨てと少ない中小企業予算

1999年の中小企業基本法の改悪では、旧法にあった「二重構造の底辺」「弱者」という中小企業の位置付け、「大企業との格差の是正」が削られ、政策の中心は「独立した中小企業の多様で活力ある成長発展」に変わった。ベンチャーなど一部の企業だけが支援の対象になり、多くの中小企業は支援の対象から外されたのである。

同時期に、銀行、保険、証券などの垣根を取り払う金融ビッグバンが強行され、金融機関には自己資本比率（国際取引8%以上、国内のみ4%以上）が義務付けられた。経営体質が脆弱な中小企業は「不良債権」として扱われ、貸し渋り・貸しはがしが横行し社会問題になった。その後、中小企業・業者団体や全労連など労働組合の運動も反映して「金融検査マニュアル・中小版」を改定させたり、セーフティネット保証の業種拡大（現在は業種枠なし）、返済猶予期間の延長（最大3年）などが実現してきたが、その間には多くの中小企業が整理・淘汰させられた。

国の中小企業対策費は、一般歳出比率でみると1967年をピークに下がり続け、近年では0.4%以下に抑え込まれている。実額でみても1980年に2435億円だったものが、自公政権最後の2009年には1890億円まで下げられ、2010年には民主党政権によって増額されたが1911億円（一般歳出比0.36%）という低水準である。

3. 民主党政権の中小企業政策について

1) 民主党「マニフェスト」各論の具体策

2009年8月の総選挙で、民主党は政権公約の「マニフェスト」を大量配布し、国民の圧倒的な支持を受けて政権の座についた。その後、後期高齢者医療制度や労働者派遣法、米軍基地問題などで公約を次々と変質、反故にしている。「マニフェスト」でかかげた国民・労働者の要求を反映した部分は具体化させる必要がある。改めて中小企業政策、雇用・労働政策を見てみよう。

(1) 中小企業政策

中小企業減税では「中小企業向けの法人税率を現在の18%から11%に引き下げる」(所要額2500億円程度)としている。

中小企業対策では、①『「次世代の人材育成」』『公正な市場環境整備』『中小企業金融の円滑化』などを内容とする『中小企業憲章』を制定する、②「最低賃金引き上げを円滑に実施するため、中小企業への支援を行う」、③『「中小企業いじめ防止法」』を制定し、大企業による不当な値引きや押しつけ販売、サービスの強要など不公正な取引を禁止する、④「貸し渋り・貸し剥がし対策を講じるとともに、使い勝手の良い『特別信用保証』を復活させる」などがある。

(2) 雇用・労働政策

労働者派遣法については、①「原則として製造現場への派遣を禁止する(新たな専門職制度を設ける)」、②「専門職以外の派遣労働者は常用雇用として、派遣労働者の雇用の安定を図る」、③「2カ月以下の雇用契約については、労働者派遣を禁止する。『日雇い派遣』『スポット派遣』も原則禁止とする」、④「派遣労働者と派遣先労働者の均等待遇原則を確立する」などである。

最低賃金については、①「貧困の実態調査を行い、対策を講じる」、②「最低賃金の原則を『労働者とその家族を支える生計費』とする」、③「全ての労働者に適用される『全国最低賃金』を設定(800円を想定)する」、④「景気状況に配慮しつつ、最低賃金の全国平

均1000円を目指す」、⑤「中小企業における円滑な実施を図るための財政上・金融上の措置を実施する」(所要額2200億円程度)としている。

2) 政権交代による関係省庁の変化と、国民的要求

(1) 中小企業関係省庁の姿勢の変化

全労連・春闘共闘や業者の全商連が共同して中小企業関係の要求実現をめざす要請先は、主として中小企業庁、公正取引委員会、金融庁、厚生労働省である。鳩山政権発足後、全労連は2009年11月、2010年2月、5月の3回にわたって対政府交渉を重ねてきた。

この間の特徴は、自公政権時代と比べ変化した部分と旧態依然の部分とが混在していることである。変わった点は、前記「マニフェスト」を実現させるために政策立案が「政治主導」となり、政務三役からのトップダウンになったことである。亀井静香金融相が素早く「中小企業金融円滑化法」(返済条件・猶予期間の延長など)を成立、施行させたのははじめ、中小企業庁は「中小企業憲章」をつくって閣議決定し、「中小企業支援等の最低賃金引上げ対策検討チーム」では全国最賃800円に向けた調査をすすめている。厚生労働省は「生活保護・母子加算」を復活させ、「ナショナル・ミニマム研究会」で生活保護基準以下の世帯数や研究会中間報告(案)を公表している。

さらに、関係省庁も「マニフェスト」の方向で動き出している。このため、行政の現場では動揺や混乱が見られた。それは「(現場の) 下からの意見が反映しない」「(良いことだが) 現場は少数で手が回らない」というものである。

(2) 財界の圧力で、公約を反故・変質

民主党連立政権が誕生して9カ月が経過した6月2日、鳩山内閣は崩壊した。普天間基地の移転先をめぐる迷走など「マニフェスト」で掲げた政策を反故にし、「政治とカネ」も絡んで国民的な支持を失った。加えて、後期高齢者医療制度の廃止を先延ばし・変質させ、社会保障のために消費税の増税を主張し、労働者派遣法の

特集・経済危機下の中小企業問題

抜本改正には大穴をあけたまま成立させようとしている。最賃時給1000円の実現は大幅に先送りされ2020年の到達目標になった。これらは、世論を意識して「マニフェスト」に書き込んだものの、具体化にあたって財界やアメリカの圧力に直面して表面化したものである。

菅内閣が誕生したが、米軍基地問題をめぐって、沖縄県民、徳之島住民の大きな運動に象徴して見られるように、後期高齢者医療制度問題も労働者派遣法の抜本改正も、さらに中小企業支援策や最低賃金1000円の要求実現も、社会保障の拡充と消費税増税反対も、大衆的な運動発展こそが決定的に重要になってきている。

4. 全労連と中小単産の要求、取り組みについて

1) 全労連・春闘共闘の2010年春闘の特徴

全労連・春闘共闘は、2010年春闘のスローガンに、「変化をチャンスに、貧困・格差の解消、内需の拡大を」と掲げ、3つの重点課題を追求してきた。

①解雇、失業に反対し、「雇用守れ、仕事よこせの運動」を取り組み、「労働者派遣法の抜本改正を求める国会請願署名」を継続してきた。改正労働者派遣法の大穴を告発し、国会議員要請や宣伝行動を取り組んでいる。

②生活改善となる賃上げをめざし、統一闘争に取り組み、賃上げ要求目標として、「誰でも月額1万円、時間額100円以上」の賃金改善を求めてきた。賃上げでは、登録組合の加重平均で5820円(1.89%)を獲得(5/27現在)。また、パート・アルバイトなどの賃上げは256組合が獲得し、時間額の引上げは14.9円となった。企業内最賃の協定・改定159組合を含め、労働時間の短縮や非正規の待遇改善、育児・介護休業の改善、人員増・定年延長など、のべ970組合が制度的諸要求での成果をあげている。

③ナショナル・ミニマム、社会保障の整備・拡充を求めて取り組み、「最低賃金時給1000円の

実現を求める国会請願署名」を展開してきた。

この課題では、民主党の「マニフェスト」を活用して、時間額1000円と中小企業支援策を求める政府要請とともに、中小企業団体などとの合意形成に努めている。

2) 中小企業関係単産の運動論と取り組み

全労連・春闘共闘の民間単産は、ほとんどが中小企業に基盤をおく組織である。こうした中小企業関係単産は、賃金の引上げでも労働諸条件の改善でも、企業内での要求実現・前進には限界がある。経営危機に直面している企業では尚更である。これらの単産では、1989年11月の全労連結成を前後して「中小企業における労働組合運動」論を整理、発展させてきた。全労連全国一般では、「中小企業経営をまもる『たたかう提案型』運動」であり、JMIUでは『合意協力型労使関係』で経営改善をすすめ、対政府要求を『二方面のたたかい』として取りくんでいる。建交労や全印総連なども含め表現こそ違うが、運動論はほぼ同一といっても過言ではない。

すなわち、要求実現のためには3つの闘いが必要だと説く。第1は、職場での交渉力・闘争力の強化である。なんとといっても直接の雇用主に対して「人間らしく働き、生活できる賃金・労働条件」を求めるのは当然である。同時に、それが実現しない経営上の問題は何なのかを労使で解明し、労使が協力して改善に努めるというものである。この責任はあくまでも経営側に求めている。第2は、関連する産業内での中小企業の経営改善を図っていく取りくみである。これには、地域や産業内での経営実態調査などを通じて問題点を明らかにし、地域・産業政策として、業界内で自主的に解決させたり、対政府要求として要求の実現を迫るものである。最近では下請2法の厳格な運用に加えて、官公需入札制度の改善・公契約条例制定に向けた取り組みが注目されている。第3は、国民本位の政治をめざす取りくみである。パートタイマーや派遣労働者に係わる法律や、健康保険、労働保険、年金制度な

どの社会保障、所得税や消費税などの動向は労働者の生活に直結しており、政局に対応して対政府・国会闘争を組織している(注: JMIUの『二方面のたたかい』は、第2と第3を結合したもの)。

この間の取り組みで代表的な成果は、①職場闘争では、JMIUの統一ストライキ戦術、建交労運輸部会の大都市集団交渉、マスコミ単産の奮闘などによって、全労連・春闘共闘の春闘賃上げ額が連合の水準を上回っていることである。②中小企業の経営改善をめぐっては、下請代金法の適用を「情報成果物」と「役務」の委託取引に広げさせたこと(9ページ参照)により、出版、放送、映画演劇や運輸、卸・小売などで公正取引が普及しはじめたことである。建交労運輸と全印総連では、労使共同のセミナーやフォーラムが定着し問題点を共有している。また、規制緩和をめぐっては、タクシー車両台数の削減を求める自交総連の取り組みが「タクシー活性化法」を成立させ、都市ごとに台数を削減することが可能になった。

5. 格差是正と待遇改善をめざして

最後に、冒頭の規模別格差で問題になった、中小企業における低賃金や劣悪な労働条件を改善させていくために、当面する課題、方策を示し、今後の運動の発展に期待したい。

第1は、組織の拡大強化である。とくに、大企業における非正規労働者の要求、たたかいを支援すること。これは、当該労働者の生活と権利を守るだけでなく、産業内の民主化に通じるもので、労働運動全体の課題である。あわせて、地域の中小職場で低賃金・無権利状態で働かされている(正規・非正規問わず)労働者の組織化をすすめることである。

第2は、第174通常国会に提出された「労働者派遣法改正法案」を、真に抜本的に改正させる取り組みである。同法案には、①「登録型派遣の原則禁止」なのに専門26業務などが禁止の例外になっている、②期間の定めのない派遣労働

者について「3年を超えた場合、派遣先が労働契約を申し込む義務」が削除され、正社員化の道が閉ざされているなど、いくつもの大穴があげられている。これは、労働界あげて修正させなければならない課題である。

第3は、最低賃金の引き上げで、当面、全国一律に時給1000円以上をめざす取り組みである。財界や大企業は、「中小企業が潰れる」「国際競争力に負ける」などと逆襲し、政府も民主党「マニフェスト」を横目で睨みつつ、「中小企業の業績回復が先」だとしている。しかし、労働総研の緊急提言や富士通総研の研究では「最賃を1000円に引き上げることが中小企業の活性化になる」「最賃上げは最大の成長戦略」であることを立証し主張しているのである。これらを武器に、夏に向けた熱い取り組みが計画されている。

第4は、公契約条例の制定である。日本初・千葉県野田市の「公契約条例」は、自治体が発注する仕事に係わる賃金・労働条件を保障する内容を明記したもので、労働組合運動に大きな衝撃を与えた。準備中の国分寺市では「先を越された」と悔しがり、川崎市などでも条例づくりが急ピッチである。全労連の地方組織、関係単産でも頻繁に学習会を持ち、この流れを全国に波及させる努力が続いている。

第5は、職場における均等待遇の実現である。今年の4月1日には、労働基準法の一部改正(時間外割増率、有休の時間付与)や、均等待遇、子育て支援、雇用確保などに関する法制度の改正施行が集中した。育児・介護休業法の改正施行は6月30日である。これらは手直し程度の改正ではあるが、世論と運動を反映したものである。労使でよく話し合って具体化し、職場に導入したい課題である。均等待遇に係わる制度導入は、結果としてパートタイマーなど非正規雇用のコストアップにつながるが、より良い人材確保のため正規化への道もあわせて獲得する組合が増えつつある。(なかじま やすひろ・労働運動総合研究所事務局員)

大企業の中小企業支配打破と下請2法の活用

相田 利雄

1. 下請代金法とその運用

日本においては、多くの産業で親企業と下請企業の関係が存在する。それは日本を代表する自動車・電機・電子、精密機械、産業機械といった産業・企業の製品が世界各地に輸出され、その国際競争力を誇っている1つの要因である。しかし、その関係が同時に支配・従属関係であり、不公正な取引関係であることも事実である。こうした親企業と下請企業の取引関係を民間の当事者企業間の協議によって是正することには大きな限界がある。こうして下請業者の要求を受け入れて両者の取引関係を規制する法律として、下請代金支払遅延等防止法（「下請代金法」、1956年制定）と下請中小企業振興法（「下請振興法」、1970年制定）の、いわゆる「下請2法」がある。

ここでは、この法律とその運用に関わる労働組合の取りくみについて見てみる。

（注）下請2法に関して、詳しくは拙稿（2007年）「下請中小企業政策」相田・小川・毒島・川名『増補・現代の中小企業』創風社を参照。

下請代金支払遅延等防止法は、単に下請代金支払遅延にとどまらず、親企業の義務と禁止行為には、以下のような諸項目が含まれている。①親企業の義務として、注文書の交付、書類作成・保存、下請代金の支払期日の明示、遅延利息支払、②禁止行為として、受領拒否、下請代金の支払遅延、下請代金の減額、返品、買ったたき、物の購入強制・役務の利用強制、報復処置（下請事業者が親事業者の下請法違反行為を公正取引委員会又は中小企業庁に知らせたことを理由として、その下請事業者に対して取引数量の削減・取引停止等の不利益な取扱いをしてはいけない）、有償支給原材料等の対

価の早期決済、割引困難な手形の交付、不当な経済上の利益の提供要請、不当なやり直し等。

下請代金法は、親企業から見て優越的地位の乱用の可能性の高い取引につき、親事業者に書面交付をはじめとした様々な義務を課すことで、親・下事業者間の不公正取引の是正をしようとする法律である。この法律を活用しようとしてきたのは、主として直接の取引の当事者である下請中小零細企業の経営者であった。しかし、全労連や同加盟組織のJMIUや建交労などいくつかの産業別単産も、自らの労働条件の改善にとって親企業と下請企業の取引関係を是正することが不可欠であるという立場から、この法律の改正・有効な運用を求めて運動を展開してきた。

法律上課せられている義務に違反しているか否かの把握は、公正取引委員会（公取委）や中小企業庁（中企庁）が、親事業者及び下請事業者に対する書面調査や立入検査等によって対処している。また、法の制定・改正とその運用に関する中小企業団体（商工会議所や中小企業家同友会、全商連など）や労働界（連合と全労連など）の要求や運動が絶えず取りくまれてきた。

全労連等はこの法の改正に関する国会審議にあたり、2003年5月28日に公取委と中企庁などに次のような要請を提出した。

1. 下請代金支払遅延等防止法の罰則規定を強化すること。とくに、PL法、食品安全法、道運法・道交法、最賃法など他の関係法規を犯すことを前提とした悪質な下請取引については刑罰の導入とともに巨額の罰金を課すこと。
2. 「役務の委託取引」における不当な入札や指値の強要には、発注元（民間も官公庁も）の責任が問える制度に下請法を改正すること。とくに「前年比〇%減」などと大幅な引き下げを前提とした契約については、現場労

働者に雇用の不安定化、賃金引き下げ、長時間過密労働など労働条件の切り下げを押し付けており、「労働条件の改善に資する」ことを基準として規制すること。

3. 違法・悪質な下請取引を告発したことを理由とした「取引停止」などの報復措置については、親事業者を厳罰に処すとともに、下請業者の損失分を補てんする制度を確立すること。
4. (付帯決議として) 下請法の適用範囲拡大にともない、TVなどを活用した大規模な周知徹底に務めること。また、公正取引委員会と中小企業庁職員の大幅な増員や、47都道府県と政令都市に「下請代金検査官」を配置するよう、立法府として特段の配慮を行うこと。

2. 2003年改正下請2法の骨子

第156国会（2003年）で、下請代金支払遅延等防止法と下請中小企業振興法の一部を改正する法律案（改正下請2法）が成立した。下請代金法の主な改正内容は、以下のようである。

第1に、適用範囲の拡大である。これまで製造業と修理業のみが適用範囲であったが、①情報成果物作成委託（ソフトウェア開発、放送番組製作、広告製作、各種検査、設計業務など）、②役務提供委託（貨物自動車運送、海上貨物運送、ビルメンテナンスなど）、③金型の製造委託を追加した（かつてこの業種は例示したものであり、適用されるのはその「行為」である）。

第2に、親事業者がしてはならない禁止項目として、「代金の支払遅延」「買いたたき」などこれまでの9項目に加えて、①自己の指定する役務を強制して利用させること、②下請事業者の給付の内容を変更させ又は受領した後に給付をやり直しさせることなどが追加された。

第3に、親事業者の義務としては「発注書面の交付」「下請代金の支払期日」などがあるが、それに違反した場合の罰金上限が3万円から50万円に引き上げられた。

この時期、並行してすすめられた下請振興法の改正にあたっては、「振興基準」に環境配慮や

グローバル対応などが盛り込まれた。また、全労連などが提出した意見書より、同基準の「国等の他の施策との関連」のなかに「労働基準の確保」が加えられた。

なお、下請振興法の振興基準には、納期について「下請中小企業の時短の妨げとなる週末発注・週初納入及び発注内容の変更等の抑制」や、取引単価については「下請中小企業の適正な利益の確保及び労働条件の改善が可能となるよう、協議して決定する」ことが定められている。

3. 法改正後の動き

以上の改正により、改正以前には製造業で30万社ぐらいが対象であったが、新たに約30万社ほどが規制の対象内に入った。公取委と中企庁は、運用基準やガイドラインを関係の業界団体、企業に対して色々なルートで、中企庁が所管している団体、商工会議所等々含めて、この法改正の具体的な内容を関係者特に親事業者、サービス関係の親事業者にも周知徹底をする努力を払った。また、中企庁・公取委が書面調査とヒアリングをすると、大体的場合は親事業者が法に違反しているとその場でその行為を是正する。その意味で、この法律は、予防措置、下請事業者の保護に効果を発揮している。さらに、新たに追加された役務（サービス業）について、書面調査だけでは違反行為を取り締まることは不可能である。親事業者の場合には、比較的規模が大きい事業者、そしてまた法務部門とかさまざまな管理部門等があり、きちんと応える体制があるが、下請事業者の場合、4人とか5人というふうな、経営者等がなかなか調査票に回答する時間もないからである。

従来は、公取委の指摘に従って是正をすれば、もうそれで公表しなかったが、今回はそういうことにかかわらず、公表すべきものは公表する。しかも対象が、そういう違反行為が続いている場合、初めて勧告ということになるが、是正してしまったらもう勧告ができないというのが従来の規定であるが、今回の改正で、これからは是正されても新たに再発防

特集・経済危機下の中小企業問題

止措置を命ずることができるようになった。

公取委・中企庁は、サービス産業分野における取引についての専門性あるいは能力向上といったものを高める努力をしている。加えて、所管省庁、所管官庁も調査権限があるので、公取委、中企庁、所管官庁、調査の協力体制が重要である。改正時、新たに下請法の適用となる業種を担当する省庁に関して、増員など、それをしっかりと執行する体制が整っていなかった。公取委と中企庁における下請検査官の大幅な増員が必要であるが、他の省庁でも下請検査官をしっかりと確保することが重要である。

なお、全労連が取り組んだこの法律に対する運動の中で出された特徴的な意見をいくつか紹介しておく。

①下請事業者の資本金規模は「3億円以下」だが、それ以上の下請企業が存在しており、実質的な下請関係で認定すべきである。

②法違反の申告は「下請事業者」に限定せず、労働組合からの指摘、匿名の電話での告発も調査の対象とするべきである。

また、全労連加盟単産は次のような要請を行っている。

民放労連では、①契約料金の引下げなどが後を絶たない。下請法による「濫用の規制」を望む。②「取引条件の書面化」がなく口約束などが多く、不公正取引の温床になっている。改善のために「違反行為の公表」「書面不交付等に対する罰金額の引上げ」を要望した。

建交労は、①1990年の規制緩和で認可運賃がなくなり、今、20年前の運賃すら取れない。そのことが過積載、スピード違反となり、重大事故に直結している。②規制緩和によって、運賃の事後届出、営業区域の廃止、台数規制（20台が5台に）などで参入自由となり、4万社が5万5000社に増えた。社会・労働保険などに加入せず、低運賃の悪循環になっている。事態改善のために道路運送法では「大臣が運賃の改善を命令できる」ことになっているが、実現していな

い。③公取委と交渉すると、「悪質な事態は告発してくれ」と言うが、これをやると明日から仕事なくなる。現実に告発したら取引停止になった下請業者もいる。告発権の保障が必要だ。

下請法では、親事業者が下請法第4条に違反する行為を行った場合、公取委が原状回復措置を勧告することになっている。公取委及び中企庁は、それぞれ毎年1000件を超える事案について勧告、警告などの行政指導を行っている。この中には、違反行為を繰り返す親事業者も少なからず存在する。つまり、行政の指導を行っているが、それはが十分な効果を上げていない。

また、検査官のスキルアップが不可欠である。今後は製造業だけでなく、非常に対象が広がる、調査件数も増大する。公取委・中企庁は、「検査官の調査能力向上のために、研修を行ったり、外部から専門的な人材を登用する。関係省庁からの出向を仰ぐとか、今いる公取委の職員は検査マニュアルをつくってきちんと研修をする」としているが、それがこの法の運用にどの程度実際の効果をもたらしているのかが検証される必要がある。

4. 改正下請法の周知・活用

下請代金法が改正され、先に紹介したように適用範囲が「情報成果物作成委託」と「役務提供委託」に広がり、「運輸業」は独占禁止法の特殊指定となった。これらの職場に働く労働者を組織する産業別労組の多くは、全労連や春闘共闘に結集している。

改正下請代金法が施行された2004年4月を前後して、全労連・春闘共闘と中小企業関係単産では、その積極的な活用をめざして様々な取り組みを展開した。それは、①改正下請2法周知ビラの作成・配布と説明会の開催、②中小企業・業者アンケートの取り組み、③業界・業者団体、政府機関との懇談・要請などである。

とりわけ、「改正下請2法周知ビラ」は公取委・中企庁が発行するのに先んじて作成・配布し、中小企業団体・業者からかつてない好評を得た。これを活用し施行前後には、公取委・中企庁の担当

者を招いての説明会・学習会が関係単産・地方組織でも開催された。また、「中小企業・業者アンケート」を取り組み、全国17地域196企業・業者の実態・要望が明らかになった。調査結果のなかで下請関係については、単価の切り下げ要請が59%の企業にあり、切り下げ幅は5～10%であった。さらに、東京商工会議所、中小企業家同友会、日本経団連、中小企業団体中央会など各種の経営者団体と懇談してその普及に努めてきた。

この取り組みのなかで威力を発揮したアンケート・実態調査はその後、建交労トラック部会の「取引動向アンケート調査」をはじめ、全労連全国一般、全印総連東京、出版労連・出版ネッツなどに引き継がれ、政府交渉のたびに注目されている。

2000年代前半から国際的な需要拡大等によって、鉄、アルミニウム、ステンレスなどの素材・鋼材と、ガソリン、軽油などの原油が異常に値上がりした。下請製造業や運輸業ではこの値上がり分の価格転嫁が認められず、「赤字決算」が続出した。このため全労連は、JMIU、建交労や業者団体の全商連と協力して実態調査（価格調査と不正取引、低賃金など）を行い、中企庁や公取委などに要請を繰り返した。この結果、公取委は「原油・原材料高騰による価格転嫁を認めないのは『買ったたき』に該当する」との見解を示し、関係業者団体へ「原油・原材料の価格上昇に伴う下請業者への配慮について」（2007年8月）の通達を発し、下請法パンフやテキストを改定、違反業者への指導・監督を強化した。国土交通省は「燃料サーチャージ緊急ガイドライン」（2008年3月。トラック運送業向け）を発して業界を指導した。

このような運動は、たとえば、民主党「マニフェスト」に「中小企業いじめ防止法の制定」などの公約として反映されるようになった。

5. リーマン・ショック後の取り組み

2008年夏、アメリカ発の金融危機（リーマン・ショック）が日本経済を直撃し、あらゆる産業で仕事がなくなり、倒産・廃業、失業・貧困化が

すすんだ。2009年11月には全労連・春闘共闘、全商連、新婦人などが共同して「不況打開、雇用・営業・暮らしの改善を！ 11.8国民大集会」（代々木公園。3万5000人）を開催し、翌11月9日には共同の代表団が中企庁、公取委、金融庁、厚生労働省などへの要請を行った。

要請内容は、民主党が「マニフェスト」で掲げた中小企業支援、雇用・労働対策の実現を柱に、①緊急の仕事おこしと雇用創出、②貸し渋り・貸し剥がしの是正、中小企業金融の円滑化、③下請け取引の適正化と「下請いじめ防止法」制定、官公需の入札方法の改善などである。ここでは、「緊急雇用対策」と「年末資金繰り」で前進的な回答が得られ、深刻な実態の告発は担当官の認識を新たにさせた。新政権に対する要請・交渉・懇談は、2010年春闘でも繰り返されている。

こうした動きの最中、JMIUの職場で時計部品を製作する安曇精工（長野県安曇野市。従業員47人）が、親会社セイコーエプソンから取引停止（仕事は社内化）の通告を受けた。同社はセイコーエプソンの仕事が売上げの約9割を占めており倒産の危機に直面した。JMIU中央本部は、「一方的に取引停止を通告することは下請振興基準に違反する」として、中企庁と公取委に申告し、国会対策もすすめた。その結果、4月22日に吉井英勝衆議院議員（共産）の協力で長谷川中小企業庁長官を国会に招き、労組、議員双方から取引の継続を要請した。長官は支部長らを励ましつつ調査と善処を約束した。また、安曇野市長からセイコーエプソンへ取引継続を要請し、市議会でも同旨の決議を採択することも行われている。

以上のように、全労連加盟の諸労働組合は、下請2法とその運用が労働組合や組合員の労働諸条件の向上にとって重要であるととらえ、それらの運動の中にしっかりと位置付けを行なっている。今後もこの取り組みを強めていくことが求められている。

（あいだ としお・会員・法政大学教授）

中小企業の内部留保と経営分析のポイント

大木 寿

はじめに

中小企業は、日本経済と雇用を支える上で大きな役割を果たしている。しかし、市場万能の「構造改革」によって、大企業の中小企業分野への進出、海外への生産移転、不公正取引と価格破壊、大銀行の貸し渋り・貸し剥がしによって、中小企業がつぶされ、地域経済が疲弊させられ、深刻な事態となっている。大企業は、中小企業と労働者に犠牲を全面的に転嫁して巨額の利益を上げ、内部留保を1998年からの10年間で143兆円から1.7倍の241兆円にした。

日本経済を再建するために、大企業の内部留保を社会的に還元させて、大企業が労働者と中小企業から奪い取ったものを取り戻して、貧困と格差を是正して内需を拡大するたたかいが重要である。そのために、大企業の横暴を民主的に規制し、国民本位の政策に転換させ、「雇用と賃金」と「社会保障と税金」のあり方を根本的に改善させ、中小企業と地域経済を再生する取り組みが急務になっている。

全労連・全国一般は、要求実現のたたかいと合わせて、企業実態を把握し、経営の問題点を明らかにして経営改善提案をし、経営と政府の政策を変える「たたかう提案型」の運動を職場と地域で進めている。中小企業の経営と内部留保の特徴を明らかにし、企業実態をつかむ「経営分析のポイント」を説明する。

1. 中小企業の経営状況と内部留保

(1) 厳しい経営状況と高い労働分配率

中小企業には労働者の7割が働き、中小企業は付加価値額の5割を占め、日本経済と地域経済、雇用を支えている。平均的な中小企業は従業員が6人（資本金800万円）であり、その特徴は、「赤字

企業が7割を占め、利益が少なく、賃金は大企業の5～7割と低く、借入金が多く、経営が不安定」といえる。

世界的な経済危機に陥った2009年3月末時点の決算状況（財務省「平成20年度法人企業統計年報」）を見てみる。売上高に対する経常利益率は、大企業3.3%、中堅企業（資本金1億円～10億円未満）2.3%、中小企業1.8%となっている。売上高に対する人件費比率は、大企業8.6%、中堅企業11.9%、中小企業23%で中小企業の人件費比率が大企業の約3倍も高くなっている。そのために、付加価値額に占める人件費の割合である労働分配率は、大企業63%、中堅企業72%、中小企業85%となっている。

(2) 労働者と会社役員の年収のひどい格差

この10年間、労働者の平均年収は下がり続けてきたが、大企業の役員年収は倍加してきた。昨年（2009年3月末時点）の役員給与額で最も多かった日産自動車は、役員10人で25億8100万円、一人当たり2億5000万円と超巨額である。

では全国的にどうなっているだろうか。法人企業統計年報によると、大企業の年収は労働者が565万円、役員が1682万円で労働者の3倍である。中堅企業の年収は労働者が410万円、役員が1088万円で労働者の2.5倍である。中小企業の年収を規模別に見てみる。従業員数80人規模は労働者353万円、役員856万円、従業員数30人規模は労働者323万円、役員644万円、従業員数13人規模は労働者281万円、役員は515万円、従業員数4人規模の零細企業は、労働者215万円、役員386万円となっている。中小企業の役員は平均的に見ると労働者と同様に低い年収になっている。

しかし、経営者の中には企業を私物化し、労働者を痛みつけ、暴利をむさぼっている経営者

もいる。一例を示すとS社は賃金が低く、役員に意見を言う労働者を解雇したために、労働組合を結成したら、組合役員を解雇したり、仕事をとりあげるなどひどい経営者であったが、破産した。会社の決算資料を調べたところ、夫婦二人が会社役員であり、なんと二人で年収6000万円もとっていたのである。

(3)内部留保の総額 429 兆円、その内大企業が 242 兆円を占める

労働者の平均年収は1998年から下がり続け、企業の内部留保は増え続け、2008年度は429億円となり10年間で219兆円も増えた。企業規模別の内部留保は大企業242兆円、中堅企業54兆円、中小企業133兆円である。労働者1人当たりの内部留保は大企業3332万円、中堅企業950万円(大企業比29%)、中小企業467万円(同14%)であり、大企業は1998年からの10年間で1354万円(1.7倍)も増やした。

大企業は、正規の非正規への転換と正規賃金の抑制による人件費大幅削減と下請単価の大幅切り下げで利益を上げて莫大な内部留保を蓄え、株主配当と役員報酬を倍加したのである。

(4)「内部留保を取り崩せない」という財界の大嘘

日本経団連は、「内部留保は生産設備などに使われており、現金に換えることはほとんど不可能」(2010年版「経営労働政策委員会報告」)と主張している。しかし、内部留保には設備だけでなく、「現金・預金、有価証券」(流動資産)、「公社債」(固定資産)などの換金性資産が含まれており、運転資金や投資などに使われているし、内部留保を取り崩して配当金などが支払われている。2008年度決算報告では、全産業の当期純利益は3兆円であったが、内部留保を11兆円取り崩して14兆円の配当金を支払っている。

また、中小企業も内部留保を取り崩している。厚生労働省のヒアリング調査「経済情勢の変動に伴う事業活動及び雇用面への影響について」(08年10月)によれば、急激な景況悪化の下で中小企業

は、経費削減(70%)や賃金調整・雇用調整(19%)、商品・サービスへの価格転嫁(29%)を行い、「内部留保の取り崩し」をした企業は従業員数29人以下15%、30~299人10%以下となっている。

(5)大企業の内部留保を社会に還元させ、内需拡大・経済再建を

中小企業に働く労働者は大企業と政府によって痛みつけられ、解雇や倒産に追い込まれてきた。私たちは生活と雇用を守るために、親会社あるいは背景資本の大企業に社会的責任を果たさせるためにたたかいを進めてきた。最近では、住友電工グループによる孫会社「三陸ハーネス」の会社解散・全員解雇に対して住友電装との団交権を認めさせて、責任をとらせて争議解決した。化学産業のトップ「ダウケミカル」(本社アメリカ)の名古屋工場(子会社「日本アクリル化学」)を閉鎖させないたたかいや、資生堂鎌倉工場の偽装請負労働者を解雇した事件で資生堂に責任をとらせるたたかいを進めている。

大企業の莫大な内部留保を還元させることは、大企業が労働者と中小企業、国民から奪ったものを取り戻すたたかいである。貧困と異常な格差を是正し、国民の懐を暖めて内需拡大による経済再建をしていくために、まともな「雇用と賃金」と「社会保障と税金」のあり方に変えていくことが求められている。国際基準にもとづく「働くルール」と経済の「公正なルール」にして、大企業の横暴を規制し、労働者・中小企業・国民のための政策に転換させることが不可欠である。

2. 企業の実態と問題点をつかむ“経営分析のポイント”

(1)労働者犠牲でなく、まともな経営に変える「たたかう提案型」の取り組み

労働組合は、決算資料が入手できないと、経営状況や資産や決算内容がどうなっているのか、資金繰りがどうなっているのか分からない。経営者

特集・経済危機下の中小企業問題

が「赤字だ」と言うと労働者に不安が広がる。しかし、粉飾決算がされている場合もあるし、赤字といいながら実際はかなり利益を上げている場合もある。

まず、労働組合が社長言いなりにならないで、企業の健康診断をして、ガンの末期症状になる前に対策を講じる必要がある。大切なことは、営業、製造、開発、経理、総務などの現場で働く労働者は経営の実態をよく知っている。そのことを聞き調べ、まとめて経営実態を明らかにすることが大切である。

全労連・全国一般は、職場の経営実態を把握するために、毎年「経営と『合理化』の状況と決算書の入手状況」の全国調査をしている。2009年秋の調査（150職場）では、決算書入手は57%であり、経営状況は「売上減73%、経常赤字36%」、「合理化」提案は「賃金23%、人員削減25%など」となっており、この10年間で最悪の状況であった。

全労連・全国一般は、「経営が悪くなったのは社長ダメだから」「経営は社長にオマカセ」というダメ論、オマカセ論を克服し、企業の実態と問題点をみんなで話し合い、安心して働き続けられる職場と社会を実現するために、経営・職場と政治を変える「たたかう提案型」の運動を進めてきた。賃上げなどの要求実現をするために、企業実態と問題点を明らかにして経営改善提案をし、その実施を求めてきた。

これまで、多くの職場で「たたかう提案型」の運動をすすめ、賃上げや「合理化」や工場閉鎖の撤回や倒産させずに再建させるなどの成果をあげ、組合員も増やしてきた。

(2)経営実態を調べ、要求を実現し、組合員を増やす

企業実態と問題点を調べるには、決算書と登記簿謄本の入手が必要である。決算書はできれば、3～5年分入手する。また、商業と不動産の登記簿謄本を定期的に入手して、事業目的・役員一覧・売上債権譲渡や土地・建物の所有者

と借入金などの担保状況を知る必要がある。

事例を紹介しながら、企業の実態と問題点をつかむ分析のポイントを述べる。

①労働組合・労働者が職場と社会を変える推進役

A社（資本金8000万円、従業員数50人）は、私たちがめざしているモデル職場である。組合が自主再建した企業で10年間にわたり黒字経営を続け、無借金である。決算資料と経営方針・経営計画をはじめ、重要事項のすべてを情報公開している。賃金・一時金や福利厚生費は世間水準を上回っており、労働者は若い世代が多く、平均年収は370万円である。内部留保は労働者一人当たり462万円であり、運転資金と経営安定・開発費などの範囲内にとどめている。同規模の中小企業の一人当たりの内部留保は平均900万円であり、その半分となっている。

私たちは、決算資料を情報会社からも入手し、労働相談や組合づくりを進めるときも活用している。Bスーパー（正社員40人、パート60人）が赤字を理由にパートを解雇した事件は、経営資料と登記簿謄本を入手して調べたところ、売上減で6600万円の赤字、借入金も多額で苦しい状況であった。しかし、よく調べるとスーパーの土地の賃貸料は9800万円もあり、その支払先の不動産会社は社長親子が所有していることが判明した。社長に賃貸料を削減して、経営を改善すべきと指摘すると労働相談は一挙に解決した。

C社の仙台工場（従業員40人）の閉鎖撤回のたたかいも同様であった。受注減による赤字を理由に工場閉鎖が従業員に伝えられ、有志が相談に来た。組合が経営資料を入手し調べると実際は黒字決算であり、借金は多額であったが内部留保も相当あり、社長の報酬は4300万円と推定された。会社には組合の結成を通知し、その事実を経営側に話し、労働者に宣伝したところ、会社は団体交渉前に工場閉鎖の撤回を表明した。労働者の信頼が一挙に広がり、組合員も過半数を超え、賃上げも実現した。

②3つの決算書と登記簿謄本をチェック

決算書の第一は、貸借対照表。決算日の「会社の資産状況と、買掛金や借入金などの負債、資本金と剰余金」などの状況が分かる。「自己資本、借入金、減価償却費、運転資金、内部留保」などを把握できる。純資産(資本)の部がマイナスの場合は、「債務超過」で金融機関が貸し渋り、貸し剥がしする危険がある。特に、土地の価格が入手したときの価格(簿価)より下がっていると資金繰りができず、リストラや倒産の危険もあるから要注意である。

第二は、損益計算書。1年間の経営成績である「売上と費用、利益(損失)」が分かる。チェックポイントは、「営業利益、経常利益、当期利益」で「黒字か赤字か」がわかる。「営業利益」は本業でのもうけを示し、本業利息や配当金などの本業以外の活動による収支をふくめ企業の総合力を示すのは「経常利益」である。

第三は、キャッシュフロー計算書(または資金繰り表)で決算時点のキャッシュの状況が分かる。「カネ」をいかにつくりだすかというアメリカ型の国際会計基準にもとづいている。キャッシュとは、現金・預金、3カ月以内に現金化できる有価証券などである。この計算書には、「営業活動」「投資活動」「財務活動」の「3つの活動」のキャッシュフローが記されている。

現状を知るには、毎月のキャッシュフロー計算書が必要である。しかし、中小企業の多くはキャッシュフロー計算書を作成していないので、資金繰り表を提出させる必要があるが出さないケースが多い。

ポイントは、「現金及び現金等価物の期末残高」(キャッシュ)の「期末残高」が増えていれば安心だが、減っていれば要注意であり、マイナスだと資金繰りが苦しくなっていることを示している。

第四は、登記簿謄本。「商業と不動産」の二つの登記簿謄本を法務局で入手する。商業登記簿謄本は、「事業、役員、資本金、債権譲渡」の状況が分かる。知らないうちに役員や事業目的、本店住所が変わったり、売上債権が譲渡されたり、営業譲渡や会社解散がされているケースもある。定期的に入手することが必要である。

不動産登記簿謄本は、「土地・建物の所有者、借入金と借入先(担保者)」などが記載されている。土地・建物の競売申立や税滞納による差押え、処分禁止の仮処分登記などがあれば、資金繰りのトラブルがあったことを示している。また、資金繰りに困ると、融資先の名称が「銀行→信用金庫→リース会社→投資ファンド→金融ブローカー」に変わってくる。特に、投資ファンド、金融ブローカーは要注意で危険である。全労連・全国一般の職場の中にもファンドなどが入り込み、企業と労働者を食い物にするケースが増え始めている。日常的に経営者との話し合いの中で状況をつかみ、事前に防ぐ対策が必要となる。

(3) 貧困と格差をなくす政治に変える「たたかう提案型」のとりくみ

職場のたたかいだけでは、要求は実現できない。労働者と中小企業、国民を苦しめている大企業や政府の政策を「まともな働くルールと経済のルール」に変え、貧困と格差をなくすために、全労連の一翼を担って運動を進めてきた。

私たちは、職場の経営者だけでなく、地域の中小企業や中小企業団体などや国民諸団体と懇談し、中小企業支援策などの公正な経済ルールと最低賃金や公契約などの働くルールについて懇談し、内需拡大の中小企業支援策と働くルールづくりを求める「景気回復署名」への賛同を広げ、政府に実現を求めるたたかいを全労連とともに進めてきた。

政治が大きく変わる激動期である。中小企業憲章づくりや中小企業支援策、時給1000円以上の全国一律最低賃金制や派遣労働者法の抜本改善、国・自治体の公契約法・公契約条例などの働くルールなどの政策は、各政党の重要な選挙公約になっている。参議院選挙でその公約を実現する政党を国会に送り出し、希望の持てる社会にしていくために、労働組合と労働者が力を尽くすことが重要になっている。

中小企業の経営守る共同を

松丸 和夫

はじめに

日本経済が縮んでいる。1980年代に世界最高の競争力と二度の石油危機を輸出で乗り切った経済の「優等生」はどこへ消えたのか。多くの先進諸国が、中小企業の経営を守ることと雇用を創出することに力を注いできた過去20年と対照的に、日本では新自由主義政策が「市場原理主義」を楯に、弱肉強食、中小企業の淘汰と雇用削減、不安定雇用化の道をたどってきた。

国民経済において中小企業が果たす役割とその位置づけの重要さは誰も否定できない。そして、多くの中小企業家団体や研究者からの提案を背景に、民主党政権のもとでの「中小企業憲章」制定が現実味を帯びてきた。労働総研・中小企業問題研究部会は、中小企業庁に対して、同憲章案に対するパブリックコメントを5月22日付で送付した（「労働総研ニュース」№243参照）。

小稿では、中小企業の経営を守る共同の意義を、雇用の維持と創出の観点から考察したい。

1 縮む日本経済と「雇用なき回復－Jobless Recovery」

2008年の日本の一人あたり国内総生産（GDP）は、OECD（経済協力開発機構）加盟国31か国のなかで19位となった。1993年に米国に次ぐ第2位を記録して以来年々その位置を低下させた。国の経済の規模を表す国内総生産（GDP）でも、名目GDPが2000年に503兆円を記録して以降、一進一退で2008年は494兆円であった。しかも、経済が成長すれば個人所得も増加し、生活もやがて豊かになるという期待も急速に色あせている。巨大多国籍企業の内部留保はどんどん増加する一方、中小企業は淘汰され、失業率が上昇し、雇用も不安定化している。財界が主張

する「成長戦略」では、「雇用なき回復」はありえても、国民大多数の幸福や豊かさに結びつかない。

2008年の秋から始まったリーマンショックは、まさに世界的な金余り（富の偏在）がもたらした金融バブルの崩壊だった。2007年に194兆ドルまでふくれあがっていた世界の金融資産は、2008年には148兆ドルと急収縮した。消えた46兆ドルを円に換算すると4,140兆円、日本の年間GDP 8年分に相当する。しかし、2009年にはこれが185兆ドルまで回復したと伝えられている。大企業の内部留保の急膨張、世界金融資産が世界GDP合計の3倍を超える「金融資本主義」は、まともな生産・流通・消費の経済循環にとって、いつでも暴発する恐れのある爆弾であり、世界経済、国民経済、地域経済のバランスを破壊する動脈瘤とすらなっている。

ILO（国際労働機関）が2010年1月27日に発表した「Global Employment Trends（世界の雇用情勢）」2010年版によると、2009年の世界の失業者数は、2007年から記録史上最大の3400万人も増え、世界全体で2億1200万人近くに達したという。1日1人1.25ドル未満で暮らす労働者とその家族の数は2008年に6億3300万人と推計されていた。そのほかに、ぎりぎり生活していて貧困に陥る危険性がある労働者の数が2009年に2億1500万人にも達したと推計されている。

ファン・ソマヴィア（Juan Somavia）ILO事務局長は、「雇用なき回復の回避こそが今日の政策優先事項であることは明らか」と唱え、「銀行を救済した政策に対して示したのと同じ断固とした態度で今度は人々の仕事と生計を救い、創出する」ことを訴えた。巨大企業や金融資本の救済のためには、多額の公金を投入し、同じ政府が大量の失業や中小企業の淘汰に対して支

出を惜しむのは明らかに新自由主義的政策による優先順位を選択しているからである。弱肉強食は不可避であり、中小企業が淘汰され、雇用が削減されることもやむを得ないという判断が根底にある。しかし、それでは、現在の世界的経済危機は打開できない。

2 雇用戦略の主人公は中小企業をまもり育てること

「現在のILOの第一目標は、女性と男性にディーセントで生産的な仕事を獲得する機会を促進することである。その条件として、自由、平等、安心そして人間の尊厳がある。」

これは、ILO事務局長ソマヴィアのことばである。利潤を極大化するためには、自社の労働者はもとより取引先企業とその労働者、海外事業ではたらく労働者とその家族の生活を犠牲にしてもはばからない多国籍巨大企業と金融資本の横暴に対する最も痛烈な対抗戦略である。「働きがいのある人間らしい仕事」と訳されるディーセントワーク（Decent Work）を破壊し、はたらく人々の生活を貧困な状態に陥れてきたのは、まさに飽くなき利潤追求とそれを支援してきた新自由主義政策に他ならない。

ILOによれば、ディーセントワークは、貧困を削減する努力の中心に位置し、平等・包摂・持続的発展の一手段である。そして、その実現の4つの条件として、①働く機会と持続可能な生計を支えるのに十分な収入、②労働三権（団結権・団体交渉権・団体行動権）が保障され、職場で発言する自由が認められること、③家庭生活と職業生活が両立可能で、労働環境から社会保障までのセーフティ・ネットの確保、④公正、男女の平等、以上が掲げられている。

このように構想されるディーセントワークは、これまでILOや各国の労使関係当事者が追求してきた「はたらくルール」が、グローバル化の影響により、空洞化させられてきたことへの対抗戦略でもある。

しかし、仕事や雇用というのは、経済活動全体の結果でもあり、結果から原因にさかのぼるためには、ディーセントワークを破壊し、雇用の劣化をもたらすような企業間取引、企業内管理、総じて利潤第一主義の企業活動を規制しなければならない。逆に、赤字覚悟で採算割れの仕事でも受注し、仕事の確保のためには経営者自らがディーセントワークの対極にあるような働きを強いられる現状を打開する展望も示さなければならない。自らの生み出した経済的価値をとことんまで親企業や巨大企業に吸い上げられてきた中小企業の経営を守り、発展させるためのルール作りと政策支援が必要なのである。

今日、中小企業が存在し、存続することの意義、おしなべてグローバル化が進むなかでの中小企業が果たす役割への期待が世界的に高まっていることはよく知られている事実である。地域経済の要、国民経済の健全な発達に果たす主体としての中小企業の役割、世界最適地生産の原理から地球上どこへでも利潤追求のためには進出していく巨大企業、短期的な利益のために一国の通貨・経済危機を引き起こしてもとどまることを知らないヘッジファンドなどの投機マネー、これらに翻弄されながらも地域経済・国民経済に根を下ろし、雇用創出を通じて働く人々の生活の条件を提供し、また国民生活に欠かせない生活手段を提供しているのも中小企業である。経済成長のおこぼれとしての位置づけではなく、まさに中小企業が創造的に活躍し、そして優良な雇用あるいはディーセントワークの実現主体となることが求められている。

グローバル化が進む中で、かつてのように大企業が恵まれた労働条件を社員に保障し、中小企業はいつも相対的に低位の条件しか労働者に与えていないというパラダイム、発想が崩壊しつつある。大企業の正社員の働き方の中に、「過労死予備軍」や「名ばかり管理職」が増大し、相対的に高い賃金と引き換えに命まで提供させるような働き方が増加する一方で、中小企業の

特集・経済危機下の中小企業問題

中にも、大企業に倣って、人を直接雇用せずに派遣労働やアウトソーシングにたよる、企業の人件費負担を回避しようとする傾向が見られる。当座しのぎのこのようなやり方が続くと、中小企業そのものの経営力、活力を萎縮させてゆくだろう。中小企業の最大の経営資源は、経営トップと労働者のコミュニケーション、認識の共有と協働であろう。もちろん、労使の間には、超えることのできない労働力の売り手と買い手という対立関係が含まれている。市場経済では、どんな買い手もよりやすく商品を手に入れようとするし、売り手はできるだけ有利な条件での販売を求める。このような互いに置かれた立場と利害の不一致を認め合い、緊張関係があるからこそ労使は中小企業経営の存続と発展のためにつらい努力を継続できるのである。

日本の社会で、全体の7割近い雇用を日々生み出しているのが中小企業である。大学卒業予定者に対する有効求人倍率は、1000人以上の大企業が0.5倍を下回っているのに対して、中小企業のそれは高い時で4倍以上、最近でも2倍を上回っている（リクルートワークス公表資料）。ILOの提唱する雇用戦略において、中小企業を守り、育てることは第一線級の政策課題となっている。制定が準備されている「中小企業憲章」には、ぜひともこの視点が活かされるべきである。

3 日本の中小企業とディーセントワークの可能性

新規卒者に対する独占的買い手としてあらわれる大企業は、労働力の追加調達が可能な限りディーセントワークを追求する意欲をあまりもたないであろう。相対的な高賃金と福利厚生を提示すれば、売り手としての求職者が殺到する限り、買い手としての有利な条件を享受するだけである。また大企業は、自己の勝手や横暴が最末端の下請企業や海外展開した事業所に直接的あるいは間接的に劣悪な労働条件を生み出していることに関心を払わないだろう。取引相

手や自社の海外事業所がそこでどのような働き方を社員や下請労働者に求めているかについては知ったことではない、という無関心は、販売市場に至るまでの取引連鎖の中で、アンカー役を務める大企業の性向でもある。低賃金に対する怒りが労働者のストライキに発展し、工場が操業停止に追い込まれた中国進出の自動車メーカーのように、対応を余儀なくされる場合もある。しかし、一般的には巨大企業の我が物顔こそが、世界的な反グローバル化運動を呼び起こし、ディーセントワークの実現がILOの具体的な目標に設定されるようになった背景でもある。

中小企業の場合はどうだろうか。中小企業は、労働市場の需要独占という有利な買い手の条件をもたない。中小企業にとって、若年労働力を調達し、企業の経営資源として育て上げていくということは、ひととき重要な意味を持つ。なぜなら、時代の変化に対応して経営革新を進めていくためには、若いやる気のある社員とベテラン先輩社員や企業トップとの緊張と協調が不可欠だからである。資金や販売の力にものをいわせた経営は中小企業にはなじまない。人の育成に投資を行い、社長が先頭に立って手塩にかけて育て上げた社員が、もしも短期間の内に離職したらその打撃は大きい。会社全体の士気を引き下げる。一部大企業のように、大量採用と大量離職によって労働力の入れ替えをどんどん進めるやり方もなじまない。中小企業こそ「働きたいのある人間らしい仕事」に従業員に保障することを通じて、企業の発展を展望できる。こうした展望は、夢物語だろうか。

現実の中小企業の多くは、販売市場における最後の売り手となりえず、製品やサービスの開発力もそのための資金や人材にも不足があるために、専属下請あるいは準専属下請として従属型の中小企業として存立している。ディーセントワークの実現には、企業が今よりも高いコストを支払わねばならないから、中小企業経営者の本音として、「ない袖は振れぬ」「もうけが増

えない限りディーセントワークなどというものは考えられない」という声が聞こえてきそうである。中小企業がおかれた経営環境を固定的に捉えれば、このような意見には根拠があるように見える。しかし、これでは、「負の連鎖」すなわち相対的に劣悪な労働条件しか提供できない中小企業には、優秀な労働力が集まりにくく、そのことが企業の活力を弱め、低賃金・低コストだのみの経営に終始してしまうという悪循環から抜け出せないだろう。

これは中小企業経営者だけの責任だろうか。答えは、ノーである。公正な市場競争には公正な市場ルールが必要である。このルールを破っても許される慣行がある限り、中小企業経営者もまたしわ寄せの犠牲者である。公正な市場ルールを確立するためには、二つの条件を実現しなければならない。

第一は、優越的地位にある強者としての独占の大企業が、中小企業や取引先に対してその権力を行使して不当に利益を獲得する行動を規制するルールであり、日本では、独占禁止法（「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」）及び「下請代金支払遅延等防止法」に代表されるルールがある。

第二は、事業法や市場ルールに関する立法には含まれないが、労働基準法をはじめとする労働に関する諸法令および労働者世帯の長期的な生活保障の体系としての社会保障システムである。

第二の条件は、企業経営者にとっては、人件費負担の増加要因として否定的に捉えられがちである。しかし、公正取引の市場ルールという観点から労働法令をみると、適正な労働条件が社会的に確立することこそが、公正な競争の条件整備に役立つのである。はたらくルールが社会的に確立することは、賃金や労働条件の際限のないダンピングに頼らないで、企業家としての技術革新や経営革新といった前向きな努力と工夫にエネルギーを集中できることにつながる。中小企業の労働者にとって、大企業と比べて遜

色のない賃金や福利厚生が確保されることは、その中小企業への定着につながるのみならず、働きがいひいては生きがい追求の場として職場に誇りを持てるようになるだろう。

4 中小企業におけるディーセントワーク実現の道筋

1970年代末からの新自由主義政策の30年間に破壊されてきた「はたらくルール」や公正な「取引ルール」を「ポスト新自由主義時代」の社会政策および経済政策として確立することが求められている。賃金等労働基準の最低水準を引き上げ、中小企業基本法の改正や「中小企業憲章」の制定を通じて中小企業の活力を回復させることが優先的政策課題である。さらには、公契約法・条例を制定して、公契約に関わる中小企業や業者の仕事確保、公契約の現場ではたらく労働者に「生活できる賃金」を確保することは、間違いなく地域経済を衰退から救い、活力を取り戻すことにつながるだろう。

こうした政策課題を実現するためには、従来にもまして、中小企業の経営を守り発展の条件を整備する広範囲な共同運動が求められる。中小企業家や中小業者の運動、地域と職場に根を下ろした労働運動、そして非正規労働者の組織化と反貧困の運動がネットワークとして共同することが必要である。

そして近い将来において、中小企業の労使交渉が地域・業種別に展開され、その妥結点を労働協約として確認し、必要に応じて事業所協定を結ぶことが必要である。

日本におけるディーセントワークの実現は、まだ遠い道のりの先にあるように見える。ディーセントワークを追求することによってしか健全な成長を期待できない中小企業こそ、その先頭に立つ役割を期待される。

（まつまる かずお・理事・中小企業問題研究部
会会長・中央大学教授）

ヨーロッパの中小企業憲章と日本

瓜田 靖

はじめに

中小企業家同友会全国協議会（以下、中同協）では、EU が2000年に欧州小企業憲章を制定していることを知り、憲章の内容の学習に着手する中で、日本でも独自の憲章を制定して日本経済の新しい発展をめざすべきであるという認識が会内で広がった。

その後中同協は、2003年7月の第35回定時総会において中小企業憲章と中小企業振興基本条例の制定に取り組むことを活動方針に掲げ、中小企業憲章学習運動推進本部を設置。2007年8月からは中小企業憲章制定運動推進本部に名称を変更して、憲章学習運動から中小企業憲章制定をめざす総合的な運動に取り組んだ。

2009年の政権交代を受け、2010年2月に中小企業庁は、「中小企業憲章に関する研究会」を設置し、研究会を6回開催。研究会では、大橋正義・中同協政策委員長（㈱大橋製作所社長）が同友会の憲章制定運動と中小企業憲章草案（第一次案）を紹介し、意見陳述した。同研究会は、「中小企業憲章（案）」（以下、「憲章（案）」）をとりまとめ、パブリックコメントで意見を公募し、173通の意見が寄せられた。「憲章（案）」は、これらの意見等を受けて修正され、中小企業政策審議会にて再修正のうえ承認され6月に閣議決定された。

EU の欧州小企業憲章制定から10年後に日本で、閣議決定とはいえ、中小企業憲章が政府の方針となったことは誠に意義深い。日本政府が中小企業の役割を高く位置づけ、新しい政策方向を中小企業憲章という形で宣言するに至ったことは、民主党が総選挙で中小企業憲章制定をマニフェストに掲げ、政権党になったからできたということだけではない。1999年に中小企業基本法を改正して以降も、先進国では唯一の企業数の急速な減少

に歯止めがかからない中で、10年余の中小企業政策の検証と総括が必要となっており、その総括の指針として、かつまた現状打開の方策として中小企業憲章が必要になった側面があると考えられる。

本稿では、中同協のヨーロッパ視察での欧州小企業憲章について得た知見と教訓、なぜ日本で中小企業憲章が必要なのか、「憲章（案）」への同友会の意見の反映とその意義などについて述べる。

1. 中同協・ヨーロッパ視察の成果

中同協は2008年5月、28名の「中小企業憲章ヨーロッパ視察団」をベルギーとフィンランドに派遣し、「ヨーロッパ小企業憲章」にどのような成果と課題があるのかを視察・調査した。ここでは、小企業憲章の法的拘束力を強化するためのSBA（欧州小企業議定書）案を担当官から直接説明を受けるなど小企業憲章の最新の到達状況を確認することができた（参照『THINK SMALL FIRST（中同協・中小企業憲章ヨーロッパ視察報告集）』中同協刊）。

視察の成果の第1は、EU のヨーロッパ小企業憲章は想像以上に加盟各国の政策に位置づけられており、小企業憲章の求心力は衰えていないことが確認できたこと。2004年からは「憲章会議」が毎年開催されており、各国の小企業憲章での経験や成果を交流。また、小企業憲章の行動指針に基づく政策や制度の優良事例集も毎年発刊されている。

第2に、小企業憲章の法的拘束力を強化するためのSBA（欧州小企業議定書）では、“Think Small First”（小企業を第一に考えること）原則の徹底などが謳われており、小企業憲章が進化・深化しつつあることがわかったことである（中同協刊『THINK SMALL FIRST』でSBAを全文訳出している）。

第3に、UEAPME（欧州クラフト・中小企業同盟）という欧州最大の中小企業団体と交流し、彼らのEUに対するロビー活動の状況や問題意識に触れることができたのも成果。当同盟は中小企業家同友会（以下、同友会）と同じく自由加入原則で自前の財政を持つ組織であるが、そのような独立した組織がヨーロッパの中小企業団体では主流を形成し、EUのソーシャルパートナーとして政策決定に中小企業を代表して参加している。その意味で、同友会のような自主・自立の中小企業団体の普遍性を再確認した視察にもなった。

第4に、フィンランドが、自然条件の不利や1990年代初めの経済危機を逆手にとって「小さな国」をまとめ、教育の充実やIT活用、海外展開の国家戦略などで活路を切り拓き、「小さな強国」を築く結束力を発揮してきたことに学んだ。

2. ヨーロッパ小企業憲章の意義と大不況での位置づけ

「ヨーロッパ小企業憲章」は、「小企業はヨーロッパ経済の背骨である。小企業は雇用の主要な源泉であり、ビジネス・アイデアを産み育てる大地である。小企業が最優先の政策課題に据えられてはじめて、“新しい経済”の到来を告げようとするヨーロッパの努力は実を結ぶだろう」という格調高い文章で始まる。このような基本理念に基づき、諸施策の立案実施においては、「小企業経営と企業家精神のための最良の環境が創造される必要がある」とする。小企業憲章は、ヨーロッパにおける中小企業の存在の普遍性、重要性を改めて確認したことに意義がある（翻訳文は、中同協ホームページに掲載）。

ヨーロッパ視察で頻繁に出てきたキーワードが対話（Dialog）であった。ヨーロッパの歴史の教訓から争いをどう克服するかという姿勢とともに、違いを前提として共通点を見出そうという知恵を感じさせられた。例えば、「小企業憲章」でも、EUの目標の一つに「より強固な社会的結束

（Social Cohesion）」が挙げられているが、これはEUの統合のために社会の一体感を醸成するという目的だけでなく、地域間や諸階層の間の格差・不均衡の是正が強く意識されているのである。実際に、中小企業と大企業の公正な関係をめざし、中小企業の不利是正・補完と健全な競争ルールの確立の施策が取り組まれている。

さて、2008年のリーマンショック以降の世界同時不況の中で、中小企業はどのように位置づけられたのだろうか。前述したように、EUは2008年12月、「ヨーロッパ小企業憲章」の法的枠組み・拘束力を強化するためSBA（欧州小企業議定書）を採択するが、同月に開かれた「経済回復計画」討議のための欧州理事会は、SBAアクションプラン（官公需への中小企業の参加促進、金融支援、市場統合活用支援など）を全面实施する旨を合意した。このようにSBAは、単にEUの中小企業政策等を推進するにとどまらず、経済危機打開の切り札の一つという役割を担うことになったのである（以上は、三井逸友横浜国立大学大学院教授の教示による）。

3. なぜ中小企業憲章が日本に必要なのか

このようなヨーロッパの優れた経験に学び、日本でも「憲章」という旗印を打ち立てたいという気運が同友会の中で起こった。しかし、ヨーロッパのモノマネでない憲章の制定をめざして取り組んできた。私たち同友会が日本での中小企業憲章制定をめざしてきたのは、中小企業の狭い利益擁護が目的ではない。中小企業の役割を正当に評価し、豊かな国づくりの柱に据えることをめざしている。したがって憲章の対象は、中小企業政策だけでなく、環境や教育、福祉、文化、地域政策などに領域は広がる。その合意形成を表現するには、法律の制定ではなく、政策理念を確立することであり、国会で決議する「憲章（Charter）」がふさわしいのではないかという理解で取り組まれた。それでは、改めてなぜ中小企業憲章が日本に必要なのかを考えてみたい。

特集・経済危機下の中小企業問題

第1は、中小企業が発展することがなぜ必要か、中小企業を行政が公的に支援することや中小企業を国民的に応援することがなぜ必要か、などの社会的合理的根拠を明示することが求められているからである。

中小企業が日本の経済社会に重要な社会的役割と比重を持っているがゆえに、公的な支援を行う合理的根拠がある。それを国民から理解されることが必要であり、国民の中小企業への理解を広げていくためにも、中小企業自身が一層の努力を重ねるとともに、中小企業憲章を国民に提示することが求められている。

第2は、中小企業の存立条件の急速な悪化をくい止め、国民経済の健全な発展のためには中小企業の存立基盤の再構築を呼びかけることが急務の課題となっているからである。日本の事業所数は90年代から減少傾向になったが、この10年でさらに顕著になった。このような特異な現象は先進国では日本だけであり、このままでは日本経済と国民生活に重大な打撃を及ぼす。早急に、憲章で中小企業の発展方向を示し、その国家戦略を立てなければならない。

第3は、崩壊の瀬戸際にある地域経済・社会を再生するために、中小企業憲章や中小企業振興基本条例という地域振興・活性化の共通認識を持ち、旗印を立てること必要だからである。産業活動の縮小が進み、商店街の空き店舗の増殖や商店街そのものの崩壊、耕作放棄農地の増加など厳しい状況に追い込まれる地域が目立ってきた。地域再生のために、憲章・振興条例という理念の旗印を立て、共通認識を持って産学官・金融・市民など関係者が協力して地域振興に取り組むことは喫緊の課題である。

第4は、日本経済が量的成長（豊かさを求めて）から質的成熟（幸せを求めて）の時代への転換期にあり、中小企業が主役として活躍できる舞台が整ってきた。その活躍のためのシナリオとして中小企業憲章が必要となっている。

欧米へ経済的に追いつくという課題を基本的に

達成した日本の21世紀の課題は、グローバル化を歴史的必然として位置づけた上での持続可能な経済の建設であり、それと一体化した「日本の特色に彩られた豊かな社会」づくり、新たな生活文化の創造である。そのためには、国民経済の土台を形成する中小企業の成長発展が中小企業憲章の下で経済政策の基本に据えられなければならない。グローバル化の中で持続可能な形で存在意義を有する地域や企業とは、個性的な生活文化を継承・発展させる可能性を持った地域社会であり、それを経済的に支える本物指向型の地域に根ざした企業である。ここに、21世紀の日本経済の再生と発展のカギがあると考ええる。

4. 政府「中小企業憲章」への同友会の意見の反映

中同協は、2010年6月に「中小企業憲章草案」(<http://www.doyu.jp/kensyou/offered/>、「憲章草案」と略)を発表(2009年6月に第一次案を発表)したが、その主旨が今回の「憲章(案)」にかなり反映された。「憲章(案)」の内容や決定過程にはまだ課題はあるが、私たちが7年前から取り組んできた中小企業憲章が、願いがかない閣議決定にまで到達したことを憲章制定運動の成果として率直に喜ぶたい。政府の「憲章(案)」は次の点で注目される。

第1に、「中小企業は、経済を牽引する力であり、社会の主役である」と中小企業の経済的社会的役割を高く位置づけていること。また、「国家の財産ともいふべき存在」、「変革の担い手」という表現も出てくる。我々の「憲章草案」では、「中小企業は、日本経済の根幹である」と位置づけ、経済・社会・文化などでの中小企業の役割を強調しているが、その意を汲んだものと評価できる。

第2に、前文で「どんな問題も中小企業の立場で考えていく」、「基本原則」の項では「中小企業の声を聴き、どんな問題も中小企業の立場で考え、政策評価につなげる」と述べているが、政府が中小企業の立場に立って問題に対処する

姿勢を明確にしていることも画期的である。

第3に、「憲章（案）」の検討過程で「行動指針」に「八、中小企業への影響を考慮し政策を総合的に進め…」が挿入され、補強されたが、「憲章草案」の前文の「中小企業への影響を第一に考慮した総合的な政策を実行するとき…」が採用されたと考えられる。これは、ヨーロッパの「Think Small First」の原則が日本でも据えられたことを意味する。

第4に、「憲章（案）」の検討過程で「基本原則」に「経営資源の確保が特に困難であることの多い小規模企業に配慮する」が付け加えられたこと。「憲章草案」の「小規模企業や自営業者を特別に配慮する」が反映したものと考えられる。

第5に、「行動指針」の「五、公正な市場環境を整える」では、「中小企業の正当な利益を守る法令を厳格に執行し、大企業による代金の支払遅延・減額を防止するとともに、中小企業に不合理な負担を招く過剰な品質の要求などの行為を駆逐する」といった不公正取引の実態に立ち入った表現になっていることが注目される。

第6に、中同協のパブリックコメントで、「職業観」とともに「勤労観」を入れることを提案したが、それが採用された。「行動指針」の二では、「魅力ある中小企業への就業や起業を促し、人材が大企業信仰にとらわれないよう、各学校段階を通じて健全な勤労観や職業観を形成する教育を充実する」という表現に補強されている。「大企業信仰」の問題指摘とともに、労働そのものの意義に関する勤労観の醸成を位置づけたことに意義がある。

第7に、「憲章（案）」の検討過程で「行動指針」では、「女性、高齢者や障害者を含め働く人々にとって質の高い職場環境を目指す」が付け加えられたこと。「憲章草案」の「中小企業が女性の雇用と登用をはかることを支援する。また、障害者の自立した生活の基礎となる雇用を生み出し、高齢者や外国人を問わず、誰もが共に暮らせる共生社会をつくる中小企業の努力を

支援する」が参考にされたと考えられる。

最後に、「行動指針」の最後の項で、「関係省庁の連携は、起業・転業・新事業展開への支援策の有効性を高める。中小企業庁を始め、関係省庁が、これまで以上に一体性を強めて、産業、雇用、社会保障、教育、金融、財政、税制など総合的に中小企業政策を進める」と述べているが、行政府に中小企業政策を「政府一体となって取り組む」ことが必要であるという自覚が強まっていることに注目したい。

5. 日本に中小企業憲章を根づかせることを目指して

問題は、政府の「憲章（案）」をどのように国民の間に広め、諸法令の整備・充実や政策の具体化に活かしていくのか、というところにある。また、中小企業憲章の実効を高めるための仕組みも重要である。当面、その実現のために中同協は、「中小企業憲章」を閣議決定に止めず、国会決議をめざすことや首相直属の「中小企業支援会議」を設置し、省庁横断的な機能を発揮して、中小企業を軸とした経済政策の戦略立案等を進めること、中小企業担当大臣を設置することを要望し、取り組みを進めている。

中小企業の再生・発展なくして本当の景気回復はない。また、内需・外需のバランスのとれた持続可能な日本経済に転換することが求められており、その中心軸に地域活性化・中小企業活性化を据える必要がある。日本の勤労者の7割が働く中小企業は、国民の多様な需要ニーズに効率的に対応し、市場の独占・寡占による硬直化に対抗して資源の効果的な配分の達成に貢献し、魅力的で個性ある地域づくりの核となってきた。中小企業重視政策に転換すれば、国民の安定した暮らしを実現し、日本の経済社会の健全な発展に貢献するであろう。これが、中小企業憲章のめざす政策の方向である。

（うりた やすし・中小企業家同友会全国協議会政策局長）

【事例報告】中小企業と地域経済を守る取り組み

希望退職の撤回、「合意協力型」で経営再建へ

奥谷 雅宏

JMIUカネテック支部（企業名カネテック、長野県上田市・工作機械製造販売）での希望退職提案を撤回させ、労使で企業危機突破のとりくみを強めて、将来展望を見出すたかいを報告する。

カネテックでは、2008年9月から「リーマン・ショック」の影響もうけて、受注金額が大幅に減り始め、2009年4月には過去最低を更新、前年同期比で約70%減（3割しか仕事がない）となった。中小企業雇用安定助成金制度を活用した一時帰休の実施、賃金カットも実施せざるをえなくなり、経営側は、雪だるま式にふくらむ赤字から先行き不安の増大のなかで希望退職を提案してきた。

希望退職提案が出されたとき、なんとか人減らしを実施せずに、この不況を乗り越えたい。しかし企業である限り、需要がなくなれば、いずれ倒産になってしまう。「すでに倒産の危機にあるのか」、「人に手をつける前にやれることがあるのではないか」などを考え抜いた。そのなかで気がついたことは、本当に議論すべきことは、希望退職を「やるか」「やらないか」ではなく、「利益の出せる会社にするには、どうしたらよいのか」、「人を減らして、生産力・技術力・営業力など規模を小さくして、本当に会社の将来はあるのか」という問題に答えることではないのか、と。

現状を知るためには、団体交渉や会社の一部の情報だけではわからない。管理職、とりわけ顧客と接している営業の管理職からも意見を集め、経営者につけた。経営方針への疑問を訴える管理職もいた。そして経営者には、労働者の生活と雇用をまもる責任があることを強く訴えた。

職場内だけのとりくみでなく、主力製品の業界である工作機械の今後の動向や不況をどのように乗り越えるかについて、JMIU 工作機器部会での意見交換や工作機械工業会との懇談もおこなった。また、中小企業庁への要請行動などにも参加した。これらは、産業別労働組合であるJMIUだからこそできることであり、ここで得られた情報は、会社にも伝えて共有することができた。

こういうとりくみのなかで、2009年10月14日、会社は希望退職提案を撤回した。そのなかでは、こう言っている。「（希望退職をすすめてしまうと）これまでの皆の努力が水泡に帰してしまい、企業として完全に立ち直れなくなってしまうのではないか。」「（職安で）目にしたのは、…職を求めて長い列を組む人や雇用保険の手続きに訪れる人の多さ。正規求人などほとんど見られず、僅かばかりの求人票が登録されているパソコンの前には、必死で覗き込む人達で埋め尽くされていた。」「当社の従業員の中からは、このような思いをする人達を絶対に出してはならない。」という痛切な思いがつつられていた。そこで、労働者を単純なコストと考えるのではなく、パートナーとして労使ともに力を合わせて不況を乗り越えていくことで一致した。

しかし希望退職が撤回されても、会社の業績がよくなったわけではない。労働組合としても、どのような努力ができるか、真剣な討論をおこなった。そのなかで一致点が生まれた。以前は、短納期の仕事だと、「こんな無理をさせて」という愚痴が生産現場からは出ていた。ある意味では当然だ。しかし、「このきびしいときに、営業が努力し無理してとってきた仕事だ。だから納

期に間に合わせよう。」という意見が出た。単純な「合理化協力」ではない、くらしと雇用、職場をまもるために、いま労働者はこういう形で力を発揮しようというものであり、製造・営業など、仕事の違いはあっても、互いの仕事のきびしさを思いやり、みんなで力をあわせようという連帯の気持ちにあふれたものだ。経営者も

「いまは納期で勝負できるようになった。労働組合に感謝している。」と述べるまでになった。

この先、まだまだきびしいが、「合意協力型の労使関係」で将来展望をつくりたいと考えている。(おくたに まさひろ・JMIU長野地本カネテック支部執行委員長)

大阪・兵庫における中小生コン経営の改善

岡元 貞道

大阪・兵庫における生コン産業は、90年代の需要のピーク時から半減という大幅な需要の落ち込みに直面している。この間、大阪・兵庫（神戸）の生コン協同組合においては、需給調整を自己資金（各社よりの付加金）によって、生コンプラントの集約廃棄事業をすすめてきた。各協同組合で集約廃棄した企業数は40社を越え、抛出した資金は300億円あまりに達する。また、400名以上もの労働者の雇用が奪われてきた。

しかし、こうした業界の血のにじむような努力にもかかわらず、大手のセメント・メーカー各社の拡販政策によって新たな生コンプラントの増設が行われた結果、合理化効果が得られない状況に現在追い込まれているのだ。

こうしたなかで、大阪広域協同組合は、再び需給調整のため生コンプラントの集約廃棄事業を行うことを決定し、応募した企業は26社に及んでいる。その資金は150億円あまりに達することになる。今回は、それだけでなく生コン売買契約の見直し、価格改定（引き上げ）を打ち出したことがこれまでとは違っている。

私たち労働組合（建交労関西支部生コン部会）は、労働者の生活と雇用、権利の確保をはかるため、中小企業経営の改善と生コン業界の環境改善を一体のものとして経営改善と業界改善をすすめている。

経営改善では、緊急避難策として賃金・労働条件の一部見直し（労働債権として協定化）をはか

る一方で、生コン輸送のネットワークによる共同輸送をすすめ、各社の輸送稼働率の向上をはかっている。また、国の施策である雇用調整助成金の活用、需要創出拡大にむけ防災中心の公共事業（小中校の耐震強化・防潮堤の強化等々）の促進を関係する行政に要請する行動を展開している。こうしたとりくみを拡大強化するには、業界団体の対応が重要である。このため、①需要の掘り起こしのためコンクリートの果たす役割を社会的にもアピールすること、②業界団体が進めている「事業」の促進のためセメント・メーカー及び販売店、ゼネコンにセメント拡販は行わないこと、③契約にあたっては出荷ベース価格を見直すこと等々を要請している。

新政権は「コンクリートから人へ」のキャッチフレーズを打ち出したが、コンクリートが社会悪であるかのような印象を世間に与えている。しかし、コンクリートは国土建設に欠かせない基礎資材であり社会資本ストックそのものである。防災対策が急がれるが、財政措置がされていないことなどを世論としていくことが求められている。

そのため、10年春闘の要求議題として労使の集団交渉（46社）の中で討議し、経営側との認識を一致させ、それぞれの立場から運動展開をすすめるよう共同闘争の推進をはかる方針である。(おかもと さだみち・建交労関西支部書記長)

ものづくり直接支援の緊急助成制度かちとる

中里 俊男

東京・大田区は全業種における製造業の割合が約20%で全国平均の2倍と高い水準を保っている。こうした現状を踏まえ、大田区は「製造集積の活発な生産活動がさまざまな関連産業の集積を促し」「産業の主役は小規模な企業である」と産業振興基本戦略で述べている。しかし、実効ある産業振興策が打ち出されないまま、製造業は最高時9000社を超えていた工場数が08年工業統計調査(速報)で4351社、9人以下の企業が82%、そこで働く労働者が3万3899人と減少に歯止めがかからない状態が続いている。

不況打開実行委員会(大田区に3つある民商と労働組合)は大田区に実態調査を要求し、07年秋に区は「大田区の産業に関する実態調査」を実施し、報告書を発表した。私たちはその報告書を分析し、「工業集積と商店街振興のための大田区長への要請署名」に取り組み、商店街や工場集積地を訪問して署名を訴え、「その通り頑張ってる」との激励と賛同が寄せられた。

08年のリーマンショックの経済危機は瞬時に大田区を直撃し、マスコミが連日苦境に立たされた町工場を報道した。工業集積はかつてない危機に直面したのである。

大田区は「ゼロ金利」の不況対策融資を08年から翌年にかけて実施し、受付窓口が1週間待ちになるなど申込者が殺到。しかし、「売上が1月2700円、2月が3万7000円」「売上ゼロの状態」「家賃が払えない、融資も難しい」と、融資だけでは工業集積は守れない状態が広がっていた。中堅企業でも残業がなくなり、週1日、2日の雇用調整が開始雇用不安が強まった。

不況打開実行委員会は、東京都や経済産業省にも「雇用を守れ」「中小工場へ家賃助成などの直接支援」などを強く要求。中小企業庁長官が「家賃補助などは臨時交付金を使い、自治体と連携したい」と発言するなど、新しい展開を生み出したが、政府や大田区は有効な施策を打ち出せずに、状況悪化が進行した。

私たちは「危機突破緊急大会」を開催し、「緊急要求」の実現をめざした。大会の案内状を区内全労働組合、中小業者団体、全政党・会派・関係議員、関係する行政部署へ送付。「緊急大会」の案内チラシを全工場へ手分けして2回配布。そのなかで、チラシを見た町工場経営者が賛同や参加の表明をしてきた。商店街やすし組合も賛同のメッセージを寄せるなど、大きな反響と共感が広がった。当日の大会には共産党、自民党、民主党など国会、都議会、大田区議会の議員の出席と賛同が寄せられた。

この運動で大田区は、製造業への緊急助成制度「ものづくり経営革新緊急支援事業」(専門家の派遣と50万円以内の助成金)を実施し、多くの中小経営者から喜ばれた。

私たちは、この制度の継続を求めると同時に、家賃や機械リース料など固定費補助の実現、単価たたきの是正を求め「雇用と工業集積を守る」運動を強めている。こうしたなかで経済産業省は4月、中小企業のリース料について、リース会社が支払い条件の変更に柔軟・適切に対応することを求める要請文書を発出した。

(なかざと としお・大田区蒲田民主商工会事務局長)

吹田市商工行政の変化と民商の提案活動

西尾 栄一

吹田市は大阪市に隣接し人口35万人、事業所数約1万の複合都市である。商工予算は一般会計の0.5%で約5億円。1999年以降官公需の地元発注割合は年々低下し、担当部署の責任者が毎年異動するなど行政のやる気のなさが目立つ時期が長く続いていた。吹田民商は2002年11月に「吹田市の産業振興政策立案にあたっての提言」（以下「提言」）、2005年9月には「吹田市新商工振興ビジョン素案（案）に対する意見」（以下「意見」）を発表して行政の奮起を促し、2003年、2007年の市長選挙では、吹田市の商工業の実態を市民に告発してきた。そして、2007年以降、「提言」や「意見」で取り上げてきた内容が、ようやく具体的な施策として展開されるようになったのが現時点の特徴である

2007年11月に「産業労働室」が「産業労働にぎわい部」に昇格。2008年度は就労支援組織である「JOBカフェ吹田」「JOBナビ吹田」の開設や商店街を中心とするまちづくり組織である「JR吹田駅周辺まちづくり協議会」が設置された。2009年度は「吹田市産業振興条例」（抜粋は28ページ参照）が制定され、行政のなかに初めて「起業・工業部門」が設置され「ビジネスコデネート事業」もスタートした。条例を具体化する専門部の設置、全事業所実態調査、「吹田市商店街及び商店ポータルサイト事業」も行われた。問題点もあるが前向きである。

条例の検討は2007年8月から「吹田市商工業振

興対策協議会」（以下、「協議会」）で始まった。行政が出してきた案は、なぜ条例が必要なのか、どのような条例が求められているのかを曖昧にしたまま他都市の条例を若干手直ししただけの内容であった。そのため、民商は2007年11月15日の「協議会」に独自の条例案として「吹田市中心企業振興基本条例（仮称）制定に向けた提言」を提出した。当初2008年の3月議会に提出する予定であったものを1年間延長して時間をかけて検討を行った。協議はたいへん民主的に行われ、行政の案、商工会議所の案、民商の案を基に一致点をつくる努力が行われた。制定された条例は問題点があるものの民商が重点にした部分は条文として反映されるものとなった。

2009年4月以降は、条例を具体化させるために「協議会」の下に「全事業所実態調査作業部会」、「企業誘致・創業支援作業部会」、「商業の活性化に関する要領・要項制定作業部会」が設置された。民商は其々の部会に3名の代表を送り、広い視野から討議が進むように力を尽くしてきた。

吹田市の商工行政はこの数年で大きく変化した。職員のやる気と住民参加の仕組みが短期間でこれだけの成果を生む土台となったといってもよい。民商では全事業所実態調査の結果を分析して、今後の政策提言を行っていきたいと考え準備を始めているところである。

（にしお えいいち・吹田民主商工会事務局長）

吹田市産業振興条例【主な内容の抜粋】

〈基本理念〉

- 産業の振興は、市が市民、事業者及び経済団体等との協働の下に産業の振興のための施策を行うことにより推進されなければならない。
- 産業の振興は、事業者の自助努力及び創意工夫による取組を基に推進されなければならない。
- 産業の振興は、中小企業者の発展を基に推進されなければならない。

〈事業者の役割〉

- 市内の事業者は、自らの事業の発展、経営の革新、地域からの雇用の促進及び継続、人材の育成並びに従業員の福利厚生の上に努めるとともに、市が行う産業施策及び経済団体等が行う産業の振興のための事業活動に協力するよう努めるものとします。
- 市内の商店街又は小売市場において事業を営む者は、商店会へ加入するよう努めるとともに、商店会が商店街又は小売市場の活性化を図るための事業を行うときは、応分の負担を行う等により当該事業に協力するよう努めるものとします。
- 市内において大型店を運営する者は、経済団体等に加入するよう努めるとともに、地域社会における責任を自覚し、市が行う産業施策及び経済団体等が行う産業の振興のための事業活動に協力するよう努めるものとします。
- 市内の大企業者は、中小企業者との共存共栄を図るとともに、市が行う産業施策及び経済団体等が行う産業の振興のための事業活動に積極的に協力するものとします。

(注) このほか、産業施策の方針、市の役割、経済団体等の役割、市民の役割などがある。詳しくは吹田市ホームページ参照。

研究

企業別労働組合を考える

——戦後労働運動史から学ぶ

荒堀 広

はじめに

日本の労働組合は、欧米諸国には見られない企業別組合という組織形態をとっている。この企業別組合がどんな経過で生まれ、どんな特徴をもっているのか。それを解明する前に国際通念になっている労働組合とはなにかという原理的な問題を明らかにしておこう。

マルクスは「労働組合 その過去、現在、未来」という論文の中で次のように強調している。「資本は集積された社会的な力であるのに、労働者が処理できるのは、自分の労働力だけである。したがって、資本と労働のあいだの契約は、決して公正な条件にもとづいて結ばれることはありえない」

「労働者のもつ唯一の社会的力は、その人数である。しかし、人数の力は不団結によって挫かれる。労働者の不団結は、労働者自身のあいだの避けられない競争によって生みだされ、長く維持される」

「最初、労働組合は、この競争をなくすか、すくなくとも制限して、せめてたんなる奴隷よりはましな状態に労働者を引き上げるような契約条件をたたかいとろうという労働者の自然発生的な試みから生まれた」

ここには、資本主義社会は労働者の搾取のうえに成立しているという歴史的事実にもとづいて労働組合の存立の原点が示されている。労働組合は資本から独立し、労働者の利益を守るためには資本とたたかう以外にないという自覚から生まれた組織なのである。

欧米諸国の労働組合は、企業の枠を越えて、地域を基礎に個人加盟の産業別組織としてつくられている。したがって、たとえ労資協調路線をとっている組合でも資本から独立している。私が、1990年代のはじめに、労働組合運動についての調査研究のためフランス、イタリア、イギリスを訪問したときの話である。フランスで日本の研究者にお会いしたとき、次のような質問をうけたことがあった。「フランスの労働組合の運動には、なぜ資本主義的『合理化』にたいする方針がないのだろう」と。

フランスでは、ルノー工場をはじめいくつかの工場を訪問する予定だったので、「合理化」問題も調査項目にいった。フランスでは労働組合の基礎組織が地域であるため、職場で起きている「技術革新」と結びついた「合理化」攻撃にたいする対応が日常的にできない。「技術革新」が導入された結果にたいして、産別組合として取り組んでいる。法律によって10人以上の企業には労働者による選挙で選ばれた企業委員会(工場委員会)が確立されているが、これは「諮問委員会」的なもので労働組合のような機能はもっていない。近年は企業内にも支部組織をつくる方向がでているようだが、一つの企業のなかに4つのナショナルセンターが存在している複雑な状況のもとで、職場支部の活動と機能はいかにあるべきか、研究すべき問題であろう。

イギリスを訪問したとき、イギリスの金属組合の幹部が日本の企業別組合を批判して次のような話をした。「日本の多国籍企業が企業別組合をつくった。われわれは、これを『ギャング組

研究・企業別労働組合を考える——戦後労働運動史から学ぶ

合』(分裂という意味)だとして批判し、日本の企業にたいする抗議ストを計画している」。つまり、イギリスでは企業ではなく地域に、個人加盟の産業別組織があるのに、日本企業はそれを分断させるというのである。フランスとイギリスの話は、日本の企業別労働組合のもつ二つの側面を現わしていると思う。

日本の企業別組合は企業のなかに組織をつくるのだから、搾取と抑圧という階級闘争の根本領域の職場で、労働者の団結を基礎に運動をつよめるという積極面もある。しかし、資本の介入を受けやすい。戦後、企業別組合が生まれたとき、多くの組合は「従業員組合」という名称が示すように、それは企業のなかの正規労働者だけの組織で、当時、直接雇用関係があった「臨時工」や他の企業から派遣されていた「社外工」は組合から排除されていた。つまり、組合の結成段階から同じ職場で働くすべての労働者の団結が崩されていた。また、資本家団体が統一して労働組合に対応しているのにたいして、企業別組合はともすれば個別企業内の労資関係の枠内だけで問題をとらえ、企業間競争に巻き込まれたり、資本の「企業あつての労働者」という企業への隷属を強いる、企業主義宣伝の影響を受けやすい面がある。資本は利潤第一主義という資本の論理を貫くため、企業別組合のこれらの弱点を全面的に利用している。

日経連は企業別組合の特徴について、次のようにのべている。「欧米の産業別組合とことなり……労働組合幹部は自社の好不況を肌で感じ、経営者側と共通の認識をもつことができ、そのことが運命共同体意識、労使の信頼関係の基礎を形成している」「階級意識が希薄であること。……わが国企業の重役中、6人弱に一人はかつて労働組合の執行委員を経験している」(1982年「労働問題研究委員会報告」)。

しかし、あとでのべるが、戦後の労働組合運動の歴史は、企業別組合であっても経済闘争と政治闘争を結合するという階級闘争の発展法則

を追求するなら、前進、後退を繰り返しながらも運動は発展することを示している。

戦後の組合結成における3つの流れ

1945年8月15日、日本軍国主義は無条件降伏した。日本政府が受諾した「ポツダム宣言」は次のように強調している。

「我らは、無責任なる軍国主義が世界より駆逐せらるるに至るまでは、平和、安全および正義の新秩序が生じ得ざることを主張するものなるをもって、日本国国民を欺瞞しこれをして世界征服の拳に出づるの過誤を犯さしめたる者の権力および勢力は、永久に除去せられざるべからず」(第6項)

「我らは、日本人を民族として奴隷化せんとしまたは国民として滅亡せしめんとする意図を有するものにあらざるも、我らの俘虜を虐待せる者を含む一切の戦争犯罪人にたいしては厳重なる処罰加えらるべし。日本国政府は、日本国国民の間における民主主義的傾向の復活強化にたいする一切の障礙を除去すべし。言論、宗教および思想の自由ならびに基本的人権の尊重は、確立せらるべし」(第10項)

占領軍当局の日本民主化政策は、寄生地主制度の撤廃を目的とする農地改革、財閥の解体、軍隊の解散、戦争犯罪人の処罰、治安維持法などの弾圧法の廃止などとともに、労働組合運動の奨励、労働保護法等をはじめとする社会立法を促進した。

戦後、日本の労働者は嵐のような勢いで労働組合を組織した。敗戦後、わずか10カ月で、組合数1万1575、組合員数374万8952人、1947年末には組合数2万8013、組合員数626万8432人にのぼった。組織率は48.6%となった。これを戦前最高の7.9%に比較すれば、いかに驚異的な速度で発展したかが理解できるであろう。

組織化には3つの流れがあった。

1つは、戦前、日本帝国主義の侵略戦争を「聖戦」だといって美化し、これに協力する労資一

体の「産業報国会」を組織した西尾末広や松岡駒吉らが、「産業報国会」を労資協調の労働組合に衣替えする組織化である。彼らは組合の組織化にあたって、まず訪問したのは三井、安田、三菱、住友など資本家代表であった。彼らは共産党幹部、活動家がまだ獄中にある間に、戦後の労働組合の組織化の主導権を掌握しようとし、10月10日には「全国労働組合結成中央準備会」を発足させ、中央・地方の組織化にのりだした。それは企業ごとに組織されていた「産業報国会」組織の利用であり、彼らが考えた組織形態は資本の意図する企業別の「従業員組合」であった。

日本政府は共産党の幹部や活動家を釈放しようとはせず、占領軍の指示で10月の中旬から下旬になってやっと釈放した。釈放された共産党の幹部・活動家はただちに労働組合の組織化に取り組み、この運動と結びつけて、共産党の再建を準備したのである。

大阪で最初に生まれた労働組合は企業別組合としての大阪交通労働組合であったが、これも「事業（産業）報国会」の幹部が中心であった。松下電器の守口工場では、工場長が組合長であったりした。全国ほとんどの地域で最初に生まれた労働組合は「産業報国会」幹部によるものが少なくなかったといえる。しかし、個々の企業別組合レベルでみると、「産業報国会」幹部の思惑どおりにはならなかった組合もかなりあった。たとえば、さきにのべた大阪交通労働組合は、その結成大会に西尾末広が来賓で参加したが、会場から「戦争犯罪人は帰れ」というヤジがとんだ。なによりも重要なのは大会宣言である。宣言は、戦前労働組合を弾圧で解散させた問題、侵略戦争に協力させるため「産業報国会」を労働者に押しつけた問題などを厳しく批判している。西尾らがつくった「全国労働組合中央準備会」が侵略戦争批判を一言も述べていないことと対比的である（「大阪交通労働組合史」）。

もう1つの流れは、下から、つまり職場から労働者を結集しての組織化である。これは、戦後の

飢餓状態からの脱却という切実な要求と侵略戦争の責任を追及するという平和要求と結合した大衆的運動であった。いくつかの例を上げてみる。

新聞各社では、読売新聞を先頭に、軍部の暴政に屈して、戦争を鼓吹し、真実の報道をまげて戦禍を拡大させた戦時下の新聞経営者の戦争責任を追及し、賃金引き上げをはじめ極端な身分差別の廃止などの民主化要求を全面に掲げて他の産業にさがりかけて立ちあがった。医療労働者の中では日赤中央病院が、給食部門の職員20人の解雇に反対し、越年資金の支給、病院の軍国主義制度の一掃など平和の要求と結びつけて、医療労働組合結成のトップを切った。

教師たちは複雑であった。その生活は一般国民と等しく苦しかったが、なによりも大きな苦悩は、つい昨日まで子どもたちにこの戦争は「聖戦」であり「大東亜共栄圏建設」のためだと教えてきたことであった。それだけに敗戦の打撃は大きく、悔恨のあまり教壇を去っていくなど、教育にたいする自信を失う状況に追い込まれた。これが敗戦直後の多くの教師たちの姿であった。しかし、日に日にたかまる労働組合結成によるたたかいに勇気づけられ、教師も自らの生活と権利の防衛と「再びこの誤りをくりかえしてはならない」という決意をかためて、立ちあがりはじめた。そして深刻な反省と共通の生活要求、民主主義的教育の強い願いにもとづいて、東京を中心に全国各地で組合結成の運動がはじまった。全日本教員組合結成趣意書は「満州事変以来十数年間誤った指導者達によって引き起こされた戦争は惨憺たる結末をつげた……この根本的原因を深く反省し、追及することなくしては、かくのごとき不幸を再びくりかえすことから私達を護ることは出来ないであろう」と訴えている。

この教員組合結成の原点は、1950年、占領政策の変化によって日本を再び再軍備の道に足を踏みいれさせた時、その力を発揮し、教師は「教え子をふたたび戦場に送らない」とかたい決意を表明した。

研究・企業別労働組合を考える——戦後労働運動史から学ぶ

3つめの流れは、まえの2つの流れが企業別組合という組織形態であったのにならして、これは欧米諸国と同じように個人加盟の産業別組合として組織された。

海員組合がそれである。海員組合の基礎組織は企業別ではなく、東京、横浜、大阪、神戸といったように地域別組織になっている。組合結成時には全国26の地域に組織されていた。つまり企業の枠をこえて同じ産業の労働者が地域的に団結する、ここが企業別組合と根本的に違う点である。そして産業別団体交渉権を確立し、団体協約の締結を勝ち取っている。海員組合の創立宣言は次のように強調している。

「敗戦を契機として盲目の服従を強いる古き指導者観念、独善的官僚支配は根絶さるべきであり、勤労者の自主的結束と自立ある行動こそ、新日本建設の基礎たることを我らは主張する」

「今や、混迷の底より自由と秩序をもとむる全勤労者階級の声は、熾烈なものがある。それは上から与えられたる自由、命令されたる秩序でなくして、自からの組織と力によるものである。即ち労働組合の復活と再建への要望である」

「労働の資本への隷属は、もはや過去の観念であり、強権支配と資本家の搾取は真の民主主義の敵である」

大会では「不戦の誓い」を新たにしたが、他の労働組合にみられない確信に満ちた宣言といえる。

日本機器労働組合も個人加盟の産業別組合として結成（410分会17万人）され、金属労働者の大産業別組合をめざした。産別会議の解散、総評の結成、総評と同盟との合併による連合誕生という経過のなかで、現在、日本機器労働組合の伝統をうけついでいるのは、JMIUであろう。未組織の非正規労働者、とりわけもっとも劣悪な条件に苦しんでいる派遣労働者の組織化に取り組んで成果をあげ、日本の労働運動の中で先進的役割を果たしている。

しかし、戦後わが国の労働組合は、個人加盟

の産業別組織はきわめて少数で、圧倒的多数は企業別組織を基礎とする産業別組織であった。その要因はいったいどこにあったのか、そこから学ぶべきことはなにかの解明は、今日の企業別組合の階級的・民主的強化にとって大切な課題だといえる。多くの労働運動研究者がこの問題にふれているが、私は自分の経験をふまえてこの問題に接近してみたい。

戦後企業別組織として結成された要因

戦後、労働組合が企業別組織として結成された要因の第一は、敗戦下における労働者、国民の極端な生活破壊が基礎にあるということである。国民は飢餓状態であった。

1954年の工業生産は、戦前（1934年）の1～2割の水準で、米の収穫高も1905年（明治38年）以来の最低で国民の所用量の半分であった。7500万石必要なのに3916万石しかなかった。政府は、占領軍の食料援助がなければ1000万人が餓死するだろうと発表した。占領軍の食糧援助は牛の飼育料であるトウモロコシの粉末だった。

一方、政府は独占資本救済のためにはきわめて迅速な態度であたり、戦時中の各種軍事補償、軍需品代金の支払いのために莫大な支出をおこなった。この結果、敗戦当日の日本銀行券発行高は286億円だったのが、その年末には554億円と、わずか4カ月たらずのあいだに2倍もの発行高をしめすという通貨の膨張、物価の高騰を招くインフレ政策をとったのである。

すさまじいインフレのなかで、実質賃金は戦前の13.1%まで低下し、インフレーションの激化、資本の生産サボタージュなどによる大量解雇と軍隊の解体、復員などによって失業者は、1000万人にのぼった。小売物価指数は東京で8.6倍（46年）、ヤミ物価は白米の場合、東京では公定価格の77倍にたつた。配給は少ないのに、賃金は安く、ヤミ食料を買うこともできない。労働者はみな毎日腹をすかして仕事をしていた。成人1人1日当たりの栄養必要量の標準は2,160

カロリーだが、実際の配給量は1,437カロリー（厚生省調査）しかなかった。

これらの耐え難い苦痛と困難は無謀な戦争を始めたことが原因であり、その戦争が正義なき侵略戦争であったことを広範な労働者は理解し始めていた。労働者は、戦争は愛する者を殺し、生活を破壊し自由を奪うものであることを身をもって体験した。それが侵略戦争であったか、どうかを超越して、国民は二度と戦争はいやだという心からの叫びをあげた。そして、この悲惨で残虐な戦争が2000万人を超えるアジア諸国民、300万人を超える日本人の生命を奪った侵略戦争であったことを知った多くの国民は、たんに戦争はいやだという感情から、2度と他国民と日本国民の生命を奪ってはならないという、平和への強い意識に発展していった。

しかし、労働組合運動の経験をもたない多くの労働者は、どうしてこの苦痛と困難を打開できるのか、その方途を知るよしもなかった。こうした労働者が、生きるために必要な要求を実現する力が労働組合にあることを自覚したとき、それは爆発的なエネルギーの結集となるものである。それが企業別組合という企業内労働者の全員組織化の形態となった。私の経験でもはじめは1人1人説得して組合への結集を訴えていたが、全国的な企業内労働者の全員参加の動きの影響のなかで企業内労働者の全員結集の方向に向かった。あとでのべるが、それは当局の介入ぬきには考えられない問題であった。

第二の要因は、戦前の個人加盟の職種別や産業別組織の経験をもった組合活動家が少なく、戦後の情勢、つまり労働者の爆発的なエネルギーや当局の企業別組合化の介入など戦後の状況に全面的に対応できなかったことである。それは、労働者1人1人が結集の目標となる地域組織、全国組織がなかったことに端的にあらわれている。欧米諸国では、「組合をつくろう」ではなく「組合に入ろう」が労働者のスローガンであった。

戦後、労働組合の組織化の先頭に立った戦前

の活動家の苦労は、筆舌に尽くせぬものがあった。組織化のためのオルグ活動は泊まる場所がない、食べ物がない、金もない、人間的つながりもない、こうしたなかでの活動であった。私も戦前の活動家の指導と援助で組合の組織化に取り組んだ1人であった。

第三の要因は、第一、第二の要因とも関連して、資本の側からの介入である。占領軍が日本の民主化の一環として労働組合の組織化を奨励しているとき、経営者は戦前のように弾圧することはできない。だとすれば、彼らにとって将来も考えて、できるだけ労働者を支配しやすい方法として、大衆的な組織化の運動を正規労働者だけを対象にした「従業員組合」＝「企業別組合」結成の方向へ積極的に介入することになった。

「産業報国会」の労働組合への衣替えはその介入の典型である。また、たとえば当時の運輸省は終戦後の従業員対策として、労働組合法の議会通過とも睨みあわせ本省庶務課長と各地指導課長を集めて、次のような労働組合組織の当局案を示した。「管理部を中心として、職能別の労働組合連合体をつくる。これには管理部のものと、鉄道委員と現場の有識者（長・主任）と協議して機関区関係組合とか駅関係組合とかをつくる。管理部組合連合を局内に集めて局連合、局連合を集めて省の中央連合を組織する」

これについて立案者の一人である小野田鉄道官は次のようにのべている。「この組合組織は、たとえ世論で官製といわれても労組法の施行までに是非施行したい。この指導は勤労局、局指導課、管理部庶務課で内面指導でやっていく、そして国鉄の労働組合は日本最右翼の組合とならなければならぬ」

この当局の介入で生まれた組合と大衆運動で生まれた組合が全国的に統一するとき「単一体」か「連合体」かで激論になり、多数決で「連合体」になった経緯がある。

また、通信院は通信局労務担当課長会議および通信局長会議で、「一局所に異種の組合を併存

研究・企業別労働組合を考える——戦後労働運動史から学ぶ

せしめざること」「部外団体よりなさるる指導を努めて排除し」「政治運動は極力これを自制すること」「罷業権の行使は極力これを回避すること」などを指示した（労働省編・資料労働運動史）。こうした資本の側からの介入は、多くのところで、おこなわれたのである。

第4の要因は、副次的に日本の労働市場の特徴とも関連していると考えられる。それはたとえば、企業城下町といわれる農村を含む地域的な労働市場である。また、日本資本主義の構造上の問題である膨大な中小零細企業に働く多数の潜在的失業者群の存在である。

戦闘的エネルギーを発揮した企業別組合とその条件

こうして生まれた企業別組合が、戦後の一時期、戦闘的エネルギーを発揮した。それには、いくつかの条件が存在した。

企業別労働組合は、インフレと食料難のもとで、賃金の3倍から5倍の値上げを要求し、30万人が結集した食料メーデー成功の先頭に立った。特筆すべきは、インフレーションによる手持ち資材の値上がりで利益を得ようとする資本が生産サボタージュをおこない、1000万におよぶ失業者を放置しているもとで、仕事と生活擁護、経営の民主化を要求して、多くの労働組合が「生産管理」闘争をおこなったことである。この闘争は、読売新聞労組から始まり、日本鋼管鶴見製鉄など製造業、医療、学校、自治体などあらゆる産業に波及した。

現在、資本や右翼的潮流の労働者支配の主要なイデオロギーは、企業別組合を利用した「企業あつての労働者」という企業への隷属を強いる企業主義であるが、当時の資本はそんな余裕はなかった。経済が崩壊したなかで資本は、戦時中の軍事保障など政府の救済資金で潤い、生産サボタージュで利益を得ようとしていた情勢であった。

産業別組合の結成にともない、職場団交権と

ともに産業別団交権・協約を要求する運動が前進した。1946年には、全日本印刷出版労働組合、全国車両産業労働組合などが、はやくも産業別労働協約を勝ち取り、これが他産業にも広がっていった。この産業別労働協約の締結は労働者を個別の企業内労資関係の枠内にとじこめる企業別組合の弱点を補う役割を果たしていた。

経営民主化に関して「経営協議会に関する」書記官長談話が出された。それは、「企業者側と労働者側は同数の委員をもって組織する」「生産計画およびこれを実行するために必要な作業計画に関係ある事柄」など9項目の内容を示している。これはドイツのそのように国の法律としてではなく、労働協約としての制度であった。

書記官長談話にもとづき、厚生大臣は中央労働委員会に経営協議会制度について諮問したが、その答申では、必ずしも委員は労使同数でなくとも良いとしていた。当時、多くの労働協約では、経営協議会制度が確立していた。談話は、おそらくナチによって廃棄されたドイツのワイマール憲法を参考にしたものだと考えられる。ワイマール憲法は労働基本権を基本的人権と規定し、労働者の「共同決定権」を規定していた。

戦後直後の労働組合のたたかいは、国民の飢餓状態が無謀な侵略戦争の敗北が原因であることを実感をもって理解し、切実な経済要求とファシズム・軍国主義の残存勢力の一扫など経営の民主化、平和日本を願う要求とを結合したたたかいであった。これは企業別労働組合、産業別労働組合を問わず共通していた。つまり、企業の労使関係の枠にはまらない政治的要求との結合であり、日本の特徴としての階級闘争の発展法則に沿った運動であったといえよう。

最も重要な問題は、労資協調主義の立場に立つ組合より、資本とのたたかいの立場に立つ組合、階級的な組合のほうが多数であったことである。

それは1946年8月に二つの労働組合中央組織が結成されたが、総同盟は約85万人、産別会議

は約163万人であった。ナショナルセンターに加盟していないたたかう組合をいれると企業別組合の圧倒的多数が資本とのたたかいに結集している。

労働運動の高揚にたいする、占領軍の弾圧と右翼的組合の育成

1946年夏から労働運動は新しい段階にはいった。国鉄の第1次7万5000人、第2次5万2000人の首切り、海員の4万人の首切り攻撃にたいするストライキ闘争の勝利、生活給理論と実態調査によって賃金要求を決める「電算型賃金体系」と呼ばれる電産の賃金闘争の勝利など労働組合のたたかいは前進をつづけた。1946年12月から、国鉄、全通を含む官公労働者を軸に生活危機突破の要求を中心とした2・1ゼネストが準備された。

この労働者の高まりの中で、産別との統一行動に反対していた総同盟も共闘への参加を拒否できなくなり、共産党、社会党、産別会議、総同盟などによる「倒閣実行委員会」もつくられ、1947年1月には日本のほとんどすべての全国組合が参加する「全国労働組合共同闘争委員会」が結成された。賃上げ、首切り反対をはじめとする経済要求を中心に、それをばばむ吉田内閣打倒をかけた全国政治ゼネストの準備がすすめられたのである。

日本の労働運動の高揚を恐れたアメリカ占領軍は、強権をもってストライキを中止させた。この弾圧以来、全国労働組合連絡協議会を解散させ、公務員のストライキ権の剥奪、産別会議にたいする激しい分裂攻撃、職場の共産黨員や支持者のレッドパージ、共産党幹部の公職からの追放など、まさに凶暴な弾圧政策をとった。

その一方で、占領軍は1950年に総評という新しい反共・労資協調の労働組合全国中央組織を結成した。

この弾圧に呼応して日経連は「経営権の確立、非組合員の範囲の明確化、職場秩序の保持、職

階制の制定、賃金形態の整備・合理化、能率賃金の原則の確立、職務分析、人事考課制度の整備、標準作業量の設定」などを打ち出した。そして、戦後初期に勝ち取った労働協約を一方的に破棄し、無協約状態をつくり出したうえで資本の意図する労働協約を締結させた。たとえば、労資同数委員による「経営協議会」にかわり、資本の経営政策に協力させる「労使協議会」の設置、格付け・昇給の基準が年齢という客観的なものから、「学歴・年齢・経験・勤続などによる総合決定」という曖昧な基準に、個人別査定による格付け・昇進・昇格は、資本の自由裁量の介入を許すものになった。

さらに、日経連は「職場闘争とその対策」を打ち出し、職場闘争にたいして強い対決姿勢をとり、「交渉の対応関係と交渉事項の明確化」をあげ、職場における職制の決定権限を経営上部に引き上げることによって、職場団交の形骸化や交渉権の否認を使用者側の基本的態度とするよう指示したのである。その結果、職場団交権がつぎつぎに奪われ、職場における労働運動が必然的に弱まっていった。

政府も1949年、労働組合法と労働関係調整法を改悪した。労働組合の「自主性」「民主性」確保を口実にして、組合自治にたいして、法律でその内容に干渉し、それ（「自主性」「民主性」）を具備していないと判断した組合には、不当労働行為の救済申し立てを受け付けず、労働協約の自動延長を否定し、使用者に不都合な協約条項の廃棄を容易にする、不当労働行為を犯罪として刑罰の対象としないことなどであった。1953年には、炭坑、電気産業へのスト規制法を制定した。

これらの民主主義的権利の蹂躪は、これまで企業別組合の弱点=企業への隷属をいっている企業主義を受け入れやすい条件をカバーする要素を取り払う結果となった。この事実が、企業別組合を論じる場合、企業別労働組合という組織形態だけでなく、労働組合の民主主義的権利の間

研究・企業別労働組合を考える——戦後労働運動史から学ぶ

題についても切り放して考えてはいけないということを示している。

対米従属下の日本の労働運動の特質

(1)対米従属下の日本の運動の特徴として、企業の労資関係の枠にはまらない平和と真の独立の要求がたえず生み出されてくる。これは発達している他の資本主義国の運動には見られない特質である。そして同時に、企業主義支配を中心とする日本の右翼的潮流の避けがたい矛盾でもある。

すでにのべてきたように、アメリカは階級的労働運動を弾圧し、一方で1950年に反共労資協調の全国中央組織の総評をつくった。その総評が「鶏からアヒル」に変化した。

1951年に締結されたサンフランシスコ平和条約と日米安保条約は、沖縄の占領支配を継続するとともに、日本本土においても、占領下につくった米軍基地を存続させた。これは日本をアメリカの世界戦略の前線基地という役割を担わせるものであった。日米安保条約は1960年に改定されたが、それは、日本の従属的な地位を改善するどころか、基地貸与条約という性格にくわえ、有事のさいに米軍と共同してたたかう日米共同作戦条項や日米経済協力の条項などを新しい柱として盛り込み、日本をアメリカの戦争にまきこむ対米従属的な軍事同盟条約に改悪・強化したものであった。

安保反対闘争は、共産党、社会党、総評をはじめ多くの民主団体が共同してたたかった歴史的闘争であった。この闘争でかつて、アメリカ占領軍によってつくられた総評は数次にわたる全国的ストライキをおこない、日本の平和と真の独立を願う国民を励ましたのである。

これに驚いたアメリカはいわゆる「ケネディー・ライシャワー」路線といわれる介入工作をおこない、総評を安保支持の立場に右転落させたのである。このことは、政党だけでなく、労働組合も右傾化するかしないかの指標は、企

業内の労資関係の問題ではなく、国の政治的中心問題、安保条約にたいする態度であることをしめしている。

右転落した総評はいろいろな経過をたどるが、最終的には同盟と合併し、現在の右翼的潮流である連合をつくったのである。しかし、安保反対闘争が示したのは、アメリカが反共労資協調の労働組合として結成した総評がご主人のアメリカに真っ向から立ち向かう安保反対闘争の重要な一翼を担ったという歴史的事実である。ここには、対米従属から生まれる日本国民の平和と真の独立を願う要求は誰も消しさることは出来ないということが示されている。それは、現在の「憲法9条を守れ」の運動、沖縄を先頭とする米軍基地撤去の運動にもあらわれている。安保を容認した組合でも米軍基地撤去の要求まで取り下げてはいない。

(2)1947年5月新憲法が施行された。「9条」は次のように規定している。

「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」

新憲法は平和を願う日本国民の心となり、戦後60年、多くの一般新聞の世論調査でも「9条を守る」は一貫して国民の多数派であった。

草の根の「9条の会」が結成され、その活動が発展している主要因の一つに戦前の戦争体験者が重い心を開いて、自らの戦争体験を語る運動がある。侵略戦争の残虐さと非人間的な軍隊、食べるものもなく飢えに苦しみ、基本的人権も抑圧されていた戦争下の日本の実態。体験者の話は戦争を知らない世代に衝撃を与え、この日本を再び「戦争する国」にさせてはならないという決意と世論を広げる力となっている。それは「戦争する国」への道を歩む勢力にたい

する真実からの反撃となっている。マスコミ「9条の会」は、「9条が改悪されれば、言論・出版の自由も奪われる。戦前、国民の目を閉ざし、戦争遂行の役割を果たしたメディアの責任は重い」との自覚にたって職場、地域から運動をおこなっている。

戦後、国民の平和の願いの先頭にたったのは労働組合であった。日本の労働者が戦後最初のメーデスローガンに「戦犯の徹底的追及」を掲げたように、労働組合は飢餓状態からの生活の改善と二度と戦争をさせないという平和の要求で燃えるようなエネルギーを発揮したのである。

国際労働組合運動が平和擁護運動を労働組合運動の主要な任務に位置づけたのは、第二次世界大戦後であった。第二次世界大戦では、ファシズムと軍国主義の日独伊三国同盟が反ファシズム連合国によって世界的に敗退した。ファシズムとたたかうヨーロッパの国々の労働組合やアメリカの労働組合は自国の政策を支持し、ともにたたかった。こうした戦争の性格は、戦後の国際労働運動の任務として、これまでの民主主義擁護の課題に加えて、新たに平和擁護を主たる任務にした。労働組合の任務は、客観情勢の変化とたたかいの経験に対応して発展していくものであるが、この点で日本の労働組合運動の発展方向も世界の運動の流れにそったものであった。

憲法改悪の背景には日米軍事同盟がある。1946年5月に新憲法が施行された翌年、すなわち1947年5月、アメリカ陸軍長官ロイヤーが国防長官宛に、日本の再軍備のためには憲法改正が必要だという「覚え書き」を提出した。それは、「まず警察力の形で軍隊に準ずる組織をつくり、それを育てていくことをやりながら、将来、憲法を改正して本格的に軍隊をもたせるための準備やっけていく」としている。この方針が、それ以後の日本における憲法改悪の一貫した原動力となったのである。06年6月29日の日米首脳会談で「世界の中の日米同盟」を確認し「21世紀の

地球的規模の協力のための新しい日米同盟」が宣言された。そして、日米が世界における共通の戦略目標を持ち、米軍と自衛隊の軍事一体化をはかり、基地体制の抜本的強化がすすめられている。「9条」改正はまさにアメリカの侵略的軍事体制に日本を協力させるために企てられているものである。

労働組合内の憲法改正論者が共通して主張しているのは、「他国によって国家主権が侵害された場合には、自衛権を発動し、武力をもって阻止する気構えを主権国家としてしめす」ことが必要であるというものである。この議論は、今日の憲法改正の本質をはぐらかしている。すでにのべてきたように今日の憲法改正はアメリカの世界戦略に日本を組み入れるためにアメリカの主導で改正の策動がはじまったのである。

アメリカと日本の改憲勢力がすすめる道は、世界の流れに逆行していることは明らかである。今日の世界は大きな構造的変化をもたらしている。もはやどんな超大国でも1国で世界を支配することは不可能になっている。戦後植民地体制が崩壊し、新たに独立を勝ち取った国々は国連憲章にもとづく世界の平和秩序を築く重要な担い手となっている。アメリカを中心とする軍事体制の多くは、解体、機能不全、弱体化におちいり、それにかかわって仮想敵国をもたない平和の地域共同体がひろがっている。

米ソ対決の構図が崩壊したことが、世界の平和秩序・平和のルールを求める諸国民の運動の新しい発展の条件をつくっている。これらの世界の構造変化は、アメリカのイラク侵略戦争にたいして、地球的規模でわきおこった空前の平和の波となってあらわれた。改憲勢力は依然として世界はアメリカ中心に動いていると錯覚し、新しい世界の姿に目を閉ざしているのである。

ところで重視すべきは、日本の労働戦線で「9条を守れ」という勢力が多数派を形成する可能性をもっていることである。これは日本の労働組合運動の前進にとってきわめて注目すべき動

研究・企業別労働組合を考える——戦後労働運動史から学ぶ

向である。全労連とその加盟単産、さらに全建総連、全港湾、航空連をはじめ中立系単産は「9条を守れ」の運動を積極的に展開している。

連合はどうなっているか。連合は当初憲法改正の立場にたっていたが、内部単産の意見対立で現在は態度を「凍結」せざるをえなくなっている。各単産の動向をみると「9条を守れ」と要求する単産、改正に危機感を表明する組合が旧総評系の日教組、自治労、私鉄などの単産を中心に海員組合などをふくめてかなり多くの勢力となっている。したがって全体としてみると、労働戦線での憲法改正反対の組合が多数派を形成する現実的可能性を示しているといえる。ここには、かつて安保反対という全国民的要求の先頭にたった労働者の平和を願うたたかいの歴史と伝統が生きていること示している。

もし、憲法改正反対の立場にたつすべての労働者、労働組合の共同行動が職場、地域から前進し、全国的共同として発展するなら平和を願う広範な国民を励まし、さらに右翼的潮流を孤立させるであろう。それをなす「要」ともいえる活動は、全労連系、中立系、連合系を問わず、あらゆる職場、地域に網の目のように大衆的な「9条の会」を組織することであろう。そのことは日本の政治闘争の貴重な経験が示している。安保反対闘争、沖縄返還要求闘争など国政の中心的政治課題にもとづく闘争の場合、職場、地域に「安保反対実行委員会」「沖縄返還要求実行委員会」などが草の根に無数に組織され、これが組合と協力し運動を前進させたのである。「闘いながら学び、学びながら闘う」というスローガンが示すように、政治課題のたたかいを前進させるうえで、その政治課題のたたかいの本質を理解するための労働者への援助は不可欠の課題である。実際、学校や自治体、損保などで職場「9条の会」が第一組合、第二組合、非組合員を問わず、すべての労働者を対象に活動し、憲法擁護の運動を発展させていることは教訓的である。

ここには、資本が企業別組合を利用してつくってきた協調主義的労資関係では解決できない、日本の右翼的潮流にとってのもっとも大きな矛盾がある。

労働者の切実な諸要求にも背を向ける右翼的潮流の矛盾

右翼的潮流は国民の平和と真の独立の要求に背を向けていると同時に、労働者の切実な諸要求にも背を向けている。いうまでもなく資本主義の基本的矛盾は、生産の社会性と私的所有である。この矛盾は必然的に過剰生産恐慌を引き起こす。アメリカ発の金融危機からはじまった過剰生産恐慌は日本ではL字型といわれるように長引いている。それはルールなき資本主義といわれる構造上の問題と関連している。大企業はこの不況を切り抜けるため、無慈悲な資本の論理で、賃金の切り下げ、首切りをはじめ労働者への過酷な犠牲転嫁をおしつけている。

年収200万円以下の「働く貧困」層の労働者にしめる割合は32.3%にもおよんでいる。しかもこれらの労働者の大半は、非正規労働者で組合に組織されておらず、情け容赦のない首切りに直面している。失業者は増大している。不十分な政府統計によっても、5.0%（10年3月）になっている。右翼的潮流はこの深刻な状態に事実上協力している。

しかし、不況の長期化と資本の無慈悲な労働者への犠牲転嫁は、右翼的潮流の労働者にたいする影響力を増大させる方向にではなく、逆に弱める方向に作用せざるを得ない。こうした状況下では、資本から独立していない労働組合の反労働的な姿を日に日に労働者のまえにさらすことになる。なぜならば、大企業に労働者の魂を売った右翼的潮流は、大企業の倍加された蓄積要求の結果としての深刻化する労働者の状態悪化、そこから生まれる労働者大衆の死活の要求にたいして、ますます背をむけるか、ごまかしの手段をくりかえすほかはないからである。

こうして、エンゲルのいう、いわゆる運動の「土台」と「出発点」が強められるのに反して、運動の統一を疎外する分裂主義的要因の社会的影響力は弱められるほかない。

したがって、相手側がどんなに系統的な攻撃をかけてこようと、我々がかならず職場に根を下ろせるし、最後には労働者の多数を結集できる法則的な根拠がある。

マルクスは「労働組合 その過去、現在、未来」のなかで次のようにのべている。

「みずから全労働者階級の戦士、代表者をもって自認し、そうしたものとして行動している労働組合は、非組合員を組合に参加させることを怠ることはできない。労働組合は、異常に不利な環境のために無力化されている農業労働者のような、賃金のもっとも低い業種の労働者の利益を細心にはからなければならない」

マルクスとエンゲルスは資本の蓄積過程を分析して、資本はいかに増大しても、他方では相対的過剰人口（失業者群）をつくり出すことによって労働の需給関係に影響を与え、資本主義生産のもとでは、労働力の価格がますます価値以下におし下げられると述べている。

現在、資本の利潤第一主義にもとづく犠牲転嫁の矛盾の焦点になっている約1800万人にもおよぶ「働く貧困」層の要求の実現と組織化のために、階級的労働組合と先進的労働者は大きな力を注ぐこと強く求められていると言えよう。それは全労働者の利益に直接つながる問題であり、広範な労働者階級の団結と統一という社会的力につながる問題である。

さらに重要な問題は、反共右翼幹部を職場でささえている管理監督労働者の基盤の不安定さの増大である。レーニンが資本主義が独占資本主義の段階にはいり、独占的高利潤を手にいれることができるようになると、その利潤の一部をつかって労働者を買収し、それによって労働組合運動を右傾化させ、みずからの支配体制を維持するようになると規定している。この場合、

独占資本がそれぞれの企業で買収した少数の熟練労働者を中心にした労働者上層のことを「労働貴族」とよんだ。

現在は、この労働貴族の形態に重要な変化が生じている。戦後の高蓄積とそれにとまなう急速な「技術革新」によって、それまでの古い熟練労働が解体され、それによってもって熟練労働者が「労働貴族」としての特権を喪失し、それにかわって独占資本が企業内の専制支配を維持するためにつくりだしたのが、膨大な労務管理機構である。資本は、この膨大な労務管理機構のなかでの少数の管理監督労働者によって企業内での専制支配を維持し、かつ協調主義の社会的基盤にしてきた。この管理監督労働者はかつての「労働貴族」とは異なり、技術的基礎をもたず、しかも直接的生産労働から切り離され、もっぱら資本の専制支配の手先の役割をはたしている。しかもその労務管理の実態は、思想差別、昇給・昇格差別、JALの「監視ファイル」事件がしめす労働者全体への抑圧体制など欧米諸国には見られない、きわめて非近代的なものである。しかし、経済情勢の変化によってその管理監督労働者の特権的地位をいつ失うかわからない不安定な存在になっている。これらの管理監督労働者も出向、配転、退職勧奨の対象の例外ではなくなっている。つまり労資協調主義をささえてきた柱が独占資本主義の深刻な経済的困難なもとで、その矛盾がいつそう厳しくなってきたのである。

また資本が不況の労働者への犠牲転嫁のため、既存の労働保護法さえ蹂躪した攻撃をくわえてきているとき、労働基準法、労働安全法などの労働保護条項を守るたたかいは、ますます重要になっている。かつて民間大経営で、資本のルール破壊を告発する「黒書」運動を全国的に展開し、職場のルールを守るたたかいを発展させたが、今日の職場の状況は正規労働者だけでなく、派遣労働者など広範な非正規労働者の人権蹂躪問題をふくめ「新黒書」運動とも言うべき、既

研究・企業別労働組合を考える——戦後労働運動史から学ぶ

存のルールを守る、いっそう大規模な運動が必要となっている。同時に、この運動と解雇規制や超過密労働の規制など労働基準法の抜本的改正という新しいルールの確立を求める対政府闘争との結合が大切になっている。

注目すべきことは、サービス残業、育児と職務の両立問題など、個別の切実な要求実現のための大衆的な行動に取り組む組織をつくって運動をすすめている経験が少なからず生まれているが、これを一般化することである。こうした活動は、右翼組合のなかでも「組合の民主制と少数派組合員の活動」として、判例で組合員の正当な組合活動として法的にも保障されている。この点で思想差別や成果主義にもとづく各種の差別支配にたいするたたかいをいっそう強め、自分の考えや意見を積極的にのべる自由の拡大は決定的に重要な課題である。職場の自由が拡大されてこそ、職場を基礎に労働者の団結をつよめ、組合の主人公は組合員であるという命題を名実ともに実現できる。こうした活動をつうじて職場団交権の回復を展望出来るであろう。

また、かつての職場と今日の職場とは大きく変化している。労働組合の組織率が18%台になったということは、圧倒的多数の労働者が未組織で、しかも非正規労働者であることを示している。どの産業でも非正規労働者の比率が高くなっている。これは正規労働者だけを対象にした企

業別組合の弱点が、資本との関係でみると、企業別組合それ自体の力の低下・弱さを意味する。したがって、非正規労働者の組織化は、その取り組みをつうじて、正規労働者の階級意識を高め、企業別組合の階級的成長に寄与するであろう。右翼的潮流は資本に隷属した労働組合であるが、労働組合という組織形態をとっている限り、労働者の要求運動の高まりに目を閉じることは出来ない矛盾をもっている。戦後初期の階級的労働組合運動の高まりのなかでの右翼的潮流の動向は、それをよく示している。

この点からも、階級的労働組合の役割と職場の活動家の圧倒的増大は不可欠の課題である。それは未組織労働者の組織化を含め労働者の要求実現の団結の力、多数の労働者を結集する「要」である。さらに労働者の要求と国民の要求との統一的追求はますます重要になってきている。かつての公害反対闘争のように、大企業の横暴にたいする国民の批判はしだいに強まってきている。大企業の社会的責任として、400兆円にもものぼる「内部留保を取り崩して雇用を守れ」「法人税率をもとへ戻して社会保障を守れ」「軍事費をけずって暮らしと福祉教育の充実」の一大国民運動の展開は、今日、国民的大義の運動として、きわめて切実な課題となっている。

(あらばり ひろし・労働総研研究員)

国際・国内動向

核不拡散条約(NPT)再検討会議 ニューヨーク行動

～国際政治の大きな変化、草の根行動の確信に～

小松 民子

はじめに

2010年第8回核不拡散条約(NPT)再検討会議は28日、4週間の審議を終え行動計画を盛り込んだ最終文書を全会一致で採択し閉幕した。

合意された最終文書には、「核兵器のない世界の平和と安全」の追求や、核兵器保有国による核兵器廃絶の「明確な約束」を再確認し、さらに「核兵器のない世界」に向けた前進の土台を築いた。64項目にわたる行動計画はその第1で、加盟国が「核兵器のない世界を達成することの目標に完全に合致する政策をとる」と宣言した。また、核廃絶を「法的枠組みのもとで追求すべき」とし、「多数の締約国が、そこには具体的な期限も含むべき」との主張が明記された。

会議では、世界の反核平和運動の要求や国際世論の高まりを背景に、核兵器全面禁止を求め、そのための交渉開始を主張する流れ、非同盟諸国をはじめ核兵器廃絶を迫る勢力が攻勢に立ち、核兵器に固執する勢力は孤立していた。不拡散条約が米ロ英仏中の核兵器国だけに核兵器の独占を認めた不平等条約であるにもかかわらず、今会議では、条約は「核軍縮」「不拡散」「原子力の平和利用」の3本柱からなり、保有国に「自らの核を廃絶する」責任を課しているとの理解が当然のものとなっている。核保有国は、必死の巻き返しをはかったものの、廃絶に向けた「努力を迫られ」、14年の準備委員会への報告と15年

の次期再検討会議で、「次の諸措置を検討する」となった。

核軍拡競争を主導してきたアメリカ大統領が「核兵器のない世界を」求める発言をしたことで核保有国のリーダーシップが期待された。しかし、米英ロ仏の4カ国は、最後のさまざまな局面で会議での一致を妨げ、核の特権意識、各抑止論の信奉こそが核兵器廃絶の障害であることをあらためて示した。

しかし、核兵器廃絶交渉にむけて国際政治が確実に動き、世界の大勢になっている。最終文書では、「本会議は、核兵器のない世界の達成に関する諸政府や市民社会からの新しい提案およびイニシアチブに注目する」「核兵器禁止条約の公署の検討を提案している潘基文国連事務総長の提案に注目する」「加盟国の大半は、こうした(核軍備削減・廃止)の法的枠組みは具体的な日程を含むべきであると考える」など記したことに反映している。

今回の再検討会議をめぐって広がった世界的な核兵器廃絶への到達点を確信に、核兵器全面禁止に向けたさらに発展させる必要がある。

国際政治に直接働きかけた感動と確信

2010年NPT再検討会議に向けて、日本原水協は、「核兵器禁止・廃絶条約の交渉開始を求める署名」と「核兵器のない世界のための国際行動デー・ニューヨーク行動」を提起し、世論喚起

国際・国内動向

と共同行動の発展を呼び掛けた。提出した署名は、1522名の知事・市長・副市長・地方議会議長・副議長を含め、691万2802筆に達した。ニューヨーク行動には日本原水協の代表1500名が参加し、国際会議の傍聴やニューヨークでの署名行動やパレードなど奮闘した。これら一連の行動は、「核兵器が廃絶される時世界はあなたがたに感謝する」との潘基文国連事務局長の発言にあるように、核兵器廃絶をめざす政府とNGOとを励ました。

5月2日にはデモ行進と合わせて署名提出が行われ、691万余の署名が国連前のハマショルド広場に積み上げられた。デモ行進には1万5千人が参加。被爆者の代表、広島、長崎市長をはじめ原水協や生協連などの日本の団体や各国の運動から多くの参加があった。前日のタイムズスクエアでの車両爆弾騒ぎによる警戒態勢の中、デモ隊はマンハッタン中心部の42丁目を進みニューヨーカーにアピールした。

署名提出は、代表者が国連本部敷地前でNPT再検討会議のカバクチュラン議長(フィリピン)と軍縮担当のデュアルテ上級代表に手渡した。両氏は1時間以上デモ隊の到着を待っていただけでなく、「みなさんの署名をこの目で見たいのです」と公園内の署名積み上げ場所まで足を運んだ。カバクチュラン議長は翌日の開会時に、「私は昨日、署名を受け取りました。市民社会の熱意に私たちは応えなければなりません」と署名受取に言及し、激励した。潘基文国連事務総長は1日の国際シンポジウムでも発言し、「みなさんがどれだけの犠牲を払って活動しているか知っています。勇気を持って、人類の大志のために行動し続けているか知っています。核兵器廃絶は私の優先課題です。達成できないゴールではありません。強い意志があれば達成できるのです。私は核兵器禁止条約を核保有国に迫ります。政府を動かすのは、みなさんの力が必要です」と、国連が核兵器廃絶を目指すために市民社会との共同が重要であることを強調した。

これらの行動を通じ、日本と世界の草の根運動が核兵器廃絶に向けて確実に国際政治を動かしている実感が確信となった。

全労連の国際共同の発展にむけ

全労連はその一員として、500万の署名とニューヨーク行動への代表派遣を提起し取り組みを強めた。行動にあたって、①「核兵器のない世界を」署名のNPT再検討会議への提出、②NPT再検討会議の傍聴、政府への働き掛け、各国平和団体との交流、③米国の労働者、市民と交流し、被爆の実相を広げ日本の運動と交流を図る、④ニューヨーク行動の成果を持ち帰って国内の運動の力にする。以上の4点の目標を掲げ臨んだ。

全労連は直前までに約120万筆の署名を集約し、ニューヨーク行動に500名の代表が参加し、「核兵器のない世界を」実現するために、現地で多彩な行動を行った。また、前段で、「核兵器のない世界を」署名を、ベトナム、インド、パキスタン、マレーシア、フランス、カナダ、米国、メキシコ、ブラジルなど各国の友好組合に紹介し賛同と協力を得た。とりわけ、インドではこの署名をインド労働組合センター(CITU)が全労連と同じ500万筆を目指してとりくみ、100万筆を集め、米国でも全労連の友好組合が署名とニューヨーク行動の成功に向けて取り組んだことも特徴的である。

ニューヨークでは国際委員会主催のシンポジウム(4月30日、5月1日)、デモ行進と署名提出(5月2日)、日本原水協シンポジウム(5月3日)や署名行動に取り組んだほか、全労連独自に米反戦労働者連合(USLAW)との交流集会(3日)を開催。青年のつどい(4日)や各種の交流会を成功させた。

5月3日に行われたUSLAWとの交流集会には、第二会場までいっばいの約470人の日米仏の労働者が参加した。小田川事務局長が報告し、連帯あいさつとUSLAW全国委員のマイケル・

ズウェイグ氏が発言。連帯あいさつの中でSEIU1199支部のマリア・カスターナダ書記長は、「正義と核兵器のない世界をめざし、組織された労働者がイニシアチブを発揮する」ことの重要性を強調した。また、フランス平和市長会の代表があいさつした。USLAWマイケル氏は、USLAWの取り組みと今後の連帯について「外交政策には口を出さない、政治運動には係わらない、職場のことに取り組みばいいという傾向が強くあった米国の労働運動ではあるが、米国の労働者の状態悪化とイラク戦争とアフガン増派のまえに変化が生まれている」と語った。「労働組合は賃金など労働条件向上に取り組むべき。平和問題は組織を弱体化、不団結を生むもの、との猛烈な批判もあったが、議論を通じて①戦争で死んだ人がいる職場の仲間や家族の思いを共有するのは我々の義務ではないか。②莫大な戦費を保険予算、公共サービス、教育など社会のために使うべき。③国が、政府がどうあるべきかを議論することは社会進歩を促すものであり、それは我々の義務ではないか、の三点が共通の理解となった」と報告した。

会場からも、神奈川、全教、医労連、国公労連などが発言し、日米の労働者の平和の課題での今後の連帯強化の礎となる集会となった。

日米両国の労働者には、共通の課題や情勢、米軍基地や安保条約、米国の世界戦略とのたたかいなど、より強固な連帯にむけ、今後につながる交流となった。

また、ニューヨーク近郊のヒシプラステック（三菱化学系列会社）でのUE（米電気・機械・無線労働組合）労組の支援行動を行ったほか、UEの青年労働者との交流も行った。

このほか代表団は、シカゴとピッツバーグの訪問を全労連と友好労組UEが協力して準備し成功させた。シカゴではメーデー前夜集会「メーデー120年：労働・社会運動国際会議」で発言した他、ハイマーケット事件記念集会への参加と記念碑へのプレート設置除幕式、10万人が参加

したシカゴメーデーの出発集会での代表発言とデモ行進に参加した。ピッツバーグではUEや地元の市民団体ピッツバーグユニテッド、SEIUペンシルバニアなどと交流した他、労働運動の史跡を巡るツアーも行った。

シカゴコースは、74名の代表団が4月29日～5月1日まで滞在し交流した。労働運動の歴史をたどるツアー、全労連と友好関係にあるUE西地区とSEIU1110支部と非正規や経済危機下での労働組合の運動について交流した。とりわけ、シカゴ市の西に位置する世界最大の精肉工場の跡地を訪問し、当時、長時間で過酷な労働の中から立ち上がった労働者が幾多の弾圧の中でもたたかいを前進させ、今日の労働運動に引き継がれていること、その記念として大壁画にも刻まれ語り継がれていることなど労働者のたたかいの歴史は印象的であった。また、「メーデー120年：労働・社会運動国際会議」では、地元の反戦運動の代表、USLAW、反戦イラク帰還兵、被爆者代表沢田昭二氏と全労連小松副議長の5名のパネリストが発言し交流。メーデーの起源になったハイマーケット事件記念碑への全労連記念プレート設置の除幕式を行ったほか、10万人が参加するメーデー集会へも参加した。

ピッツバーグコースは、34名が参加しUEによるアメリカの政治・経済情勢や労働運動に関するレクチャーを受けた後、公契約条例を最近制定させた市民団体＝ピッツバーグユニテッド、ペンシルバニア州の医療労働者を組織するSEIUペンシルバニアなどとの交流を行った。また、宿泊したホテルの労働組合が協約交渉中ということで、即席の交流会も持った。公立の芸術系中高校（CAPA）の特別発表会に招かれた。被爆に関しての事前学習をもとに、生徒たちが歌、詩の朗読、演劇、楽器演奏などの発表を行い、日本側も3人（小田川事務局長、広島自治労連、首都圏青年ユニオン）が代表してスピーチを行った。5月1日はピッツバーグの移民や労働運動の歴史について触れるツアーに参加。

国際・国内動向

ヨーロッパからの移民の苦難の歴史や、かつて鉄鋼など製造業の中心地で労働運動も大変盛んだった同地の史跡を巡り、アメリカの労働者と人民のたたかいに触れることができた。

これらの活動の成功には全労連の友好労組UEとSEIU1199支部の支援が欠かせなかった。企画や実施段階から、会場の手配、物理的支援も含めてこれらの組合の力は大変大きく今後の交流のさらなる発展も期待される。

労働者の国際共同、新たな局面へ

今アメリカの労働運動の中にはオバマ政権に対する失望が広がっている。大統領選挙時から争点に押し上げようと努力してきた、労働組合の結成を容易にする従業員自由選択法 (EFCA) は、上院で審議できない状態のままとなざらしに。議会での攻防の末採択された医療制度改革は、低所得者層の保険加入補助、保険会社の人権侵害まがいの取り立ての違法化など一部に前進面もあるが、民間企業に医療保険を委ね、医療費高騰の要因となっている保険会社の医療費決定の自由裁量を規制する策がなく、少なくとも移民労働者が保険対象から除外されている。イラク戦争は「終結させる」としながらアフガ

ニスタンへの戦争は拡大させる。オバマ大統領は包括的核実験禁止条約の批准を表明したが、上院での抵抗により批准の見通しも厳しくなっている。

米国の労働運動の抱える課題は大きいですが、新自由主義政策で格差と貧困が広がり、人間らしい労働を奪われている日米労働者の草の根での連帯の強化に展望がある。核兵器のない世界をめざす課題も、普天間基地問題、米軍基地問題も、日米の労働者の共通・共同の課題であり、連帯の行動が求められている。

今回、全労連と友好関係にあるUEとSEIU1199支部が日本代表団を全面的に支援してくれた。両組織ともUSLAW加盟組織であり、全労連との交流や原水爆禁止世界大会に参加している。08年の平和労組会議、世界大会に参加したSEIU1199支部の役員は「日本での経験は私の人生を根本から変えた。だから日本の運動との連帯は絶対必要だ」と言う。

今後、ますます全労連の役割は重要である。共通の課題での交流が求められている。そして連帯行動の強化によってあらたな展望が切り開かれることを確信する。

(こまつ たみこ・全労連副議長)

トヨタ・リコール問題は何を示すか

佐々木 昭三

トヨタ自動車の欠陥車によるリコールと自主改修で回収を要する車は米国、欧州、カナダ、中国など全世界に及び、約30車種1千万台をはるかに超える規模となりました。このトヨタのリコール問題は、自動車の基本で安全に直結する要であるアクセルとブレーキに関する不具合によるもので、いまトヨタ車の信頼を大きく揺るがす事態となりました。

最近でもトヨタの高級ブランド「レクサス」のうち4車種でハンドル操作を電子制御する「ギア比可変ステアリングシステム」の不具合により、ハンドルとタイヤの動きが一時的に連動しなくなるトラブルが起きることがわかり、トヨタはリコールにふみきました。

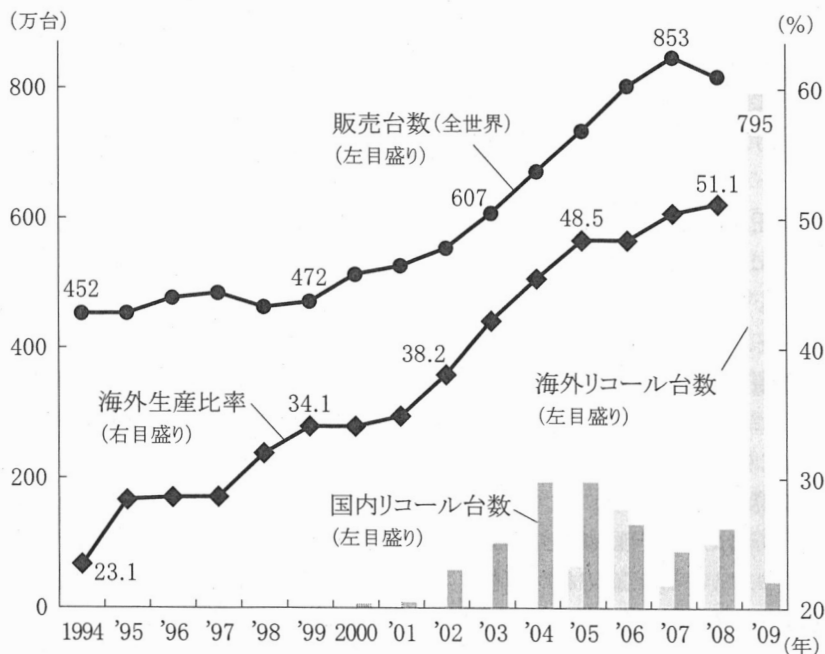
この稿ではこのトヨタ・リコール問題はこれまでのトヨタの高収益最優先の拡大経営戦略と深く関わっていること、それに世界的大企業としての社会的責任が真に問われていることを追及します。

設計上の問題と品質の不備

問題のアクセルペダルでは、踏み込んだペダルが床に敷いたフロアマットに引っかかること、さらにアクセルペダルが付け根の可動部分の不具合で戻らなくなることで、これらは車のスピードに直結するアクセルの制御ができなくなる安全に関わる重大問題です。

それにプリウスなどの電子制御のリコールは

トヨタ自動車における海外生産の拡大とリコール台数の推移



国土交通省提出資料およびトヨタ自動車公表資料から作成

(注) リコール対象台数のデータのみ暦年ではなく会計年度。2009年のデータは1月末現在のもの

国際・国内動向

コンピューターのシステムに問題があり、一時的にブレーキが利かなくことと意図しない突然の急発進する問題です。いずれも運転者、通行人、道路周辺関係者など人間の命にかかわる自動車の安全の根幹であるアクセルとブレーキ部分の大問題です。すでにこれまでこれらが原因となる死亡事故を含む重大な自動車災害事故が国内外でたて続けて起きています。

欠陥の原因は、設計上の問題（国土交通省では7割）と部品の品質の不備によるものです。アクセルペダルのリコールでは、アクセル部品の可動部分が経年変化などで動きが鈍り、ペダルの戻りが遅くなることです。プリウスなどの瞬間的にブレーキが利かなくなるのは、ブレーキを電子制御するシステムが原因のためシステムのコンピューターのプログラムを書き換える改修作業が必要です。

これらの重大な問題を根本から防ぐためにもいますべての車にブレーキ最優先の安全装置を完備させる必要があります。欧米ではすでにこの動きが早急にすすんでいます。

このリコール問題の責任は、部品を製造した部品メーカーにもありますが、問題がある設計や欠陥部品によって安全性に問題がある危険な自動車をつくり続け、大規模に販売し、輸出を押しすすめてきたトヨタに自動車産業の世界企業として社会的責任があるのです。

資料で見るとトヨタで2004～6年に大量のリコールが発生して大きな問題となり、2005年12月に行われたトヨタと連合トヨタ労組の懇談会でも「品質問題」が重要なテーマとなりました。この時すでに「品質が悪化」し、その要因に「新人、期間工が増大し、社内教育が不足」していたことが指摘されています。

国内外で事故や苦情による自動車の欠陥が指摘されたさい、トヨタが早期に適切な対処をとり安全管理を徹底して問題を解決していれば、今回のような重大なリコール、自主改修の事態は防ぐことができたはずで

米政府当局からのきびしい批判と豊田社長の「陳謝」

米政府当局はリコール問題でのトヨタの対応の遅さを批判しました。この問題で米メディアは連日トップ級の記事で報道し、米議会上下院も二つの委員会で公聴会を開き追及しました。米運輸省ラフード長官は「リコールも販売停止もこちらから要求した」とトヨタのこの間の対応を批判しています。米上院科学運輸委員会のロックフェラー委員長は「トヨタが利益を優先させ、安全をないがしろにした」といい、米下院監査政府委員会のタウンズ委員長は「トヨタは消費者の安全よりも、もうけに関心を払っている」と述べています。

トヨタが先のフロアマット回収リコールで「1億ドル（約92億円）節約した」とする内部文章は「リコール費用もコストと考えている」「品質よりも利益追求」と米国での社会的批判を浴びました。米運輸省はトヨタがこの間のリコール問題で最高額である「約15億円の制裁金の支払いに同意した」と発表しました。また、自動車所有者・事故被害者からの大規模な訴訟も起きています。

これらの深刻な事態に対してトヨタ豊田章男社長は米公聴会と記者会見で「陳謝」し、「早く対応の方法を講じるよう指示」したとして、英語で「ビリーブ・ミー（私を信じて）」といいました。社員専用ホームページでは「信頼を取り戻すために一緒に努力」「車両の改修策は安全を最優先に考え」「品質と安全を優先し、いい車を世界に届けていく」と述べました。

また、豊田社長は「企業としての成長スピードに人材育成が追い付かない」ことや中国での会見では「収益中心に考えていたものも」と述べ、「利益優先、安全確保の遅れ」も不十分ながら認めました。

背景にある利益最優先の拡大経営戦略

トヨタのリコール・自主改修問題の根底には「国際競争力を強化・世界一トヨタ」をめざして「身の丈を超えていた」（豊田社長）拡大経営戦略（資料参照）での「徹底したコスト削減」と安全優先の「高品質部品確保」の矛盾があります。

トヨタ生産方式は「徹底したムダの排除」「ジャスト・イン・タイムで必要な部品が必要ときに、必要な量だけ製造ラインに到着する」ことです。今回の事態もこの「コスト削減」のため徹底的に「ムダを省き」、そのため車の設計から商品化までの期間を非常に短くし、車の安全性の確保が完全に確認されないまま市場で売り出し、安全性の問題が起こればそれが表面化することを押さえ、企業内部で手直ししてゆくという消費者をないがしろにした（新車購入者に実質試運転させる）自動車の安全よりも利益を最優先した経営戦略が根底にあります。

「拡大戦略」は、自動車の量的拡大と車種の多様化と高度化、環境対応のハイブリッド車、部品数が多い高品質の高級車（4万点）、コンピューター・電子制御システムの高度化などをすすめ、多種多様な自動車生産を世界各地ですすめました。これらのムリな生産拡大が自動車の品質の維持を困難にさせたのです。豊田社長の「現場の人材育成に十分時間を取ってこなかった」ことが事態を深刻にさせてきたのです。

安全確保ができない設計現場

トヨタの設計・開発労働者は、「50以上の車種を担当し、短期間にひんばんなモデルチェンジを行い、ゆとりのない設計期間、膨大なプログラム作成・調整、技術者には十分な安全を確認する余裕がない」と共通して語っています。

自動車づくりの工程は、企画、設計、試作車づくり、実験車でのテスト、そして生産開始となります。この間すさまじい生産・規模拡大で世界26カ国に生産が広がり、そのため設計、生

産準備期間の短縮がすすみ、多種多様な車づくりが重層して進行するため、費用のかかる試作車・実験車はどんどん減らされて、多くがコンピューターによるバーチャル（仮想）空間での安全実験と確認となり、現場からも「こんな安全確認でいいのか」の声が上がっているのです。

今回の電子制御のプログラムの不具合も自動車がハイテク化して「ソフトウェアのかたまり」となり、車一台のプログラムは「約1千万行」（トヨタ広報部）で、現場の技術者は「プログラムのミスは運転者の命にかかわるので技術者はミスが許されず、長時間の過密労働でうつ病や過労死にさらされる」事態のなかで起きています。現に国内外で不幸な心身の過労による労災被災者がでています。

こうした設計・開発部門ではたらく労働者は半数近くが非正規雇用の派遣労働者や社外・外向労働者で、自動車の全体のシステムを見る熟練の正規社員の設計・技術労働者が不足しているなか連日連夜仕事に追われる状況のなかでの設計・開発なのです。

安全なものづくりできない生産現場

「生産現場では安全を確認する余裕がない」と労働者は話します。プリウスを生産している工場では、生産ラインのスピードが1台63秒だったものが57秒に短縮した「サイクルタイム」となり、「6秒の短縮で品質・安全をチェックする余裕がなくなった」のです。そのライン作業で流れる曲は軽快な「草競馬」（フォスター）であり、グループ企業では「村のかじや」（しばしも休まず、つちうつ響き）でした。

さらに安全や品質にとって重大な問題は職場で熟達した熟練の多種多様な車に対応でき、さまざまな作業がこなせる多能工（正規社員）が不足していることです。この間のトヨタの総人件費削減で生産ラインでは非正規雇用の期間従業員が増大し、職場では3割、多いところは4～5割というところもありました。この間の規

国際・国内動向

模拡大と世界戦略により正規社員が海外各地へ出張・応援で生産現場が手薄になっていたのです。

そのためいくつもの仕事ができる「熟練」の多能工の正規社員がすくなくなり、従来の多能工の熟練と職場のチームワークで、「トヨタの伝統」であった安全で高品質の車を「つくりこむ」ことが危うくなっているのです。

トヨタの高収益とリコール問題

「現場に一番近い社長でありたい」と豊田社長はいいましたが、いま現場は「安全な品質確保」が危うくなっているのです。トヨタの経営責任者はこの事態を深刻に見つめるべきです。

トヨタは現在13兆円を超える内部留保（利益剰余金は11.5兆円）を確保しており、この間高収益確保のため、国内では「国際競争に勝つ」として労働者の賃金を抑制し、期間従業員をはじめ非正規雇用を拡大し、減産で大量に切り捨ててきました。部品単価は徹底的にコスト削減を行い、原価を縮減して生産した低コスト車を輸出し、高利益を上げてきました。そのため国内の内需・個人消費は徹底して抑え込まれてきました（このトヨタの2009年まで内容は拙著「世界一トヨタの社会的責任と労働者のたたかい」・学習の友社2010年1月参照）。

トヨタはリコール問題を「急成長・規模拡大したための人材育成の遅れ」（社長）としましたが、これは見たように労働者には大規模な人件費削減で、設計・開発では多数の派遣や出向労働者、生産ラインでは期間従業員の非正規雇用労働者を使い、トヨタの都合で使い捨ててきたのです。そのため正規の技術の熟達した労働者は少なくなり、さらに世界展開のため熟練労働者を海外へ派遣・応援に出したことが安全・高品質確保のために必要なトヨタ全体の技術力を低下させたのです。

トヨタのコスト削減のすさまじさは、これまでに関連下請けに対し2000～02年で30%のコスト削減（総原価低減CCC21）（「世界最安値」「韓国価格」）、03～06年で「総原価30%コストダウ

ン」の「BT2」（「中国コストに勝つ」）、07～08年までにトヨタ世界一戦略で「非常識への挑戦」で15%以上のコスト削減、現在は09年末から「危機のなか3割コストダウン」の押しつけを強要しています。毎年10%のコストダウンです。

そのため関連・下請けでは、「発注単価がどんどん下がり利益がでない」「単価の切り下げは限界」（2010年トヨタ総行動愛労連下請けアンケート）で、多くの関連下請けが倒産、廃業、赤字の経営危機に陥っています。このあまりのきびしいコスト削減が部品の品質確保をも危うくしてきているのです。

海外生産においても自動車部品を「世界最適調達」するとして「徹底したコスト削減で確保」することを優先してきました。本来なら最優先されるはずの「安全・安心の品質確保」がなおざりにされたために、今回の問題が引き起こされたのです。

トヨタの2010年3月期黒字決算

トヨタは2010年度3月期連結決算を発表しました。営業損益は08年秋以降の販売減で09年3月の4610億円の赤字から1年で1475億円の営業黒字としました。これは減産とリコール問題のなかでの販売支援策とコスト削減効果で黒字としたものです。その内容は、売上高が前年比7.7%減のなかこの間の部品購入単価の3割減を求める下請け単価削減などの「原価改善」で5200億円、製造現場の労働者犠牲の人件費削減などの「固定費」削減で4700億円の利益を増やすなど労働者・下請け犠牲の過酷な「コスト削減」と金融事業で利益を積み上げたのです。内部留保の主要な部分である利益剰余金を前期から370億円積み増しして11兆5686億円としました。

この間下請け関連でトヨタは生産台数を削減した昨年からも「むちゃくちゃな下請け単価引き下げ」（先の下請アンケート）がされました。この4月からもさらに下請け単価の引き下げが行われています。ある社長は「とても引き下げ

に依ることができる状況ではないが、エコ減税がなくなる10月からの仕事を確保するためには仕方がない」といい、仕事を多く受けたある会社では「受注1000万円以上の会社は特別協力を求められた」と言うのです。

昨年末に「部品単価3割引き下げ要請」を発表したトヨタが4月から引き下げを始めています。「トヨタ 中国並み価格を部品各社に要請」(中日)、トヨタの「部品調達方針」には「中国の部品メーカーに対抗できる調達価格」をめざすとしています。愛労連のアンケートではこの間に6割の下請けで引き下げがあり、それも10%以上が少なくない状況です。

08年秋以降の経済危機、リコール問題のなかでもトヨタは黒字転換をはかり、利益を拡大しました。その要因は固定費の削減(期間従業員切り・労働者犠牲)とコスト削減(関連・下請け犠牲)と金融資産の運営・金融事業からであり、これまでの高利益最優先の経営戦略を「縮減体制」のなかでさらなる労働者、関連・下請け犠牲で押しすすめている。

トヨタの社会的責任と求められる経営戦略の転換

トヨタは「基本理念」で「お客様第一主義」にもとづき、「安全かつ卓越した高品質な製品とサービスを開発・提供する」として、「人のいのち」に直結する「車の安全・安心」を最優先とする企業の社会的責任を理念として掲げてきました。しかし、それが高利益最優先の「世界一をめざす拡大路線」「徹底してムダを省く」「コスト削減戦略」のなかで、安全・安心が後方に追いやられて世界で1千万台を超えるリコール・自主改修問題を引き起こしたのです。

いまトヨタに求められていることは全力を尽くして、「モノづくりの原点」に立ちかえり、車の「安全・安心の品質確保」を最優先した経営戦略をうちたてて内外の信頼・信用を早く取り戻すことです。

それにはこれまでの経営戦略である高収益最優先の外需・輸出、海外生産のために内需・国内消費をコスト削減のために縮小させる路線を根本的に見直すことが求められています。労働者の賃金・労働条件の改善、非正規雇用労働者の雇用の確保と正規雇用との均等待遇をはかり、関連・下請けには安定した単価・価格を保障して経営の改善・安定をはかるべきです。「安全で高品質」な車が確実の生産・確保できる職場の労働条件改善と関連・下請け企業の安定的な経営維持が必要なのです。

それは大企業の社会的責任を真に果たすことであり、このことが安全安心の高品質の車をつくり、国民の信頼と国際的な信用を回復してゆく確実な道です。トヨタはその財源と原資は十分あり、これを使い社会的に還元することです。

このことこそが安全安心の高品質の車をつくり、国民の信頼と国際的な信用を確保してゆく保障です。このことは内需の拡大・安定、地域経済・国民経済を好転させてゆくことにつながります。いまトヨタにはこうした多国籍大企業の社会的責任が真に問われているのです。

(ささき しょうどう・会員・労働者教育協会常任理事)

参考資料

- ・ 丸山恵也「トヨタのリコール問題と車づくり」(『経済』2010年7月)
- ・ 岡清彦「“カイゼン”されなかったトヨタ車の安全」(『前衛』2010年5月号)
- ・ 愛労連ブログ、トヨタ総行動・トヨタ下請けアンケート、トヨタ・シンボの各資料
- ・ 愛知労働問題研究所所報・トヨタ関連資料
- ・ 現代労働負担研究会トヨタ報告、トヨタ連続学習講座(ATU支援市民の会)資料
- ・ 新聞各紙(赤旗、中日・東京、毎日、朝日、日経など)トヨタ・リコール関連記事

日米安保50年——アメリカの世界戦略と日本

千坂 純

世界の中の「日米同盟」へ

今年は、現行日米安保条約が発効（6月23日）してから50年目に当たる。また、戦後の米軍による占領状態を継続し、沖縄などを引き続き米軍占領下におき、日本に米軍基地を置き続けることをめざした、サンフランシスコ「平和」条約と旧日米安保条約が発効（1952年4月28日）してからは、68年目に当たる。

旧安保条約は、日本をアメリカの自由出撃基地として使用するとともに、憲法を無視し日本に再軍備を義務づけた。そして、自衛隊創設直前の1954年4月には「相互防衛援助協定」（MSA協定）が結ばれ、アメリカ製兵器を購入しての自衛隊の育成・増強がすすめられた。1960年の現行安保条約への改定は、この自衛隊と米軍との共同作戦条項を新たに盛りこみ（第5条）、自衛隊をアメリカの戦争に参戦させる体制をつくるのが、最大のねらいだった。ただし、日本国憲法第9条の壁に阻まれて、アメリカが日本国外で引き起こす戦争に自衛隊が自動的に参戦する「集団的自衛権」行使までは踏み込まず、あくまでも「日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃」があった場合に、日米共同作戦を発動するという「制約」つきだった。

しかし、そもそものアメリカの要求は、日本領域外のアメリカの戦争に自衛隊を参戦させることをめざすものだった。そのため、とりわけ「冷戦」終結後、軍事的経済的世界支配をもくろむアメリカの要求は、日米軍事同盟が機能する地理的範囲を拡大する方向に、急速に強まっていった。1996年には「日米安保共同宣言」を発表し、日米同盟の対象をアジア太平洋地域に拡

大。1997年には「日米防衛協力のための指針（ガイドライン）」を改定して、「周辺事態」（＝日本周辺地域における事態で日本の平和と安全に重要な影響を与える場合）にも、「後方地域支援」という名の日米共同作戦を発動することを取りきめた。それを1999年の「周辺事態法」制定によって、国内法的にも実行できるようにしたのである。

さらに、2001年の9・11大規模テロ事件をきっかけに、米ブッシュ政権のもとで、アフガニスタン戦争（同年10月）や、イラク戦争（2003年3月）が開始されると、小泉政権は「世界の中の日米同盟」の名で、世界規模で実際のアメリカの戦争に加担する道がおしすすめられてきた。アフガニスタン戦争を自衛隊がインド洋での補給活動で支援する「テロ特措法」、戦闘地域であるイラクに自衛隊を派兵してイラク戦争・占領を支援する「イラク特措法」がそれである。

この無法なイラク、アフガン戦争とともにすすめられてきたのが、世界規模での「米軍再編」だった。それは、こうした戦争をより迅速に、柔軟に行うことができる世界規模の体制をつくることをめざすものだった。そして、その最も重要な柱として位置づけられてきたのが、日米軍事同盟の再編強化だった。

「米軍再編」の一連の合意では、日本がアメリカと「世界における共通の戦略目標」（「アジア太平洋」地域における共通の戦略目標）を共有し、その実現のために日米の軍事協力体制を強化することを確認した。

そして、こうした世界規模で機能する日米軍事同盟にするために、米軍・自衛隊の司令部の一体化はじめ作戦、訓練、装備、基地の共同使用など、あらゆる面で米軍・自衛隊の一体化が

はかられ、自衛隊の役割分担の拡大がすすめられている。このなかで、米軍横田基地（東京）への日米「共同統合運用調整所」＝統合指揮所の設置と、航空自衛隊航空総隊司令部の移転による空の司令部の一体化、米軍座間基地（神奈川県）への米陸軍第1軍団前方司令部の配備と陸上自衛隊即応集団司令部の移転＝陸の「殴りこみ部隊」司令部の一体化——などがすすめられている。

また、世界規模で出撃する在日米軍基地をいっそう強化している。それが、米海軍横須賀基地（神奈川県）への原子力空母の配備であり、その空母艦載機の岩国基地（山口県）への移転（100機の戦闘機が配備される極東最大の航空基地化）であり、沖縄・名護市辺野古への最新鋭巨大海兵隊基地（普天間基地代替施設）の建設などである。日本国民の税金7000億円以上を投入したグアムへの海兵隊基地建設も、ハワイ、グアム、沖縄と3つの拠点からいつでも迅速に海兵隊が出撃できる態勢をつくる米軍基地増強計画に他ならない。これらを私たちの血税3兆円以上を投入してすすめようとしているのである。

こうした動きと相まって、当時の自公政権は、防衛省を設置して、自衛隊の本来任務に海外活動を位置づけ、憲法改悪のための国民投票法を制定して、憲法9条改悪をすすめることをめざしてきた。

国民の批判が生んだ普天間の激動

だが、重要なことは、こうした米軍基地強化の自治体や住民への押し付けや、無法な戦争への加担、憲法9条を改悪して「戦争する国づくり」をめざす動きに対し、国民の草の根の反対運動がくりひろげられ、国民の批判が確実に広がってきたことである。そして、それが一つの大きな要因となって、昨年8月の総選挙で自公政権を退場に追い込む、歴史的成果を生み出したことである。

米軍再編強化の動きに反対する運動でい

ば、■「軍都」横須賀で、原子力空母に反対する市民世論が広がり（世論調査で7割が反対）、2度にわたる原子力空母の是非を問う住民投票条例制定運動がくりひろげられ、のべ約10万人が直接請求署名に署名捺印し、6月の市長選挙では原子力空母配備を公約に反して容認した現職市長を落選に追い込んだ。■「基地と共存」する市政が続いてきた岩国市では、米空母艦載機の移転に市長が先頭に立って反対し、住民投票では有権者の過半数が反対の意思を示した。また、基地建設のために崩した愛宕山跡地に米軍住宅を建設する動きに対しても、立場をこえた市民が反対し、11万人余の署名を集めた。■座間、相模原市でも「ミサイルが打ち込まれても反対する」「100年たっても基地の街でいいのか？」と、市長が先頭に市民ぐるみの運動が展開された。■沖縄では、名護市辺野古への基地建設計画に反対する名護市民、沖縄県民の粘り強いたたかいがくりひろげられ、13年間杭一本打ちこませず、世論調査では県民の7～8割が常に反対。そして07年には県議会で与野党が逆転し、辺野古への基地建設反対の県議会決議が採択された。——などなど、全国各地で歴史的と言える自治体・住民のたたかいがくりひろげられてきた。

もちろん、こうしたたたかいにもかかわらず、横須賀市では与党が住民投票条例を否決し、原子力空母配備を強行。岩国市では、政府が市庁舎建設の補助金37億円を打ち切るなどの揺さぶりをかけ、反対派市長を追い落とし、他の地域でも“基地強化を受け入れる自治体には補助金を出す、反対する自治体には出さない”という、卑劣な「再編交付金」で揺さぶりをかけて自治体を屈服させるなど、様々な困難が生まれている。しかし、こうした民主主義や地方自治を踏みにじる卑劣な手段も使って米軍基地強化を自治体・住民に押し付けるアメリカいなしの政府の行動に対し、広範な市民と国民のなかに確実に疑問と批判が広がっていった。

国際・国内動向

こうしたことを背景に、民主党は総選挙で「対等な日米関係」「在日米軍基地のあり方や地位協定の見直し」を掲げ、国民の批判の声を吸収したのだった。そして、とりわけ沖縄の普天間基地移設問題では、県民の圧倒的多数が辺野古への基地建設に反対している状況をふまえ、鳩山首相は普天間基地は「できれば国外、最低でも県外」とくり返し公約したのだった。その結果、沖縄では辺野古への基地建設を推進してきた自公候補が全員落選するという、かつてない審判が下されたのである。

ここに、鳩山政権が誕生して以来の、普天間基地をめぐる政治的激動の根源がある。総選挙で、堂々とアメリカ政府に基地ノーの意思を伝えと期待された新政権が、アメリカに一喝されるや、とたんに迷走し、驚くべきことに、自らの公約に完全に反する名護市辺野古への移設を推進する「日米合意」を取り交わす——この情けないアメリカいいなりの姿に、とりわけ沖縄県民の怒りが爆発しているのだ。岩国市でも、総選挙で基地強化計画を見直すと言っていた民主党が、政権発足後、何の説明もなく計画通りこれをすすめる立場を表明し、予算をそのまま盛り込んだことに、市民の怒りが噴出している。

つまり、沖縄県民をはじめとする怒りの底流には、アメリカいいなりで米軍基地強化をすすめるこれまでの政治のあり方を転換し、市民、国民の立場に立って、米軍基地縮小・撤去の方向にかじを切ってほしいという願いがある。それは、これまで見てきたような、日米軍事同盟の拡大強化を見直すことを求める声でもある。

それは、鳩山首相が辺野古への移設を日米合意した直後に行われた、毎日新聞、琉球新報合同世論調査（5月31日付）にもくつきりと表れている。その沖縄県民の世論調査では、鳩山政権への支持率は8%にまで激減した。そして、普天間基地の辺野古移設反対も84%だ。このなかで注目すべきは、無条件撤去を求める声が38%と最多となっていることだ。次に続くのが国

外移設の36%だが、これに込められた思いは、「アメリカに持って帰れ」ということで、「無条件撤去」に限りなく近いと、私は考えている。これまで沖縄では、「県外移設」＝「安保の負担の本土での分かち合い」論が一定の広がりをもっていたが、今回、「県外移設」の声は16%に止まっている。またこの調査で、日米安保条約について、「維持すべきだ」が沖縄県民の7%に過ぎず、「平和友好条約に改めるべきだ」が55%、「破棄すべきだ」が14%と、安保見直し派が多数を占めていることも重要な変化だ。ここには、軍事同盟や米軍基地でなく、平和の関係を築く方向での外交努力を求める流れが示されている。

1月の名護市長選挙での「陸にも海にもつくらせない」立場の稲嶺市長の当選。2月24日の県議会での、普天間基地閉鎖・撤去、県内移設反対決議の全会一致採択。4月25日の9万人以上の県民と41全自治体首長が参加しこの声をあげた県民大会と、沖縄県民のたたかいは党派をこえて発展してきている。

「日米合意」の危険な中身

こうした沖縄県民と日本国民の圧倒的な怒りに包囲されて、鳩山首相はついに辞任に追い込まれた。しかし、その後任に選ばれた菅新首相は、自ら鳩山政権の副総理として、この日米合意を推進してきたことへの反省もなく、就任後、「日米合意を踏まえるという原則はしっかり守っていかねばならない」との立場を表明した。しかし、沖縄の民意を無視したこのような方向は、再び沖縄県民と国民の激しい怒りに直面せざるをえないだろう。そして、そうした異常な行動をすすめる背景にある、日米軍事同盟絶対の政治への疑問と批判を、さらに広げざるをえないだろう。

実際、「辺野古移設」を合意した「日米共同声明」では、無批判の日米安保体制礼讃の立場が、全面的に展開されている。

「日米安保条約の署名50周年に当たる本年、日米同盟が日本の防衛のみならず、アジア太平洋

地域の平和、安全及び繁栄にとっても引き続き不可欠であることを再確認した。」

「沖縄を含む日本における米軍の堅固な前方のプレゼンスが、日本を防衛し、地域の安定を維持するために必要な抑止力と能力を提供することを認識した。」

「日米同盟を21世紀の新たな課題にふさわしいものとすることができるよう幅広い分野における安全保障協力を推進し、深化させていくことを決意した。」

——という具合である。ここには、「日米同盟」の下でのイラク戦争加担などをそれなりに批判してきた、野党時代の民主党の面影は全くない。

そして自公政権がすすめてきた「米軍再編案」を「着実に実施する決意」を表明。さらに加えて、「共有された同盟の責任により、公平な分担が、同盟の持続的な発展に不可欠である」と、日本が「同盟の分担」を率先して拡大する立場を表明。米軍訓練の「移転・拡充」を日本全土の自衛隊の施設・区域で行うこと、さらに米軍・自衛隊の施設の共同使用を拡大するなどとしている。つまりこれは、日米軍事同盟の全面的強化推進の「宣言」ともなっているのだ。

世界に流れに逆らう日米同盟

しかし、このような日米軍事同盟強化の路線に、未来はあるのだろうか？ 民主党政権もまた全面的に追従しようとしている、米国の「価値観」や「戦略」を手放して評価できるのだろうか？

米オバマ政権は、この間、「核態勢見直し報告書」（4月）、2010年版「4年ごとの国防計画見直し」（2月）など、軍事戦略をまとめた一連の重要報告を発表してきた。

オバマ大統領が就任後、2009年4月のプラハ演説で「核兵器のない世界」を追求することを宣言したことが、世界に大きな希望を与えたことは間違いない。それは、核兵器廃絶を求める

世界的な機運を高める重要なきっかけとなった。そして、その後の米政府内の議論を経て発表された米国防総省の「核態勢見直し報告書」は、「NPT 締約国であり核不拡散義務を遵守する非核兵器国には核兵器を使ったり威嚇を加えたりしない」とするなど、露骨な核先制使用政策をとったブッシュ前政権から一定の転換をはかっている。しかし同時にそれは、アメリカが「不拡散義務を遵守していない」と一方的に判断すれば、非核兵器国に核脅迫を行なったり、場合によっては先制核使用の余地を残している。そしてこの報告は、こうした選択肢も含めた不拡散体制の強化などは強調しても、核兵器廃絶への見通しは示していない。

そして自らが核兵器を放棄するためには、核不拡散、関係国の透明性の確保、検証体制の確立、地域紛争の解決など、幾重もの条件が必要だとしている。そして、「縮小された核戦力によって戦略的抑止および安定を維持する」「地域的な抑止を強化し、同盟国およびパートナーに改めて安心を提供する」「安全かつ安心で、効果的な保有核兵器を引き続き保持する」と、ひきつづき強力な「核抑止力」をもちつづける立場を表明している。この路線では、核兵器廃絶への道は見えてこない。

ところが被爆国の民主党政権は、自公政権と同様、アメリカに核兵器も含む「拡大抑止」を求め、核兵器持ち込み密約の「調査」は行ったものの、それを「密約」とは認めず、破棄も求めない態度に止まっている。

しかし、すでに世界の圧倒的多数の国々は、このような「核抑止力」論を乗り越え、核兵器廃絶・全面禁止条約の締結を一刻も早く実現することを求めて行動している。5月のNPT再検討会議には、日本原水協代表団が集めた約700万筆の「核兵器のない世界を」署名をはじめ、世界の核兵器廃絶を求める諸国政府、市民社会の熱意が結集した。そしてアメリカなど核保有国の抵抗を乗り越えて、最終文書では、2000年NPT

国際・国内動向

再検討会議最終文書が明記した、核保有国の「核兵器廃絶の明確な誓約の確認」を再確認し、その実践が「緊急に必要である」と訴えた。そして、「すべての国が核兵器のない世界を達成し、維持するための必要な枠組みを確立する特別の努力をはらう必要がある」と明記。その具体例として、潘基文国連事務総長が提起している、核兵器廃絶条約交渉の検討をあげた。これが今の世界の流れなのである。

被爆国の日本政府は、日米軍事同盟とそのもとでの「核の傘」を抜け出して、この最終文書実行の先頭にこそ立つべきだろう。

日米同盟離脱し、憲法の道へ

一方、2010年版「4年ごとの国防計画見直し」は、「世界における米国の利益と役割は、比類なき能力をもった軍と、我々の利益と共通の利益を守るためにそれを用いる国家としての意思を求めている。米国は遠隔地で大規模な作戦を立案し、維持できる唯一の国家でありつづけている。この特別な地位が、歴史と決意、状況が与えた力と影響の責任ある管理者となる義務をもたらしている」と、相変わらず軍事力によって「世界を管理」する存在が米国なのだとの自己認識を表明している。そして、4つの優先目標＝「今日の戦争に打ち勝つ」「紛争を回避し阻止する」「相手を打破し多様な不測事態に成功するために準備する」「完全志願制部隊を維持し強化する」を設定して、軍事態勢強化の方向を打ち出している。そしてそれをすすめるために、「重要な地域の同盟国および協力国との防衛関係を再活性化することの重要性を強調」している。この流れで、日米軍事同盟の再編強化を計画通りすすめることも求めている。

しかし、この報告のそこかしこに、こうした方向への不安や動揺が顔をのぞかせている。「今

日の戦争」とは、イラク、アフガニスタンの戦争である。国際的に孤立したブッシュのイラク戦争を批判して登場したオバマ政権だが、ここにはその本質的批判の言葉は見られない。しかし、この2つの戦争に「打ち勝つ」と言いながら、一方でオバマ政権は、双方で撤退の準備をすすめている。この無法な戦争は、やってもやっても殺戮された人々の抵抗を生み出し、泥沼化から抜け出せず、「打ち勝つ」見通しがないのである。「完全志願制」を維持強化することをうたっているのも、この不正義の戦争が長期化するなかで、兵士たちが疲弊し、心身を破壊され、それを維持することが危うくなっていることの裏返しだ。米軍では、イラク、アフガンの帰還兵が、毎日18人自殺し、退役軍人省の管轄下で治療を受けている元兵士のうち、毎月1000人が自殺を試み、自殺する帰還兵の方が、国外の戦闘で戦死する兵士よりも多いという状況が生まれている（『冬の兵士』岩波書店）。

いまやるべきことは、こうした戦争を反省し、やめる方向にかじを切ることだ。そして、力を振りかざして世界を自らの意に沿わせようとする、時代錯誤の政策を転換することだ。核や軍事力を振りかざせばかざすほど、他の国々も核をもち、軍拡をすすめ、互いに戦争の恐怖におびえる状況が続くことになる。このような未来ない方向に、軍事同盟で参加することはもう終わりにしなければならない。

日本国憲法をもつ日本がやるべきことは、軍事同盟を離脱し、アメリカと対等平等の関係を築き、憲法を活かした平和外交を地域と世界に広げていくことだ。

私たちは、その方向に日本を転換していきたいと思う。そのたたかひの今日の焦点が、沖縄・普天間問題なのだ。

（ちさか じゅん・日本平和委員会事務局長）



工藤 晃著

『資本主義の変容と経済危機——大銀行、多国籍企業は何をしたか』

天野 光則

著者は、本書の主題にかかわる著作としてこれまでに『現代帝国主義研究』（1998年、新日本出版社刊）を、さらに『マルクスは信用問題について何を論じたか』（2002年、同前刊）を発表されているが、この間の世界経済の構造変化に着目し、新たな資料の調査・研究を通して、「国際マネー」の投機師に翻弄される世界経済の実態を明らかにすべく本書を刊行された。本書で取り上げられているのは、サブタイトルにも示されているように、「大銀行」と「多国籍企業」の動向である。そのさい著者は、みずほ総研、野村総研、イングランド銀行等民間機関の調査報告書、そして金融庁、OECD、IMFといった公的機関の報告・政策提言、さらにアメリカ商務省の資料等を縦横に駆使して、世界経済の実態に肉迫されている。

著者は、本書の「はしめに」の冒頭で、「今日の世界経済危機は、金融バブルの際限のない膨張の結果生じた金融危機と、資本の過剰蓄積、過剰生産の結果生じた過剰生産恐慌と、アメリカの対外不均衡の長期継続とその拡大の結果生じた“ドル債務上の楼閣”、アメリカ経済の破綻などが重なっている」と喝破し、そこに胚胎し

ている問題として次の三点を指摘されている。第一は、「なぜ今日の金融危機は、これほどグローバルな広がりを持ち、かつてない破壊力があつたのか」。第二に、戦後の資本主義世界は6回にわたる過剰生産恐慌に見舞われたが、「なぜ今日の過剰生産恐慌が、かつてなく重大なものとなったのか」。第三に、「2007年にはじまった金融危機は、金融のグローバリゼーションと自由化をやれば、アメリカの国際収支の赤字問題は資本流入によって解決できるだろうという〈最後の実験〉の暗澹たる結果を残した」。こうした問題意識をもって執筆された本書は、4章と補論から構成されている。以下、内容にそくして各章の概要を紹介しておきたい。

第1章「闇の中へ移された巨大銀行ビジネス——規制なき私的利益追求〔その1〕」では、巨大銀行の業務が本来の銀行信用（預金、貸付、手形割引）から逸脱して、複雑な仕組みをもつグローバルな「金融ビジネス」＝金融詐欺に重点を移しており、そのことが「金融バブルの暴走」を引きおこし、グローバルな金融危機の連鎖的爆発をもたらすに至ったことを、銀行の調査報告等を利用して解明している。とくに、「3 バランスシートから外して導管内でのビジネス」では、「超過利ざや」稼ぎに狂奔する大銀行の業務パターンの変容の実態が、さらに「4 巨大銀行とヘッジファンドとの癒着の構造」では国家の規制を受けない国際的な投資銀行とヘッジファンドの暗躍ぶりが、見事にあぶり出されている。

第2章「自国経済の停滞、多国籍企業の急成長——規制なき私的利益追求〔その2〕」では、先進資本主義諸国の経済が国内的には停滞していくなかで、多国籍企業のグローバルな投資活動は活発化し、国境を越える企業の買収・合併を激増させ、今日では世界の生産の3分の1以上を支配するにいたっている。こうした多国籍企業のグローバルな投資活動が、先進資本主義国内の経済停滞、とりわけ失業や不安定就業の

新刊紹介

増大をもたらしていることを、さまざまな統計資料と具体的な多国籍企業の活動実態にもとづきながら解明されている。

第3章「対外不均衡を一挙に拡大したアメリカ経済」は、ボリューム的には前2章にくらべるとわずかであるが、1990年代後半以降のアメリカの対外経済不均衡がそれまでとは違った新たな段階に進んだことを、「米国経常収支赤字、米国資本の対外流出、外国資本の流入—各時期の年平均」の動向を分析し、解明している。本章では、さまざまな統計数字を加工して、アメリカ経済の動向が判りやすく図表化されており、著者の苦心のあとがうかがえる。

第4章「まとめと課題」では、以上の分析を踏まえて、「1 金融制度問題」、「2 多国籍企業問題」、「3 ドル危機問題」と焦眉の課題をめぐってどのように対応すべきかを考察されている。そこでは、銀行と金融システムにたいする公的管理と規制の再確立、国連を中心に多国籍企業への規制にかんするとりきめ、アメリカのドル撒布政策の片棒をかつがされてきた日米関係の全面的見直し等、の提案がなされている。

最後の補論「マルクスの視点からのアプローチ」では、今日の世界金融危機問題へのアプローチとしてマルクス信用論のもつ理論的意義を『資本論』の叙述に論及しながら強調されている。

著者は「あとがき」で、今日の世界経済危機を「目の前で始まった地殻変動を見る思いで(私は地質学出身なので)、毎日が熱の入った観察となった」と記されているが、そうした熱気が伝わってくる労作である。今日の複雑な金融の仕組みや金融商品、一見無味乾燥な統計数字等々が出てきて、必ずしも読みやすいとは言えないが、それは熟読玩味することによって克服されるであろう。

(2009年11月・新日本出版社・2,000円)

(あまの みつり・常任理事・千葉商科大学名誉教授)

浅井春夫・金澤誠一編著

『福祉・保育現場の貧困 人間の安全保障を求めて』

清水 俊朗

350ページを超える本書が読みやすく感じるのは、単に文章や構成が整理されているだけでなく、全体を貫かれている問題意識が、私自身にとって十分に共感し納得できるものであるからだろう。本書は4つの章から構成されている。第1に、福祉・保育の現場の課題について貧困問題の第一人者である金澤氏が問題提起をしている。特に金澤氏が労働組合と合同で行ったアンケート調査(2007年)や「最低生計費」のデータを用いた福祉・保育労働者の実態分析は実に明晰である。次に、「人間の安全保障の行方」として、保育所、学童保育所、児童養護施設、児童相談所、福祉事務所生活保護行政、障害者施設、高齢者福祉など現場労働者の実態が報告されている。これを読むと福祉全体が人権や命の安全すら守られない状況にあることがよく分る。続いて、「福祉労働の今を問う」では、官製ワーキングプアとも言える深刻な人材確保問題、また構造改革で市場化が進み福祉労働そのものが変質しつつあるなかで、労働者や関係者が苦悩しながらも運動に取り組む姿がレポートされている。最後の章は、浅井氏が福祉・保育現場の貧困を捉える視点を指標化し、国の社会福祉政策への批判と現場の側からの政策提言を提起している。なかでも緊急措置として全福祉労働者の年収を450万円水準に引き上げ、施設等の最低基準改善のため検討会を設置すべきという提案は具体的で多くの読者の共感を得るであろう。

社会福祉基礎構造改革は、それまでも低い水準に放置されてきた福祉施策を、新自由主義的

な自己責任と市場原理に基づく制度に改変し、国民と労働者をいっそう貧困に陥れてきた。この事実は今や誰の目から見ても明らかである。

それに対する国民の運動は、障害者自立支援法を廃止させ、介護制度の再生の世論を高め、介護労働者の処遇改善については介護報酬の改定など具体的な前進を勝ち取ってきた。とりわけ介護労働者の問題が国民の介護にとって重要な問題であるという点で国民的な合意形成がされ始めたことは歴史的であった。しかし、誕生した新政権は当初の期待とは裏腹に前政権以上に構造改革路線に固執している。それに対し私たちの運動も新たな展開を求められている。

本書は、これからの福祉・保育労働者や関係者の共同の運動を結びつけるため共有すべき問題意識と課題を示唆している。同時に、憲法25条の示す理念を具体化する対場から、現在の社会福祉政策への批判と政府への責任追及ともなっている。「福祉・保育現場の現状を変えたい」と願う多くの方々にはぜひとも一読を進めたい。

(2009年6月・明石書店・2,300円)

(しみず としあき・全国福祉保育労働組合書記長)

吉岡吉典著

『ILO の創設と 日本の労働行政』

布施 恵輔

本書はすでに多くの紹介がなされているが、全労連での活動を通じて現場でILOにもかかわりがある立場で本書の紹介をしたい。

本書は国際労働基準と日本の現実を深く理解する上で欠かせない内容となっている。第一次世界大戦後、高揚する欧州の労働運動とロシア革命を背景に1919年に誕生したILO（国際労働機関）は、数々の条約や勧告を通じ国際労働基

準を世界に示してきた。昨年はILO創立90周年に当たり、「公正なグローバル化に向けたディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）に関する社会対話」と題する各種行事を各国で開催した。ディーセントワークの概念で表現されるILOの歴史的使命は、男女を問わずすべての人々が自由、公平、安全保障、人間の尊厳といった条件の下で、生産的な仕事を得る機会の確保に向けたこのディーセントワーク課題は、雇用と企業、就労上の権利、社会的保護、社会対話の四つの柱で構成され、各国のみならず、地域、世界レベルでも強く支持されている。仕事は尊厳の源でなくてはならない、労働は商品でない、一部の貧困は全体の繁栄にとって危険である、といった価値を共有し、政労使は対話を続けてきた。この価値と活動が認められ、ILOは1969年にノーベル平和賞を受賞している。

日本は設立当初から常任理事国であり、第二次大戦中に一時期脱退するが現在も政労使それぞれの代表が理事を占める重要な国である。全労連の行動綱領は、基本的な目標の一に『私たちは、大幅賃上げ、全国一律最低賃金制の確立、労働時間短縮、「合理化」反対、雇用保障、働く女性の地位向上、ILO条約など国際労働基準への到達をはじめとする労働者の切実な要求の実現をめざします。』とある。労働時間、労働者・労働組合の権利、差別と平等の問題でも国際労働基準に照らし、日本の私たちの現実の遅れは日々の活動の中でも実感できる。その日本とILOとのかかわりを歴史的にひも解くことによって、今日の国際労働基準と日本の労働行政との関係を明らかにしている。

本書では、労働者のたたかひの歴史の中にILO創設を位置づけ、初期の段階から日本政府と使用者がILOの理念を無視し、ごまかしを行ってきたことが、外交資料を駆使して展開される。ILOや国際労働基準に関する解説や専門書の中で、労働者・労働組合のたたかひの歴史がILOに深くかかわっていること、日本の姿勢がいかに

新刊紹介

に国際的にも特異であるかがこれだけ体系的に研究されたのは他にない。

朝鮮史、レッドパージなど歴史研究の著作も多数ある中で、労働問題を正面から取り上げている本書を読むと、歴史と向き合い正しく受け継ぎ、発展させることの必要性を考えさせられる。長年、いわゆる従軍慰安婦問題を含む戦時強制労働に関し29号条約（強制労働）違反であるという指摘が専門家委員会から日本政府にたびたび出される。そのたび日本政府はILO総会基準委員会で取り上げることを阻止しようと労使を巻き込み全力をあげる。すでに「解決済み」で解消された問題を取り上げるのはILOのマンデートを超えるというのがその理屈である。しかしそれは、米国やカナダの議会決議の流れを見るまでもなく、国家による戦争犯罪を真摯に

反省し謝罪するという世界の流れに背くものである。日本の態度に失望しているのは各国の労働者代表だけではない。日本政府が戦争責任に向き合わないことは、実は労働政策でも戦前からの国際基準無視、労働組合敵視の態度と結びついていることが本書を読むとよくわかる。

歴史研究ともいえる本書は、今日の私たちの運動課題とも深くかかわっている。日本共産党の参議院議員で社会労働政策委員長も務めた著者が09年3月に亡くなってから本書は発行された。そのため本書は「第11章 改良闘争の意義とILO」が未提稿のまま発刊されている。この章の中身は、全労連の行動綱領に示されたたたかいの担い手である私たちにかかっていると思う。

(2009年12月・大月書店・3,000円)

(ふせ けいすけ・会員・全労連国際局長)

藤吉信博さんを偲ぶ

浜岡 政好

当労働総研の事務局次長だった藤吉さんが事故で倒れ、復帰を目指しての療養中に急逝されてもう1年以上がたった。しかし、それこそ不意に私の目の前からいなくなったので、今でも「やー久しぶり」などと言ってニコニコ笑いながら現れてきそうな気がしている。

はじめに労働総研事務局に至る藤吉さんの略歴を簡単に紹介しよう。藤吉さんは1939年12月に福岡県に生まれ、地元の八女高校を卒業後、中央大学の経済学部に入學、その後、中央大学の経済学研究科の博士課程を修了して、1969年4月から共産党中央委員会に勤務した。そして1970年7月以降は雑誌『労働運動』誌の編集部で活躍し、1977年11月には編集長に就任した。1994年からは全労連の事務局に移り、さらに2001年からは労働運動総合研究所において事務局次長として采配をふるった。

藤吉さんの活動の前半の80年代までは日本の労働運動の右翼的再編に反対し、階級的労働運動の発展のために『労働運動』誌を主舞台に論陣を組織することに注がれた。そして90年代以降には産声を上げた階級的ナショナルセンターの全労連が理論的にも組織的にも日本の労働運動において主導的役割が担えるように、全労連事務局、労働総研事務局と場所を移りながら全力を挙げてこの課題に取り組んだ。こうしたイデオロギー戦線での戦いは、マスコミやアカデミズムの動向、社会運動の動きなども視野に入れた実にデリケートなものであったが、原則を堅持しながら柔軟に対処する藤吉さん一流の気

配りと粘り強さで、個性豊かな理論家の研究者や実践家が気持ちよく活躍できるように心を砕いた。

私と藤吉さんとの出会いは中央大学の学生サークルであった。歴史好き少年であった私は、1962年に大学に入ると早速歴史学研究会なるサークルの門を叩いたが、そこに藤吉先輩がいたという訳である。こうして藤吉さんとの長いつきあいが始まった。田舎出の高校生で「歴研」なるサークルが何か知らずに入部した私は、学生運動の各セクトの見本市のようなサークルの雰囲気と威勢のよい言動に幻惑されていたが、藤吉さんはそういう新入生の前にひょうひょうとして現れ、少し大人びた口調で「君は将来どう生活するつもりかね」と尋ねた。これが藤吉さんの最初の強い印象であった。

その後、大学院時代、『労働運動』誌時代、全労連時代、労働総研時代と、ともに夢を語り、藤吉さんの企ての一端を少し担うという関係が続いた。側で見ていて、藤吉さんが理論的にも人間的にも大きく変わったなと感じたのは、阪神淡路大震災後の復興活動に携わった以降である。労働組合に結集できない多くの被災者との出会いによって、藤吉さんの労働運動論はさらに進化したように思う。最後に、藤吉さんとの長い関わりのなかでのさまざまな仕事を振り返って一字で表現すれば、「楽」かな、と思う。藤吉さん、ありがとう。

(はまおか まさよし・常任理事・佛教大学教授)

編集後記

日本は、企業数の99%、労働者数の70%以上が中小企業で占められている。しかし日本経済を支えている中小企業は、長引く不況や大企業の海外展開やリーマンショックによる急速な受注減などで、存続が危ぶまれている状態にある。本号は、中小企業労働運動、中小企業の経営を守る取り組み、ヨーロッパの中小企業憲章の意義と日本での憲章の制定を目指す取り組みなど多面的な角度から、苦境にある中小企業を特集している。

特集以外でも、研究として「企業別組合を考える」、国際・国内動向として「NPT再検討会議」「トヨタ・リコール問題」「日米安保50年」など多彩な論文、解説記事を掲載している。いずれも時宜にかなった論文やこれまでの研究をまとめたものなど力作揃いである。ご一読の上、感想をお寄せいただきたい。

(M. F.)

『労働総研クォーターリー』No.78 (2010年春季号) お詫びと訂正

『労働総研クォーターリー』No.78 (2010年春季号)、15ページ「労働総研20年の歩み」の「II 研究プロジェクト・研究部会の研究成果の公刊」に、以下を加えて、それ以降の番号を一つずつ繰り下げてください。

19) 相澤與一・黒田兼一監修、労働総研編『グローバリゼーションと「日本的労使関係」』(2000年、新日本出版社)

以上、お詫びして、訂正いたします。

季刊 労働総研クォーターリー No.79 (2010年夏季号)
2010年7月1日発行

編集・発行 労働運動総合研究所

〒102-0093 東京都千代田区平河町1-9-1 TEL 03 (3230) 0441
メゾン平河町501 FAX 03 (3230) 0442
<http://www.yuiyuidori.net/soken/>

印刷 有限会社 なんぶ企画

頒価 1部 1,250円

年間購読料 5,000円

(会員の購読料は会費に含む)

〈定価は税込〉

学習の友社 新刊案内

内部留保の 経営分析

内部留保の経営分析
過剰蓄積の実態と活用



過剰蓄積の
実態と活用

小栗崇資（駒澤大学教授）・
谷江武士（名城大学教授） 編著

“埋蔵金”を雇用のために活用せよ！ 巨額の内部留保を温存したまま「派遣切り」「雇い止め」が横行されることに高まる社会的批判。内部留保とは何か？企業が主張するように「設備投資などに使われていて取り崩しはできない」のか？第一部で現代の企業会計の基礎をやさしく解説、第二部で内部留保の実態とその活用が十分可能であることを明らかにする。

四六判上製一八二頁 定価二二〇〇円 送料二九〇円

月刊 全労連

2010年 7月号 全労連 編集・発行
毎月15日発行・定価500円送料76円

特集 新たな地平へ入る 最賃闘争

2010 最賃闘争—運動の到達と課題
全労連調査局長 伊藤圭一

自治労連 / いわて労連 / 東京地評 / 京都総評
/ 生協労連 / 全労連 / 全国一般

核不拡散条約（NPT）再検討会議
ニューヨーク（NY）行動

全労連 / 自治労連 / 全教 / JMIU / 生協労連

全国労働組合総連合

お申し込みは 発行元 学習の友社
TEL 03-5842-5641
FAX 03-5842-5645

世界の労働組合運動の現状調査報告

最新版

世界の労働者のたたかい 2010 危機に立ち向かう

全国労働組合総連合 編

アメリカ発の金融・経済危機は、多くの国で雇用危機が広がったばかりでなく、中小企業の経営危機や国民諸階層の貧困化もすすむなど深刻な影響を与えた。こうしたなか、各国の労働組合が、雇用防衛・賃上げ・中小企業の経営支援・低所得層向け減税などを要求することにも、これらの実現による内需拡大によってこそ経済危機から脱することができるとしてたたかいを強めた。多彩なたたかいの調査報告最新版。定価一〇〇〇円 送料二九〇円

〒113-0034 東京都文京区湯島 2-4-4
郵便振替 00100-6-179157

学習の友社

TEL 03-5842-5641
FAX 03-5842-5645

Contents

Feature Article : Problems Facing Small and Medium-Sized Businesses Labor under the Economic Crisis

- * Labor Movement in Small and Medium-Sized Businesses Yasuhiro NAKAJIMA
- * Breaking Down the Large Companies' Domination of Small and Medium-Sized Businesses and the Use of Two Subcontract Laws Toshio AIDA
- * Internal Reserves and Points on Business Analysis of Small and Medium-Sized Enterprises Hisashi OHKI
- * Cooperation for Defending the Operation of Small and Medium-Sized Businesses Kazuo MATSUMARU
- * Europe's Charter for Small and Medium-Sized Businesses and Japan Yasushi URITA

Activity Reports : Effort to Defend Small and Medium-Sized Businesses and Local Economy

- * Repealing the Voluntary Retirement and Work for Business Reconstruction based on "Agreement and Cooperation" Masahiro OKUTANI
- * Improvement in Operation of Ready-mixed Concrete Companies in Osaka and Hyogo Sadamichi OKAMOTO
- * Winning the Urgent Subsidy System as Direct Support for Local Manufacturing Industry Toshio NAKAZATO
- * Change in Suita City's Commerce and Industry Administration and Proposal Activities by Democratic Association of Traders and Producers Eiichi NISHIO

Study

- * Thought on In-house Unions-Learning from History of Post-war Labor Movement Hiroshi ARABORI

Information at Home and Abroad

- * Actions in New York for the Nuclear Non-Proliferation Treaty (NPT) Review Conference ~ Major Change in International Politics Convinces Us of the Power of Grassroots Actions Tamiko KOMATSU
- * What Does the Toyota Recall Problem Show? Shozo SASAKI
- * 50th Year from the Revision of the Japan-U. S. Security Treaty - U. S. World Strategy and Japan Jun CHISAKA

New Publication

- * *"Changing Capitalism and the Economic Crisis - What Did Major Banks and Multinationals Did?"* by Akira KUDO Mitsunori AMANO
- * *"Poverty in the Field of Welfare and Day Care Services Seeking Human Security,"* by Haruo ASAI and Seiichi KANEZAWA Toshiaki SHIMIZU
- * *"Foundation of ILO and Japan's Labor Administration,"* by Yoshinori YOSHIOKA Keisuke FUSE

- * In Memory of Nobuhiro FUJIYOSHI

Masayoshi HAMAOKA

Edited and Published by
The Japan Research Institute of Labour Movement (Rodo Soken)
Maison-Hirakawacho 501

1-9-1 Hirakawacho, Chiyoda-Ku, Tokyo 102-0093
Phone : 03-3230-0441 Fax : 03-3230-0442

季刊 労働総研クォーターリーNo.79 頒価1,250円 (本体1,190円)
(会員の購読料は会費に含む)